

いわき市環境基本計画（第二次） 一部改定版

いわき市
平成28年2月

はじめに



本市においては、環境が限られた資源であることを深く認識し、市民、事業者及び市が相互に協力し合い、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然とが健全に共生できるふるさと「いわき」の実現を目指すこととしております。

このような方針のもと、平成9年3月に「いわき市環境基本条例」を制定するとともに、同条例に基づき、平成11年3月に「いわき市環境基本計画」を、平成23年2月には「いわき市環境基本計画（第二次）」を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

「いわき市環境基本計画（第二次）」では、地球温暖化の危機、資源の浪費による危機及び生態系の危機に対応するため、基本目標として「低炭素社会づくり」、「循環型社会づくり」及び「自然共生社会づくり」を掲げ、各種施策を展開してまいりましたが、策定から5年が経過する中、環境を取り巻く状況も大きく変化してきました。

とりわけ、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、地震・津波・原発事故により、自然環境に甚大な被害が生じ、これに応じて、国や県の環境基本計画をはじめ、環境関連の新たな法律や計画が整備されました。

このような状況を踏まえ、国や県の施策との連動を図りながら、新たな環境課題に対応し、いわき市環境基本条例の基本理念に掲げる「恵み豊かな環境を確保し、将来の世代に継承」していくため、「いわき市環境基本計画（第二次）」を一部改定することといたしました。

本計画では、「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」という環境都市像や上記3つの基本目標を継承するとともに、原発事故に伴う放射性物質による環境汚染と市民の不安を払拭し誰もが安全に、安心して暮らせるまちを実現するため、新たに「原子力災害からの環境回復」を基本目標の一つに組み込みました。

これら4つの環境分野別基本目標と、「協働」・「支援」・「率先」による計画推進の仕組みにより、本市の環境まちづくりの推進を図ってまいります。

本計画は、環境課題に対する認識を共有し、市民、事業者及び市が互いに問題解決の当事者として行動するための一つの指針となるものであります。

市といたしましては、「美しい環境を守り、育てあう」という視点をまちづくりの柱に掲げ、引き続き、環境保全の取組みを積極的に進めてまいりますので、市民・事業者の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり御尽力いただきました「いわき市環境審議会」委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリングに御協力をいただいた市民・事業者の皆様、関係機関の皆様、心から感謝申し上げます。

平成28年2月

いわき市長 清水 敏男

目次

第1章 序論.....	1
第1節 市環境基本計画とは.....	2
1 環境基本計画の策定と改定の経過	2
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の対象.....	3
4 計画の期間.....	3
第2節 計画改定の趣旨.....	4
1 環境の状況・社会経済情勢の変化	4
2 市環境基本計画（第二次）の進捗状況・目標達成状況	4
3 市民・事業者の意識（市民・事業者アンケート）	4
4 計画の改定.....	5
第3節 改定のポイント.....	6
第4節 計画の構成.....	8
第2章 目標.....	11
第1節 めざしていく環境都市像	12
第2節 基本目標.....	13
1 低炭素社会づくり.....	13
2 循環型社会づくり.....	13
3 自然共生社会づくり.....	14
4 原子力災害からの環境回復.....	14
第3章 施策.....	17
第1節 低炭素社会づくり.....	19
1 再生可能エネルギー利用の推進	20
2 省エネルギー対策の推進.....	22
3 環境負荷の少ない都市空間の形成	24
いわき市地球温暖化対策実行計画－区域施策編－（第二次）〈関連事項・資料編〉.....	26
第2節 循環型社会づくり.....	33
1 発生抑制を主眼とした3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	34
2 発生した廃棄物の適正処理.....	36

3 まちの美化と不法投棄の防止.....	38
第3節 自然共生社会づくり.....	41
1 生物多様性・自然環境の保全.....	42
2 動植物の保護及び管理.....	46
3 自然とのふれあいの推進.....	48
4 大気、水等の保全.....	50
第4節 原子力災害からの環境回復.....	55
1 空間線量モニタリング及び除染.....	56
第4章 推進.....	59
第1節 計画推進の仕組み.....	60
1 協働による環境保全.....	62
2 環境配慮活動に対する支援.....	64
3 市の率先した環境配慮.....	67
いわき市地球温暖化対策実行計画—事務事業編—〈関連事項・資料編〉	70
第2節 目標達成の仕組み.....	73
1 目標達成の手法.....	73
2 環境指標による点検・公表.....	73
3 計画の見直し.....	73
参考資料.....	77
1 いわき市の概況.....	78
2 市環境基本条例.....	84
3 計画策定の検討体制.....	88
4 計画策定の検討経過.....	91
5 市民意見（パブリックコメント）等の概要.....	92
6 用語集.....	93

第1章 序論

第1節 市環境基本計画とは

- 1 環境基本計画の策定と改定の経過
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象
- 4 計画の期間

第2節 計画改定の趣旨

- 1 環境の状況・社会経済情勢の変化
- 2 市環境基本計画（第二次）の進捗状況・目標達成状況
- 3 市民・事業者の意識（市民・事業者アンケート）
- 4 計画の改定計画の期間

第3節 改定のポイント

第4節 計画の構成

第1節 市環境基本計画とは

1 環境基本計画の策定と改定の経過

本市では、環境に限られた資源であることを深く認識し、市民、事業者及び市が相互に協力し合い、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然とが健全に共生できるふるさと「いわき」の実現を目指し、平成9年3月に「市環境基本条例」を制定するとともに、同条例に基づき、平成11年3月に「市環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、循環型社会形成推進基本法※をはじめとする各種環境法令や、地球温暖化防止のための京都議定書※など、個別分野ごとに政策推進の新たな枠組みが整備されたことなども踏まえ、平成17年3月に同計画の一部改定を行いました。

平成23年2月には、同計画が終期を迎えるとともに、環境関連法令が改正又は成立したことなど踏まえ、時代に対応した環境施策を展開するため、「市環境基本計画（第二次）」を策定しました。

平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、地震・津波・原子力発電所事故を契機として、環境法令や環境施策に変化が生じたことなどから、本計画を改定することとしました。

<策定（改定）の経過>

市環境基本計画（第一次）	平成11年3月策定（計画期間：H11～H20）
市環境基本計画（第一次）一部改定	平成17年3月策定（計画期間：H17～H22）
市環境基本計画（第二次）	平成23年2月策定（計画期間：H23～H32）
市環境基本計画（第二次）一部改定	平成28年2月策定（計画期間：H28～H32）

2 計画の位置付け

(1) 根拠

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市環境基本条例第8条に基づき策定します。

(2) 性格

- 本市における環境行政の最も基本となる計画
- 環境の保全に関連する個別計画や施策の立案・展開にあたり、その根拠や基本的な方向性を示す
- 「新・市総合計画 ふるさと・いわき21プラン 基本構想」に掲げる「循環を基調とした、持続可能なまち」、「誰もが安全に、安心して暮らせるまち」、「活力に満ち、創造力あふれるまち」の3つの「めざしていく『いわき』の姿」の実現を環境面から支援するため、同計画に位置づけられているあらゆる施策が市環境基本条例の基本理念に沿って展開されるよう、環境の視点から整理・体系化し、施策の具体化を図る
- 市民や事業者にとって、環境に配慮した行動を実践するための指針

3 計画の対象

(1) 取組み主体

市環境基本条例の基本理念にのっとり、市民、事業者及び市が適正な役割分担の下、第2章第1節で掲げる「めざしていく環境都市像」及び「基本目標」の実現に向け、自主的かつ積極的に取り組むこととします。

また、広域的な対応が必要な事項については、周辺市町村、県及び国その他関係機関と連携して取り組むこととします。

(2) 環境の範囲

第2章第2節で掲げる基本目標を目指す上で、保全または推進を図るべき次の環境要素を本計画の対象とします。

【本計画において対象とする環境の範囲】

基本目標	環境要素	
低炭素社会づくり	再生可能エネルギー※、省エネルギー、都市構造、交通体系、緑地、森林、廃棄物 など	環境教育・環境学習、環境保全に携わる人材、環境情報、市民・事業者・市の環境配慮及び連携・協働など
循環型社会づくり	3R※(廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用)、一般廃棄物※、産業廃棄物※ など	
自然共生社会づくり	森林、農地、里地里山※、公園、緑地、河川、湿地、池沼、沿岸、海洋、温泉、景観、史跡名勝天然記念物、歴史的・文化的遺産、動植物、自然とのふれあい、大気、水、土壌・地下水、騒音・振動、悪臭、化学物質 など	
原子力災害からの環境回復	放射性物質※	

(3) 区域

本市全域を対象として、環境保全に取り組めます。

ただし、市域内外の環境や活動が相互の環境と密接な関係にあることを考慮し、市域外ひいては地球環境も視野に取り組むものとします。

4 計画の期間

「新・市総合計画後期基本計画」の計画期間を踏まえ、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。

なお、環境の状況、社会経済情勢、科学的技術の進歩及び科学的知見の集積、さらには、目標の達成状況・施策の推移状況などを踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを図ります。

※巻末参考資料「用語集（93～109頁）」参照

第2節 計画改定の趣旨

1 環境の状況・社会経済情勢の変化

平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、地震・津波・原子力発電所事故により自然環境が損なわれ、倒壊家屋や除染廃棄物※などの処理体制が求められたほか、防災に強いまちづくりや原子力発電に依存しない社会を目指す観点からの再生可能エネルギー※の一層の活用が求められています。

さらには、原子力災害を克服し、市民の不安を払拭するため、空間線量モニタリングや除染を推進する必要があります。

また、国においては、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めた「第四次環境基本計画」の策定や地球温暖化、廃棄物問題、生物多様性※の損失など各分野において世界規模の環境問題の深刻化に対応した計画を策定するなど、持続可能な社会への大きな変革の潮流にあります。

2 市環境基本計画（第二次）の進捗状況・目標達成状況

「市環境基本計画（第二次）」では、「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」を目指し、「低炭素社会づくり」、「循環型社会づくり」及び「自然共生社会づくり」を基本目標に掲げ、39の環境指標による進捗管理を行いながら、各施策を推進してきました。

平成26年度までの進捗状況・目標達成状況を概観しますと、市の施策の展開は概ね図られていたものの、東日本大震災の影響などから今後施策を修正して実施すべきものや、環境指標の目標達成が困難な状況のものもあり、進捗管理の面で課題が生じている状況にあります。

基本目標ごとに見ますと、「低炭素社会づくり」では、特に温室効果ガス※の排出量が増加傾向にあり、「循環型社会づくり」では、ごみの排出量の増加が見られ、「自然共生社会づくり」では、環境基準※は概ね達成されているものの、関連事業が実施できなかったものがあるなど、いずれの分野においても東日本大震災の影響が表れています。

3 市民・事業者の意識（市民・事業者アンケート）

計画の改定にあたり、市民及び事業者を対象に実施したアンケート調査結果によると、「循環型社会づくり」分野の「発生抑制を主眼とした3Rの推進」及び「発生した廃棄物の適正処理」が、満足度が高くかつ優先度も高い環境分野に挙げられており、自由意見においても、「ごみ処理・不法投棄」について高い関心を持っていることが示されており、これらの分野については、これまでの環境施策を今後も継続して取り組む必要があります。

「低炭素社会づくり」分野の「省エネルギー対策の推進」や、「自然共生社会づくり」分野の「自然環境の保全」などに関しては、優先度が高いものの満足度が低い結果となりました。また自由意見においては「原子力災害への対応」について多くの意見が寄せられました。これらの分野については、重点的に取り組む必要があると考えられます。

4 計画の改定

「市環境基本計画（第二次）」策定後に発生した東日本大震災による環境の状況・社会経済情勢の変化、環境法令改正及び環境関連施策の改定、本計画における環境指標の達成状況や施策の実績点検、市民・事業者の意見、さらには再生可能エネルギー技術の進展などの科学技術の進歩及び科学的知見の集積などを踏まえ、現況に対応し、市環境基本条例の基本理念の実現に向けた環境施策の展開を図るため、本計画を改定します。

<参考一東日本大震災後の国（●）及び福島県（○）の環境関連の主な法令・計画等>

分野	平成23年	平成24年
総合的な環境施策		●第四次環境基本計画
地球温暖化		
エネルギー		○福島県再生可能エネルギー推進ビジョン
廃棄物処理		
生物多様性		●生物多様性国家戦略2012-2020
放射性物質	●放射性物質汚染対処特措法 ●除染関係ガイドライン	○除染業務に係る技術指針
その他	●環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	●環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針

分野	平成25年	平成26年	平成27年
総合的な環境施策	○福島県環境基本計画（第四次）		
地球温暖化	○福島県地球温暖化対策推進計画		●気候変動の影響への適応計画
エネルギー		●エネルギー基本計画	●長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）
廃棄物処理	●第三次循環型社会形成推進基本計画		○福島県循環型社会形成推進計画 ○福島県廃棄物処理計画
生物多様性		○ふくしま生物多様性推進計画（第二次）	
放射性物質			
その他	○福島県水資源総合計画	●水循環基本法 ○福島県環境教育等行動計画	●水循環基本計画

※巻末参考資料「用語集（93～109頁）」参照

第3節 改定のポイント

計画の改定にあたっては、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、本市が長期的かつ継続的にめざしていく環境都市像として掲げた「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」、並びにこの具体化に向け設定した3つの分野別基本目標（施策）「低炭素社会づくり」、「循環型社会づくり」及び「自然共生社会づくり」は継承しつつ（A、C）、東日本大震災による環境の変化や原子力災害の影響、計画の進捗状況及び市民・事業者意見等を踏まえ、平成26年度に作成した「市環境基本計画（第二次）改定方針」に基づき、主に次の1～7について見直しを図りました。

文中の（A～F）は、「いわき市環境基本計画（第二次）改定方針」で示した次の各項目に対応しています。

【いわき市環境基本計画（第二次）改定方針】

- A 計画目標「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」の実現を引き続き目指す計画
- B 「いわき市環境基本計画（第二次）実績点検総括」を踏まえた計画
- C 関連法令、国・県等の関連計画との整合が図られた計画
- D 全国的な時代潮流や先進事例等を踏まえた計画
- E 施策等の実効性を高める計画
- F 分かりやすい計画

改定のポイント

1 基本目標及び施策体系に「原子力災害からの環境回復」を新たに位置づけ（B、C、D）

→ 「誰もが安全に、安心して暮らせるまち」（新・市総合計画 ふるさと・いわき21プラン 基本構想）及び「原子力災害の克服」（市復興ビジョン）を環境の側面から推進するため、空間線量モニタリング及び除染対策を位置づけ

2 継続した取組みの推進（A、B、C、D）

→ 基本目標及び施策体系に「原子力災害からの環境回復」を追加する一方で、環境保全施策は平常時または非常時を問わず継続的な取組みが必要であり、また、国・県の方向性との整合を図るため、既存の目標・施策体系は基本的に維持

→ 市民アンケート調査の結果、意見が多かった、集積所の管理やポイ捨て・不法投棄防止に対応する「まちの美化と不法投棄の防止」及びイノシシの捕獲等に対応する「動植物の保護及び管理」については、これまで同様、個別に節立てして取り組む

3 環境指標の見直し（B、C、E）

→ 東日本大震災の影響により事業の進捗に支障が生じたなど、やむを得ない事情により目標達成が困難な指標については、現実的な数値目標に修正。ただし、環境基本条例の基本理念等に基づき、あえて厳しいあるいは野心的な数値目標を掲げているものについては、設定を維持

→ 既存計画において指標が設定されていなかった「計画推進の仕組み」の項について、市民・事業者・市の協働による環境保全に向けた取組みの進捗把握及び実効性の担保を図るため、新たに指標を設定

4 各施策の担当課を明記（E、F）

- 市の各部署の役割と責任を明確にし、計画の実効性を高めるため、各取組みに対応する担当課を明記

5 環境課題への対応（A、B、C、D）

- 「再生可能エネルギーの導入を推進し、原子力発電に依存しない社会を目指す」とした市復興ビジョンの理念、並びに「新エネルギー利用の推進」及び「省エネルギー対策の推進」を重点的に取り組むべきとした「市環境基本計画（第二次）改定方針」を踏まえ、再生可能エネルギー導入及び省エネルギー対策を一層推進

具体的には、これまでの導入促進策や普及啓発策に加え、公共施設等における地中熱※などによる熱利用及び小水力発電※や地熱バイナリー発電※などによる未活用の再生可能エネルギー※の導入可能性調査や、温室効果ガス※の削減が進まない民生部門への省エネルギー機器の導入促進、機器導入効果の把握及びこれを活用した普及啓発の仕組みの構築

- （再掲）市民意見を踏まえた「まちの美化と不法投棄の防止」及び「動植物の保護及び管理」対策の推進（上記2参照）
- 生物多様性基本法※を踏まえ、「生物多様性の保全・持続可能な利用」に関する施策を追加

具体的には、生物多様性に対する理解の促進、開発行為における自然環境への配慮、津波被害地域における自然環境保護

6 環境保全に関する普及啓発及び広報の強化（B、F）

- 市民・事業者の自主的かつ積極的な取組みを促進するとともに、市の環境施策について情報提供を求める市民意見（市民・事業者アンケート調査結果）を踏まえ、特に市民・事業者アンケート調査において、施策実施の「優先度」が低いと判定された項目（課題解決の重要性や施策の内容がイメージしにくいあるいは認知度が低い）を中心に、環境保全に関する普及啓発及び広報を一層充実
- 市環境基本計画の周知を図るため、分かりやすい概要版を作成し、各種広報媒体や出前講座などにおいて普及啓発に活用

7 各種計画の統合（B、C、F）

- 法令において、地方公共団体に計画策定の義務あるいは努力義務が課されているものの、内容が重複し、個別に策定する意義が少ない個別計画については、市民等が本市の環境施策を一体的に把握できるよう市環境基本計画に吸収統合
- 具体的には、「地球温暖化対策の推進に関する法律※」に規定する「地方公共団体実行計画（区域施策編及び事務事業編（＝市循環型オフィスづくり行動計画））※」、「生物多様性基本法※」に規定する「生物多様性地域戦略※」及び「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律※」に規定する「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画※」を包含

※巻末参考資料「用語集（93～109頁）」参照

第4節 計画の構成

第1章「序論」、第2章「目標」、第3章「施策」、第4章「推進」の4章構成とし、巻末に「参考資料」を掲載しています。

第1章 序論	
第1節 市環境基本計画とは	第2節 計画改定の趣旨
第3節 改定のポイント	第4節 計画の構成
第2章 目標	
第1節 めざしていく環境都市像 「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」	
第2節 基本目標 「低炭素社会づくり」、「循環型社会づくり」、「自然共生社会づくり」 「原子力災害からの環境回復」	
第3章 施策	
第1節 低炭素社会づくり 「再生可能エネルギー利用の推進」、「省エネルギー対策の推進」、 「環境負荷の少ない都市空間の形成」 いわき市地球温暖化対策実行計画－区域施策編－（第2次） 関連事項・資料編	
第2節 循環型社会づくり 「発生抑制を主眼とした3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進」、 「発生した廃棄物の適正処理」、「まちの美化と不法投棄の防止」	
第3節 自然共生社会づくり 「生物多様性・自然環境の保全」、「動植物の保護及び管理」、 「自然とのふれあいの推進」、「大気、水等の保全」	
第4節 原子力災害からの環境回復 「空間線量モニタリング及び除染」	
第4章 推進	
第1節 計画推進の仕組み 「協働による環境保全」、「環境配慮活動に対する支援」、 「市の率先した環境配慮」 いわき市地球温暖化対策実行計画－事務事業編－ （第5次循環型オフィスづくり行動計画） 関連事項・資料編	
第2節 目標達成の仕組み 「目標達成の手法」、「環境指標による点検」、「計画の見直し」	
参考資料	
いわき市の概況、市環境基本条例、計画策定の検討体制、計画策定の経過、 市民意見（パブリックコメント）等の概要、用語集	

<本計画と各種環境関連法令との関係>

各種環境関連法令に定める「地方公共団体の責務及び施策」に対応するとともに、次の各計画等に相当するものである。

本計画第3章第1節を中心とした全編	○ 「地球温暖化対策の推進に関する法律※」第20条の3第3項及び第4項に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)※」
本計画第3章第3節を中心とした全編	○ 「生物多様性基本法※」第13条に基づく「生物多様性地域戦略※」
本計画第4章第1節及び第3章第3節3を中心とした全編	○ 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律※」第8条に定める「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画※」に相当
本計画第4章第1節3	○ 「地球温暖化対策の推進に関する法律※」第20条の3第1項に基づく「地方公共団体実行計画(事務事業編)※」

※巻末参考資料「用語集(93～109頁)」参照

第1章「序論」

第2章 目標

第1節 めざしていく環境都市像

第2節 基本目標

- 1 低炭素社会づくり
- 2 循環型社会づくり
- 3 自然共生社会づくり
- 4 原子力災害からの環境回復

第1節 めざしていく環境都市像

新・市総合計画に掲げる「めざしていく『いわき』の姿」及び市環境基本条例に定める「基本理念」を踏まえ、めざしていく環境都市像として「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」を掲げ、市民、事業者及び市が適正な役割分担の下、連携・協働してその実現を目指します。

人と自然が共生するまち 循環都市いわき

新・市総合計画 基本構想 ふるさと・いわき21プラン 「めざしていく『いわき』の姿」

- 循環を基調とした、
持続可能なまち
- 誰もが安全に、
安心して暮らせるまち
- 活力に満ち、
創造力あふれるまち

市環境基本条例 「基本理念」

- 健全で恵み豊かな環境の
確保と将来への継承
- 人と自然との共生
- 持続的な発展が可能な
社会の構築
- 市民・事業者・市の
適正な役割分担
- 地球環境保全

第2節 基本目標

「めざしていく環境都市像」を具体化していくために、市環境基本条例に定める「施策の基本指針」及び近年の環境課題を踏まえ、3つの環境分野及び原子力災害への対応に関する目標を設定し、各種施策の展開を図ります。

なお、施策の展開にあたっては、すべての主体があらゆる活動・場面（計画（立案）～実行～評価～改善）において、環境の保全を最優先に考え、常に環境の状態を把握し、また環境への影響を予測・評価しながら行動する必要があることから、そのため、「環境優先」、「環境管理」の2つの考え方をあらゆる施策（行動）展開の基本とします。

1 低炭素社会づくり

地球温暖化によって、異常気象の頻発、気候システムの急激な転換といった影響を起こすのみならず、生態系への影響に加え、水不足、農業への打撃、感染症の増加、災害の激化など私たちの経済・社会活動に様々な悪影響が複合的に生じる可能性が指摘されています。世界的には、既にそれらの悪影響が生じている地域もあり、今後の気温上昇に従って、より深刻な悪影響が拡大していくことが予測されています。

この地球温暖化の危機に対応するため、化石燃料※の使用抑制などの発生源対策や、緑地保全・森林整備などの吸収源対策の取組みにより、これまでより温室効果ガス※の排出が少ない「低炭素社会」を目指します。

2 循環型社会づくり

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、地球上の有限の資源を浪費し、健全な物質循環を阻害する側面を有しており、天然資源の枯渇や価格高騰による資源制約への懸念、天然資源収奪による環境破壊、有害廃棄物の不適正処理などによる環境汚染などの問題を引き起こしています。

この資源の浪費による危機に対応するため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生抑制や循環資源※の利用などの取組みにより、環境への負荷をできる限り少なくする「循環型社会」を目指します。

※巻末参考資料「用語集（93～109頁）」参照

3 自然共生社会づくり

自然環境は、その中に息づく多様な生物が、様々な自然の状態に適応しながら、微妙なバランスのもと、生態系の中でそれぞれ役割を担い相互に影響しあうことによって、長い年月をかけて形成されてきたものです。

私たち人間のみならずあらゆる生物は、生物の多様性が保たれた豊かな自然環境から、食料や水の供給、安定した気候、美しい景観など、様々な恩恵を受けて生きています。しかし、生物の生息・生育環境が人間活動による土地改変や環境汚染などにより大きく損なわれ、種の絶滅のおそれ、里地里山※における人間の働きかけの後退による生態系の劣化、外来生物による在来の生態系のかく乱、美しい景観の損失などの問題が引き起こされています。

この生態系の危機に対応するため、生物多様性※が適切に保たれ、自然の循環に沿う形であらゆる社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」を目指します。

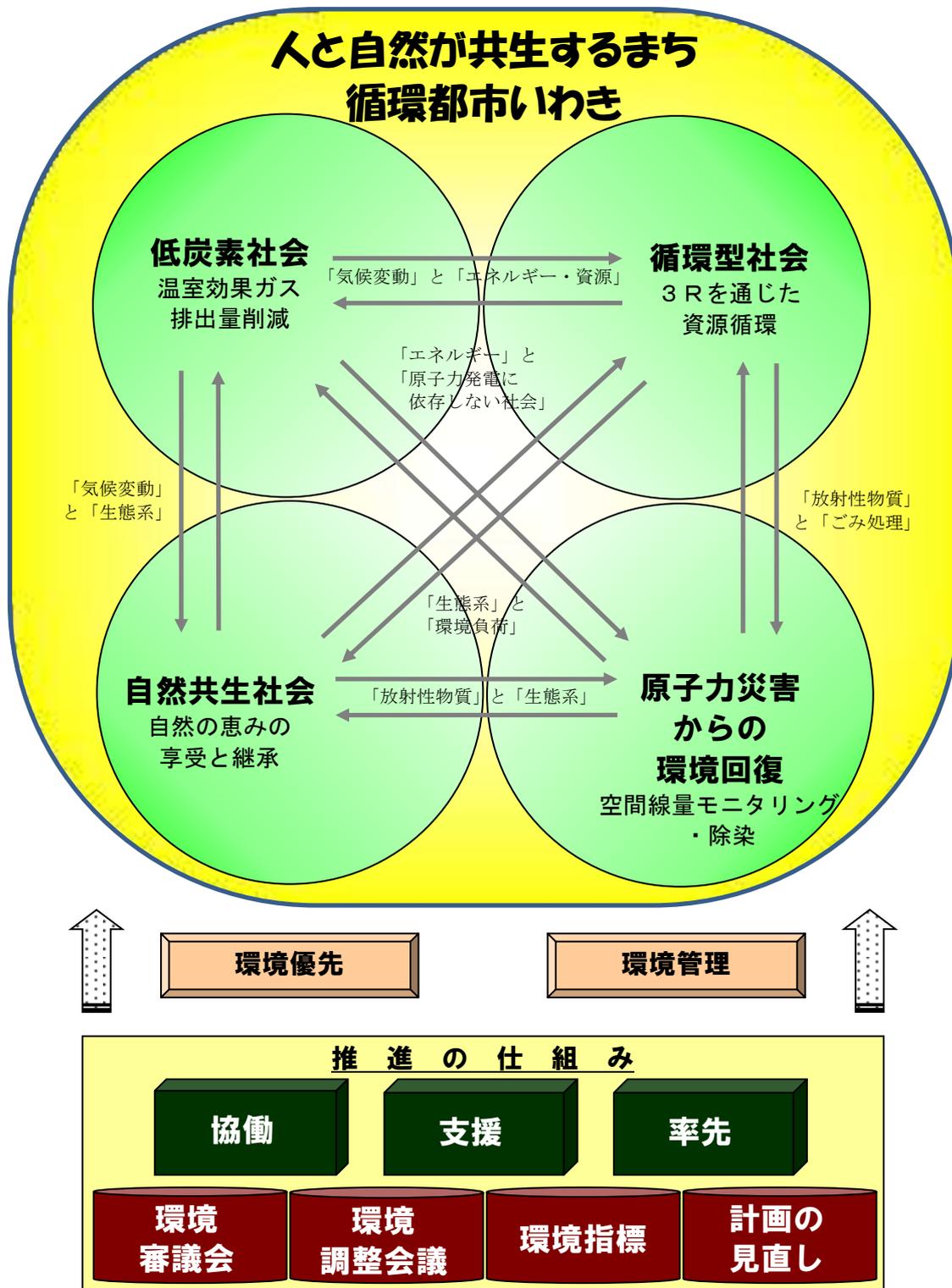
4 原子力災害からの環境回復

東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質※が放出され、広範囲にわたって環境が汚染され、また、多くの市民が放射能に対する不安を抱えながらの生活を余儀なくされました。

市民が安全に、安心して生活できるよう、健全で恵み豊かな環境を確保・継承することは、東日本大震災からの復興や健全な社会活動、さらには上述の「低炭素社会づくり」、「循環型社会づくり」、「自然共生社会づくり」を実現する上での基盤となるものです。

空間線量モニタリング、除染※及び汚染廃棄物の適正処理を通じ、放射性物質※による環境汚染と市民の不安を払拭し、市復興ビジョンに掲げる「原子力災害を克服する」並びに市総合計画基本構想に掲げる「誰もが安全に、安心して暮らせるまち」を具現化するため、「原子力災害からの環境回復」を目指します。

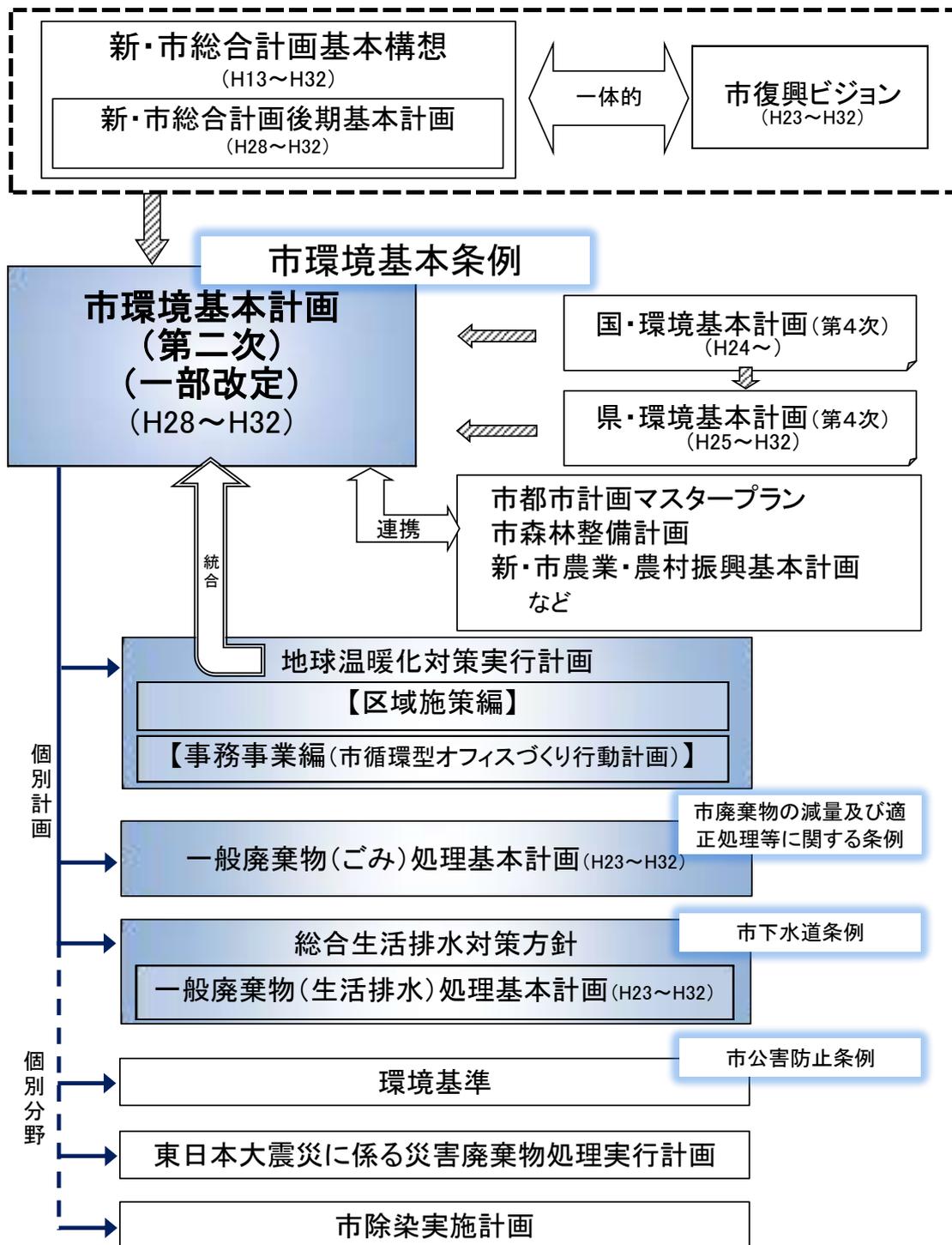
- 「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」に向けた統合的な取組み



※巻末参考資料「用語集（93～109頁）」参照

第2章「目標」

○ 関連計画の相関図



第3章 施策

第1節 低炭素社会づくり

- 1 再生可能エネルギー利用の推進
- 2 省エネルギー対策の推進
- 3 環境負荷の少ない都市空間の形成

第2節 循環型社会づくり

- 1 発生抑制を主眼とした
3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- 2 発生した廃棄物の適正処理
- 3 まちの美化と不法投棄の防止

第3節 自然共生社会づくり

- 1 生物多様性・自然環境の保全
- 2 動植物の保護及び管理
- 3 自然とのふれあいの推進
- 4 大気、水等の保全

第4節 原子力災害からの環境回復

- 1 空間線量モニタリング及び除染

施 策 体 系

大項目	中項目	小項目
第1節 低炭素社会 づくり	1 再生可能エネルギー 利用の推進	再生可能エネルギー等の普及促進
		エネルギーの有効活用
	2 省エネルギー対策 の推進	省エネルギー行動の促進
		省エネルギー機器等の普及促進
	3 環境負荷の少ない 都市空間の形成	エネルギー使用効率の良い 都市及び交通の整備
		緑化・適切な森林整備の推進
廃棄物の発生抑制及び循環型社会の形成		
第2節 循環型社会 づくり	1 発生抑制を主眼とした 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	リデュース（発生抑制）の推進
		リユース（再使用）の推進
		リサイクル（再生利用）の推進
	2 発生した廃棄物の 適正処理	一般廃棄物の適正処理
		産業廃棄物の適正処理
	3 まちの美化と 不法投棄の防止	まちの美化
不法投棄の防止		
第3節 自然共生社会 づくり	1 生物多様性・ 自然環境の保全	生物多様性の保全・持続可能な利用
		森林・農地・河川等の保全
		緑地の保全・緑化の推進
		景観・天然記念物等の保全
	2 動植物の保護及び管理	希少野生動植物の保護
		鳥獣被害への対応
		特定外来生物の移植・移入の回避
		飼養動物の愛護及び管理
	3 自然との ふれあいの推進	自然とふれあう場の維持管理及び活用
		自然とふれあう機会の創出
	4 大気、水等の保全	大気環境の保全
		水環境の保全
土壌・地下水環境の保全		
騒音・振動、悪臭の防止		
化学物質対策の推進		
第4節 原子力災害か らの環境回復	1 空間線量モニタリング 及び除染	空間線量モニタリング等の実施
		除染の実施及び汚染廃棄物の処理
		市民への情報提供等

第1節 低炭素社会づくり

いわき市地球温暖化対策実行計画—区域施策編—（第二次）

再生可能エネルギー利用の推進

再生可能エネルギー等の普及促進

エネルギーの有効活用

省エネルギー対策の推進

省エネルギー行動の促進

省エネルギー機器等の普及促進

環境負荷の少ない都市空間の形成

エネルギー使用効率の良い都市及び交通の整備

緑化・適切な森林整備の推進

廃棄物の発生抑制及び循環型社会の形成

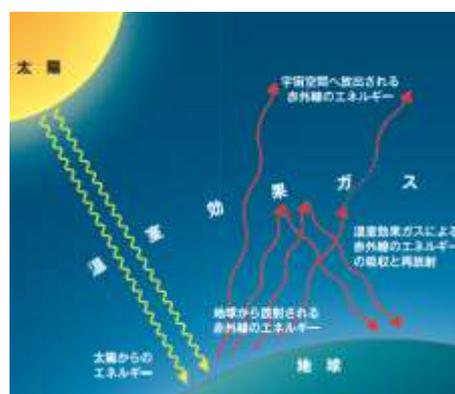
コラム

＜なぜ温室効果ガスが温暖化を引き起こすのか＞



現在の地球の平均気温は約14℃です。これは、右図のように、二酸化炭素や水蒸気などの「温室効果ガス」のはたらきによるものです。もし、温室効果ガスが全く存在しなければ、地表面から放射された熱は地球の大気を素通りしてしまい、その場合の平均地表面温度は約-19℃になるといわれています。

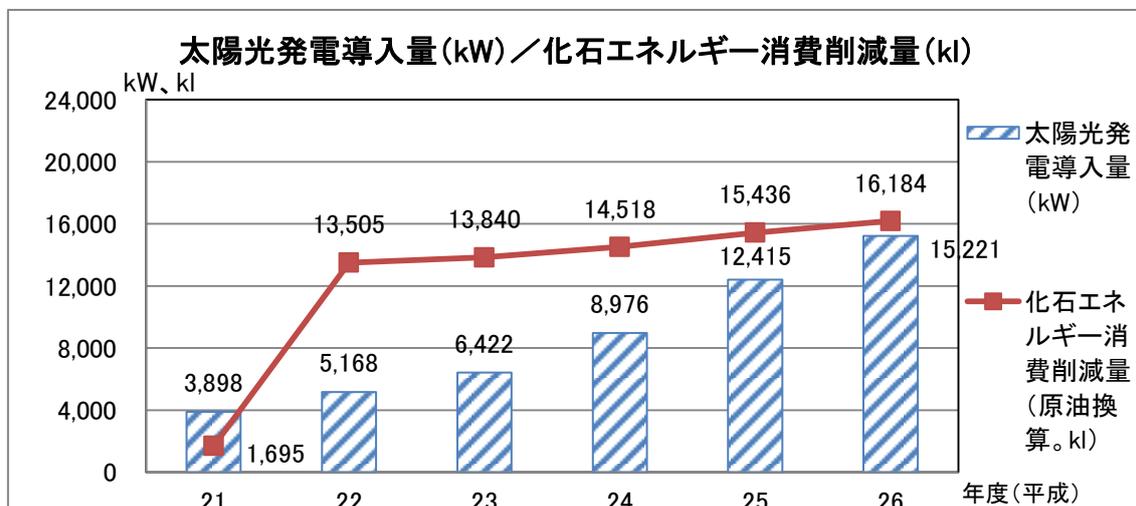
このように、温室効果ガスは生物が生きるために不可欠なものです。しかし、産業革命以降、人間は石油や石炭等の化石燃料を大量に燃やして使用することで、大気中への二酸化炭素の排出を急速に増加させてしまいました。このため、温室効果がこれまでよりも強くなり、地表面の温度が上昇しています。これを「地球温暖化」と呼んでいます。



出典：「地球温暖化から日本を守る適応への挑戦2012（環境省）」

1 再生可能エネルギー利用の推進

現状と課題



- 地球温暖化対策や災害に強いまちづくりなどの観点から再生可能エネルギー[※]の導入拡大を図り、循環を基調とした持続可能なまちづくりを目指します。
- 福島県は「再生可能エネルギー推進ビジョン[※]」により、「平成52年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指す」という目標を掲げており、市としても市復興ビジョンにおいて「再生可能エネルギーの導入を推進し、原子力発電に依存しない社会を目指す」こととしていることから、県と連携して、再生可能エネルギーの一層の導入拡大を図る必要があります。
- 市としては、市民や事業者による再生可能エネルギー機器の導入を支援するほか、公共施設の改修等の機会を通して公共施設への率先導入を図る必要があります。
- 再生可能エネルギー（電気や熱利用）の多様な有効活用の方策として、ヒートポンプ[※]、蓄電池、電気自動車、燃料電池[※]、コージェネレーション[※]、熱回収[※]など環境負荷の少ない技術・機器利用についても普及を図る必要があります。
- 国は、「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を策定し、利便性やエネルギー効率が高く、利用段階で温室効果ガス[※]の排出がないなどの特徴を有する水素エネルギーが活用される水素社会[※]の実現を目指していることから、市においても、水素社会を見据え、先進事例などを踏まえながら、水素エネルギーの利用について調査研究を行う必要があります。

<参考>市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

太陽光発電・住宅用等	719千kW
太陽光発電・公共系等	405千kW
陸上風力発電	1,391千kW
中小水力（河川部）発電	30千kW
地熱発電	0千kW
太陽熱利用	212,341万MJ
地中熱利用	1,575,101万MJ
廃棄物（生ごみ）熱利用	2,820万MJ
木質系バイオマス熱利用	14,093万MJ

「平成24年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書」（環境省）より抜粋

「いわき市バイオマスエネルギービジョン」（平成15年度）より抜粋

環境指標

環境指標	基準年度 (平成26年度)	目標年度 (平成32年度)	単位
太陽光発電導入量（注）	15,221	28,000	kW
木質バイオマス熱利用導入量（注）	10,549	11,570	GJ
化石エネルギー消費削減量 (原油換算時)（注）	16,184	19,577	k1

(注)最終年度における計画期間中の累計値

施策の展開

(1) 再生可能エネルギー等の普及促進

施策の例・方向性	担当課
・長い日照時間や豊富な森林資源を有する地域特性を踏まえ、太陽エネルギー及び木質バイオマスエネルギーの導入拡大	[環境企画課] [林務課]など
・再生可能エネルギー関連を核とした産業振興	[産業・港湾振興課]
・再生可能エネルギー※等の利用に対する普及啓発	[環境企画課]など
・再生可能エネルギー機器の導入効果を把握するための仕組みの検討及び導入効果に係る普及啓発	[環境企画課]
・技術開発の進展や地域の動向、実現可能性などを踏まえ、必要に応じその他導入支援策を検討	[環境企画課]など

(2) エネルギーの有効活用

施策の例・方向性	担当課
・小水力※や地中熱※、廃棄物・下水排熱、コージェネレーション※、水素エネルギーなど環境負荷の少ないエネルギーが活用される取組を支援・検討	[環境企画課]など
・エネルギーの有効利用が図られるよう、国等の各種補助制度や導入事例を情報提供	[環境企画課]
・再生可能エネルギーや蓄電池、燃料電池※などの分散型エネルギーによる、災害時に強く環境負荷の少ないまちづくりに向けた調査・研究	[環境企画課]など

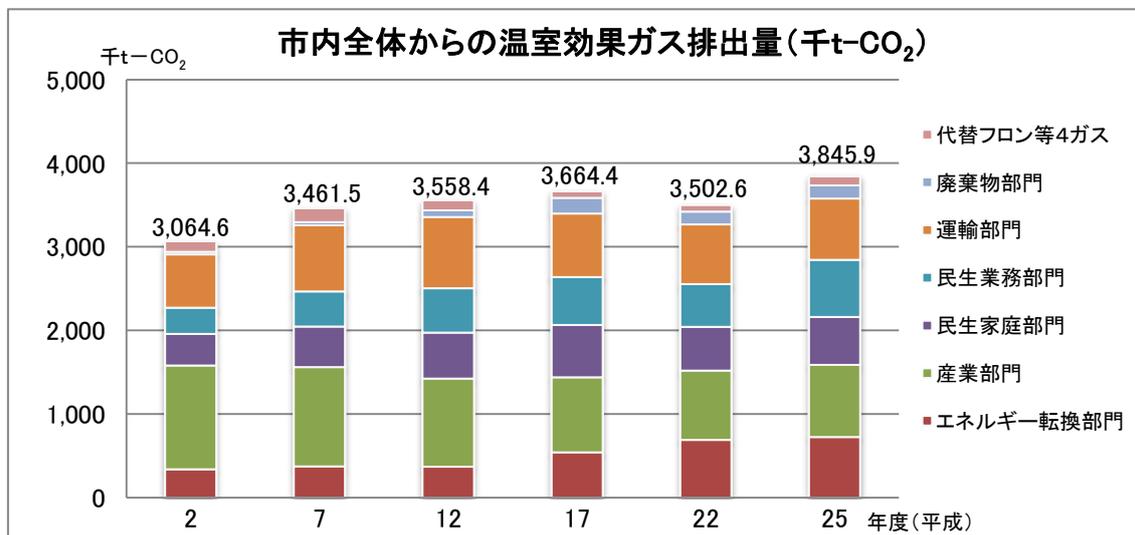
市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

- 市民
 - ・太陽光発電や太陽熱利用温水器・ソーラーシステム、木質ペレットストーブなどの再生可能エネルギーを利用した機器の導入に努めます。
 - ・学習・体験施設などを積極的に利用し、再生可能エネルギーへの理解向上に努めます。
- 事業者
 - ・太陽光や太陽熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーを利用した機器の導入、研究、開発を進めます。
 - ・再生可能エネルギーを利用した機器等の販売価格の低減に努めます。

※巻末参考資料「用語集（93～109頁）」参照

2 省エネルギー対策の推進

現状と課題



- エネルギー起源の温室効果ガス排出量が増加しており、特に、原子力発電所事故の影響により火力発電所の稼働率が上がったため、電力の温室効果ガス排出係数※が増加していることなどから、温室効果ガス※の排出量が増加基調にあります。
- 特に長期的に増加基調にある民生家庭部門及び民生業務部門において、省エネルギーの促進や、エネルギーの有効利用が必要です。
- 原子力発電に依存しない社会を目指し、再生可能エネルギー機器の導入や節電等を市民、事業者が積極的に実施するなど、着実な省エネルギーに取り組む必要があります。
- また、投資を伴う省エネルギー機器などへの更新等を計画的に推進し、着実な温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要があります。
- 国は長期的な目標として、平成62年度（2050年度）までに温室効果ガス排出量を80%削減するとしています。

環境指標

環境指標	基準年度 (平成17年度)	目標年度 (平成32年度)	単位
家庭から排出される市民一人あたりの温室効果ガス排出量(注)	1.77	1.75	t-CO ₂ /年
自家用車利用に伴う温室効果ガス排出量(注)	390.0	390.0	千t-CO ₂ /年

(注) 基準年度は平成17年度。国の平成32年度までの温室効果ガス削減目標に準じて設定。

施策の展開

(1) 省エネルギー行動の促進

施策の例・方向性	担当課
・ 広報紙やホームページ、出前講座などを活用し、省エネルギー行動の実践につながる情報を提供	[環境企画課]
・ 待機消費電力※の削減や雨水の利用など、節電・節水の意識啓発	[環境企画課]など
・ 安全・安心で新鮮な地場産品を選び、地産地消※を促進し、輸送に係るエネルギー使用の削減を促進	[環境企画課]など
・ 講習会を実施するなど、エコドライブ※を促進	[環境企画課]
・ 省エネルギー診断の実施	[環境企画課]

(2) 省エネルギー機器等の普及促進

施策の例・方向性	担当課
・ 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）※、LED※照明や高効率給湯器※など省エネルギー関連機器の普及促進	[環境企画課]
・ ハイブリッド自動車※や電気自動車※など低公害車※の普及啓発	[環境企画課]
・ 断熱材や複層ガラス※窓等エネルギー効率が高い住宅の普及啓発	[環境企画課]など
・ 省エネ機器導入効果を把握する仕組みの検討及び導入効果に係る普及促進	[環境企画課]

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

- ・ 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）や環境家計簿※などにより、家庭におけるエネルギー消費状況の把握に努めます。
- ・ 不用な照明を消すなど、無駄なエネルギーの消費を削減します。
- ・ 衣類による体温調節など、エネルギーを消費しない方法をなるべく選択します。
- ・ 冷蔵庫の詰めすぎを避けるなど、機器等を効率よく、必要な分だけ利用し、無駄なエネルギーの発生を抑えます。
- ・ 国産品や地場産品など、輸送エネルギーの消費が少ない商品を選択します。
- ・ 高効率給湯器など、エネルギー効率が高い機器などの導入に努めます。
- ・ エネルギー効率が高い住宅の新築・改築や改修を検討します。
- ・ 雨水等の利活用を積極的に行います。

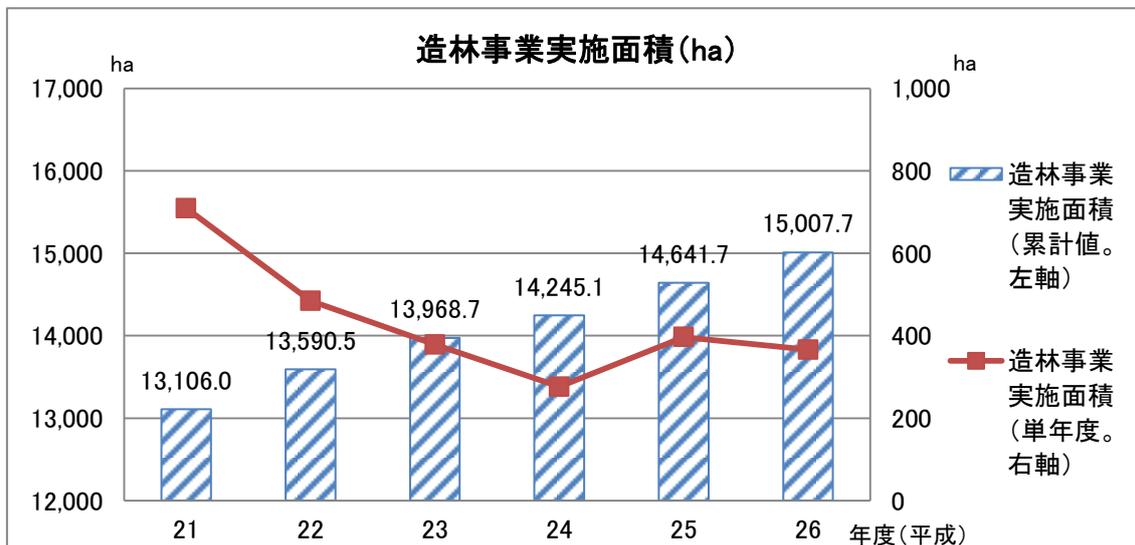
● 事業者

- ・ ISO14001※やエコアクション21※などの環境マネジメントシステム※を導入し、自らの環境負荷を適切に把握します。
- ・ クールビズ※、ウォームビズ※を積極的に推進し、なるべくエネルギーを消費しない方法を選択します。
- ・ 照明やOA機器、冷暖房などの管理を適切に行い、不用なエネルギー消費を削減します。
- ・ エコドライブの徹底や効率的な配送システムの構築、低公害車などの購入等に努めます。
- ・ 商品などの製造工程における省エネルギー化を進めます。
- ・ 省エネルギー商品などの開発、低価格化に努めます。
- ・ 雨水等の利活用を積極的に行います。

※巻末参考資料「用語集（93～109頁）」参照

3 環境負荷の少ない都市空間の形成

現状と課題



- 公共交通の利用者が減少する一方、マイカー依存が進行することにより、渋滞の発生、大気汚染や地球温暖化の原因物質の排出量が増加する懸念が生じます。
- エネルギー使用量の削減のため、住宅、商業・サービス施設及び公共施設などの都市機能や生活機能が集約された都市構造の形成を図る必要があります。
- 都市空間や生活環境における都市公園や道路沿道の緑地整備を推進し、生垣や緑のカーテン※の設置を促進するなど、エネルギー使用量の抑制等によるヒートアイランド※現象などの緩和を図る必要があります。
- 炭素循環※を回復するため、適切な森林整備（間伐、植林）を実施するなどして、二酸化炭素吸収量の増大を図る必要があります。
- 温室効果ガスの発生を伴う廃棄物の焼却や埋立を抑制するため、廃棄物の発生量を抑制するなど循環型社会の形成を図る必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 (平成26年度)	目標年度 (平成32年度)	単位
一人当たりの都市公園面積	15.63	16.97	m ²
造林事業実施面積(注)	15,007.70	17,289.80	ha

(注) 最終年度における計画期間中の累計値

施策の展開

(1) エネルギー使用効率の良い都市及び交通の整備

施策の例・方向性	担当課
・都市機能や生活機能が有機的に連携する都市構造の形成を検討	[都市計画課]
・鉄道、バスなどの公共交通機関の利用促進	[都市計画課]
・体系的な道路ネットワークを構築し、交通渋滞を解消するとともに、安全で快適な歩行環境の形成	[土木課]など
・環境にやさしい自転車利用の促進を図るため、安全で利便性の高い自転車走行空間の整備を推進	[土木課]など
・防災や電力ひっ迫時の対策に資する蓄電池の普及促進	[環境企画課]
・区画整理事業や新たな住宅団地の開発に伴う住宅建築にあたり、再生可能エネルギー機器利用等の普及啓発を重点的に行い、環境にやさしい街区形成に努める	[環境企画課] [都市復興推進課]

(2) 緑化・適切な森林整備の推進

施策の例・方向性	担当課
・都市公園整備や、道路沿道などの緑化を推進し、緑のある都市空間を形成	[公園緑地課]など
・生垣設置に対する支援などにより、居住地における緑化を促進	[公園緑地課]
・間伐などの森林整備を推進	[林務課]
・市民や市民団体などが行う緑化推進活動や森林整備活動を促進	[林務課]

(3) 廃棄物の発生抑制及び循環型社会の形成

次節に記載

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

- ・近場への移動には徒歩や自転車を利用し、遠出をする際には公共交通機関を積極的に利用します。
- ・自家用車は、相乗りや用事をまとめて済ませるなど、効率的に利用します。
- ・緑のカーテン※やすだれなどを利用し、日射を遮る暑さ対策を講じるなど、エネルギー消費の抑制可能な生活環境の形成を推進します。

● 事業者

- ・ノーマイカー通勤※の奨励、時差通勤※の実施に取り組めます。
- ・通勤者の送迎など、通勤車両の低減に努めます。
- ・業務用車両などについて、低公害車※への段階的な移行を検討します。また、排気ガスの排出抑制などのため、公共交通機関（バス、タクシー）の待機中のアイドリングストップ※の実施を推進します。
- ・敷地内の緑化による暑さ対策や温室効果ガス※の吸収源対策などにより、エネルギー消費の抑制可能な環境の形成を推進します。

※巻末参考資料「用語集（93～109頁）」参照

いわき市地球温暖化対策実行計画－区域施策編－（第二次）
＜関連事項・資料編＞

- 1 地球温暖化（気候変動）とは
- 2 地球温暖化対策実行計画の意義
- 3 温室効果ガス排出量の現状
- 4 温室効果ガス排出量の削減目標
- 5 気候変動への適応

1 地球温暖化（気候変動）とは

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、平成25年から26年にかけて取りまとめた第5次評価報告書において、「1880～2012年において、世界平均地上気温は0.85（0.65～1.06）℃上昇」しており、「気候システムの温暖化には疑う余地がない」とし、また、その要因としては、「世界の平均地上気温の上昇の半分以上が、温室効果ガスの排出などの人間活動が気候に与えた影響によりもたらされた可能性が極めて高い」と指摘しています。

地球温暖化は、極端な気象現象や生態系の損失などのリスクの増大を招くとされ、自然生態系及び人間社会に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止するため、温室効果ガスの排出抑制等に取り組む必要があります。

日本の平均気温の平年差



※都市化の気温への影響が比較的少ない15地点のデータをもとに、日本の平均気温の平年差（1981年から2010年までの平均値からの差）の変化を求めた。長期的な変化を見やすくするために、5年の移動平均処理（ある年を中心とする連続する5年の平均値をその年の値とする）を行った。

（出典：気象庁）

◎将来予測される温暖化影響の例



(出典：STOP THE 温暖化2012 (環境省))

<参考 温室効果ガス (GHG : GreenHouse Gas) とは>

主な温室効果ガスの種類	主な排出源	地球温暖化係数
二酸化炭素 : CO_2	化石燃料の燃焼	1
メタン : CH_4	化石燃料の燃焼、農業、廃棄物の焼却等	25
一酸化窒素 (亜酸化窒素) : N_2O		298
ハイドロフルオロカーボン : HFC	冷蔵庫やエアコンなどの冷媒等	124~14,800
パーフルオロカーボン : PFC	半導体製造、金属洗浄等の溶剤等	7,500~10,300
六ふっ化硫黄 : SF_6	電気絶縁ガス使用機器等	22,800
三ふっ化窒素 : NF_3	半導体素子の製造等	17,200

※本計画における温室効果ガスの排出は、表記7種類の温室効果ガスの排出量で推計した。

※地球温暖化係数 (GWP : Global Warming Potential) とは、二酸化炭素を基準にして、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力 (効果) があるか表したものの。例えば、二酸化炭素に比べ、メタンは25倍もの温暖化する能力 (効果) があります。このため、メタン1 tの排出は二酸化炭素25 tが排出されたのと同じです。

※ハイドロフルオロカーボン及びパーフルオロカーボンは複数の種類があるため、地球温暖化係数は範囲で表記しています。

2 地球温暖化対策実行計画の意義

日常生活や事業活動における大量生産、大量消費、大量廃棄の結果、資源やエネルギーを大量に消費し、地球温暖化という深刻な問題を引き起こしています。

私たちは持続可能な社会に向けて情報を共有し、化石燃料に頼った生活を続けられ、近い将来には現在依存している資源やエネルギーが枯渇してしまうだけでなく、地球温暖化の影響が深刻化するという認識を深めなければなりません。

物を大量に消費し、所有する便利で快適すぎる生活から、不便を感じない程度の環境にやさしいライフスタイルへの転換を図り、普段の暮らしや事業活動で消費する資源やエネルギーの無駄をなくし、効率的な利用を進めるため、具体的な実践行動に取り組む必要があります。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所での深刻な原子力事故等による電力需給のひっ迫を契機に、災害等の非常時であっても必要最低限のエネルギーを確保できるよう、再生可能エネルギーの活用やエネルギーの効率的な利用を進めるという視点が重要となってきました。

このような状況を踏まえ、本市では、市民、事業者、市の役割を適切に分担するとともに、連携・協働して地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進します。

3 市内の温室効果ガス排出の現状

本市における平成17年度（2005年度）における温室効果ガスの排出量は3,774.3千t-CO₂であり、その内訳は、製造業の工場などによる産業部門が約23.2%、自動車などの運輸部門が22.1%、家庭におけるエネルギー消費による民生家庭部門が約16.6%、小売業や事務所などの民生業務部門が約15.1%となっており、特に民生家庭部門、民生業務部門や運輸部門において、温室効果ガス排出量が増加（それぞれ、平成2年度と比較し、64.9%、84.3%、30.7%の増加）しており、また、排出量全体としても増加傾向にあります。

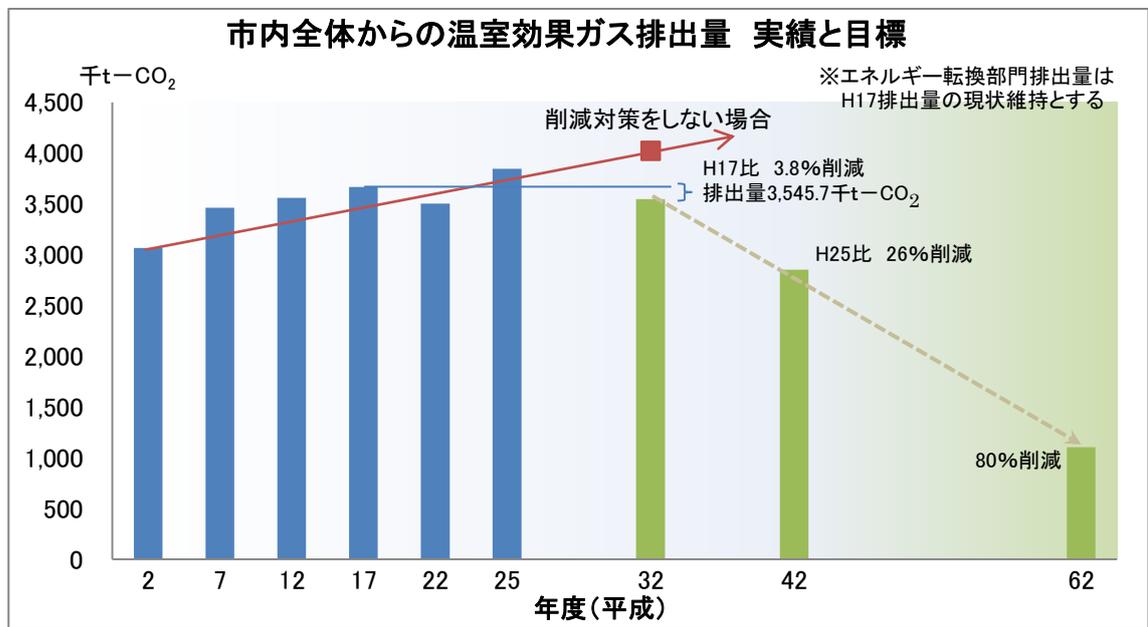
参考指標	平成17年度	平成32年度	単位
市内全体からの 温室効果ガス排出量	3,664.4	3,545.7	千t-CO ₂ /年

4 温室効果ガス排出量の削減目標

本市としては、地球温暖化問題に対して世界規模で対策を実施する国と連動して地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガス排出量の削減目標においても、国と連動するものとし、各種施策を推進します。

なお、エネルギー転換部門については、エネルギー需給と連動して排出量変動し、市としての対策が非常に困難であることから、排出量削減の対象外とします。

平成32年度（2020年度）：短期目標
 平成42年度（2030年度）：中期目標
 平成62年度（2050年度）：長期目標



<参考 温室効果ガス削減量の例>

実施例	CO ₂ 削減量	備考
省エネ診断	8 t / 事業所	市の省エネアドバイザー派遣事業の提案内容による平均値
HEMS設置	0.2 t / 戸	家庭の省エネ行動による節電効果を約10%として試算
太陽光発電システム設置	2.9 t / 戸	市の住宅用太陽光発電補助の実績(4.6 kW/戸)から試算
太陽熱高度利用システム設置	1 t / 戸	(一社)ソーラーシステム振興協会による(集熱面積6㎡)
木質ペレットストーブ	1.1 t / 戸	1戸につき1 t / 台の木質ペレットを使用するとして推計
家庭用燃料電池(エネファーム)設置	1.3 t / 戸	(一財)新エネルギー財団による平成21年度定置用燃料電池大規模実証事業報告書による

5 気候変動への適応

地球温暖化の将来的リスクとして「気候システムに対する危険な人為的干渉」による深刻な影響の可能性が指摘され、確信度の高い複数の分野や地域に及ぶ主要なリスクとして、以下の8つが予測されています。

○複数の分野地域におよぶ主要リスク

1. 海面上昇、沿岸での高潮被害など
2. 大都市部への洪水による被害
3. 極端な気象現象によるインフラ等の機能停止
4. 熱波による、特に都市部の脆弱な層における死亡や疾病
5. 気温上昇、干ばつ等による食料安全保障の脅威
6. 水資源不足と農業生産減少による農村部の生計及び所得損失
7. 沿岸海域における生計に重要な海洋生態系の損失
8. 陸域及び内水生態系がもたらすサービスの損失

気候システムが影響を及ぼす分野は、災害、生活、健康、食料、水資源、自然生態系など様々な面への影響が及び、その主要な対策は環境施策に限らず、また気候、地形、社会条件などによって気候変動の影響の内容や程度が異なり、さらには気候変動に対する適応は地域づくりにもつながります。本市においては、各分野の行政計画等において、気候変動に対する適応が施策に反映されるよう調整を図ります。



コラム

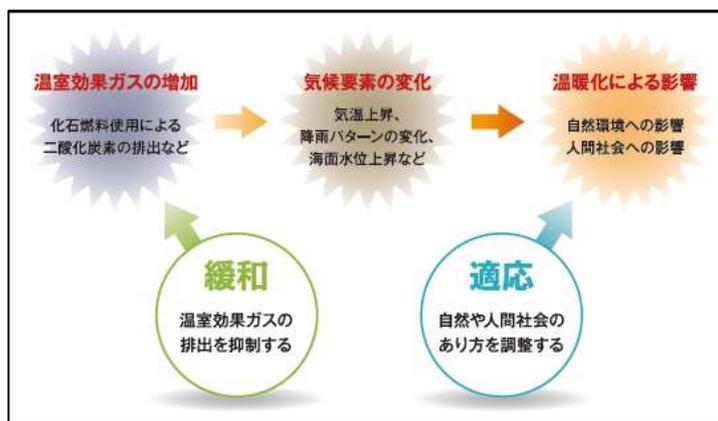
<2つの温暖化対策：緩和と適応>

温暖化対策には、大きく分けて「緩和」と「適応」の2種類があります。緩和は温室効果ガス排出を抑制することで、最優先で取り組む必要があります。そして、緩和を実施しても温暖化の影響が避けられない場合、その影響に対して自然や人間社会のあり方を調整していくのが、適応です。

近年顕著になりつつある温暖化のリスクは、国や地域によってさまざま、あらゆる場所で有効な適応の方法というものはありません。その地域に適した法制度の制定や社会システムの整備などの適応策を講じていく必要があります。

温暖化のリスクというマイナス面ばかりを見るのではなく、温暖化のプラス面を積極的に生かすという考え方も必要です。例えば、夏季の高温を利用して亜熱帯地方の果物を栽培し、新しい市場を切り開くこともできるでしょう。「温暖化の時代をよりよく生きること」が、私たちに求められています。

出典：「STOP THE 温暖化 2015（環境省）」



<いわき市における温室効果ガス排出量>

(単位:千t-CO₂)

種類・部門	年度(平成)	H2	H7	H12	H17	H22	H25
温室効果ガス排出量		3,064.6	3,461.5	3,558.4	3,664.4	3,502.6	3,845.9
エネルギー起源二酸化炭素(CO ₂)		2,872.5	3,223.6	3,322.5	3,375.5	3,246.4	3,558.1
エネルギー転換部門		341.0	374.0	369.6	541.3	690.6	725.0
産業部門		1,201.8	1,152.2	1,024.3	874.4	805.3	843.7
民生家庭部門		379.7	485.7	546.4	626.0	523.2	572.0
民生業務部門		309.9	417.6	532.6	571.1	514.5	685.1
運輸部門		640.1	794.1	849.6	762.7	712.7	732.3
非エネルギー起源CO ₂ (廃棄物部門)		20.0	29.1	59.3	165.4	137.2	123.0
工業プロセスCO ₂		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
メタン(CH ₄)		32.1	31.6	30.2	24.8	21.3	22.5
廃棄物起源(廃棄物部門)		3.9	4.5	5.1	5.0	2.7	3.6
農業(産業部門)		28.2	27.1	25.0	19.9	18.5	18.8
一酸化二窒素(N ₂ O)		13.7	12.7	23.6	18.9	15.6	29.7
廃棄物起源(廃棄物部門)		4.0	4.5	16.7	14.0	11.9	28.3
農業(産業部門)		9.8	8.2	7.0	4.8	3.7	1.4
ハイドロフルオロカーボン(HFC)		49.9	64.6	64.6	38.1	63.7	96.2
パーフルオロカーボン(PFC)		34.7	45.8	33.2	25.3	11.8	9.9
六ふっ化硫黄(SF ₆)		41.8	54.1	24.9	16.4	6.6	6.6
三ふっ化窒素(NF ₃)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※四捨五入など端数処理の関係上、合計値は一致しません。

本市における温室効果ガスの排出量の総量は、平成2年度に対し、平成25年度は約25%増加しています。

特に、エネルギー起源二酸化炭素排出量については、景気の影響を受けやすい産業部門が減少していますが、民生家庭部門においては世帯数の増加、民生業務部門では店舗数の増加、運輸部門では自動車の増加など、エネルギー使用量が増加したことを受けて約24%増加しています。

今後は、再生可能エネルギーなどのような低炭素なエネルギーの活用や省エネルギー行動の拡大などによって、エネルギーの使用量を減少していく必要があります。

第3章「施策（第1節:低炭素社会づくり）」

第2節 循環型社会づくり

発生抑制を主眼とした3Rの推進

リデュース（発生抑制）の推進

リユース（再使用）の推進

リサイクル（再生利用）の推進

発生した廃棄物の適正処理

一般廃棄物の適正処理

産業廃棄物の適正処理

まちの美化と不法投棄の防止

まちの美化

不法投棄の防止

コラム

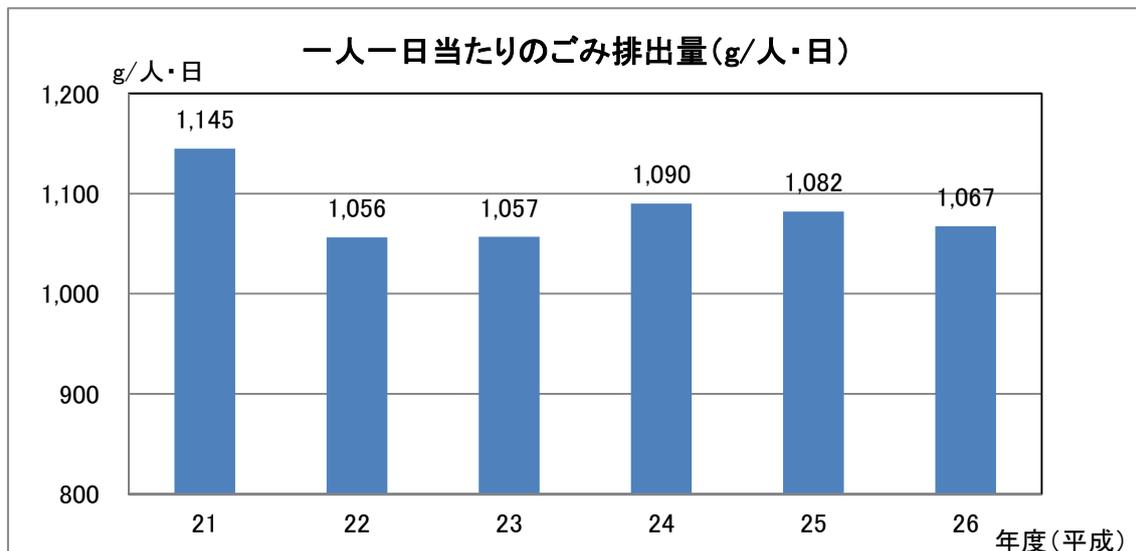
循環型社会形成推進基本法において、循環可能な資源の再利用と環境への負荷軽減を図るため、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を次のように定めています。

- ① 発生抑制（リデュース）…製品を長く使ったり生産工程で出るごみを減らしたりしてごみを減らすこと。
- ② 再使用（リユース）…一度使用して不用になったものをそのままの形でもう一度使うこと。
- ③ 再生利用（リサイクル）…ごみを利用しやすいように処理し新しい製品の原材料として使うこと。
- ④ 熱回収 …ごみを単に焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。
- ⑤ 適正処分…①から④までの利用が行われないものに関し適正に埋立処分すること。



1 発生抑制を主眼とした3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

現状と課題



- 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルを見直すとともに、ごみの3R※（リデュース：発生抑制・リユース：再使用・リサイクル：再生利用）を推進し、環境にやさしい循環型社会を構築していく必要があります。
- 東日本大震災後、家庭及び事業所から出るごみの排出量は増加傾向に転じており、ごみ排出量削減やリサイクル率向上に向け、環境産業の事業者との連携や、民間主導によるリサイクルを推進するなど、市民、事業者及び市が協働して取り組む必要があります。
- 3Rの推進にあたっては、環境への負荷軽減やごみ処理コスト削減の観点から、特に焼却ごみ（燃やすごみ）と埋立ごみ（燃やさないごみ）の削減を図っていく必要があります。
- また、地域特性や循環資源※の性質などに応じ、最適な規模による地域循環圏※を構築していく必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 (平成26年度)	目標年度 (平成32年度)	単位
一人一日当たりのごみの排出量(注)	1,067	950	g/人・日
リサイクル率	18.7	24.0	%

(注)古紙類を含む

施策の展開

(1) **リデュース(発生抑制)の推進**

施策の例・方向性	担当課
・ 市民や市内外の事業者と協働し、発生抑制を主眼とした各種3R施策を推進	[ごみ減量推進課] [清掃管理事務所]
・ 多量排出事業者を対象にした立入調査や、市の処理施設における搬入物検査の強化などにより、事業系廃棄物※のさらなる減量	[廃棄物対策課]
・ レジ袋の有料化などにより、容器包装系ごみ※のさらなる減量	[ごみ減量推進課]
・ 家庭用生ごみ処理機の補助などにより、生ごみの減量化を促進	[ごみ減量推進課]
・ ごみ処理の適切な費用負担のあり方について検討	[ごみ減量推進課]

(2) **リユース(再使用)の推進**

施策の例・方向性	担当課
・ フリーマーケットやリサイクルショップの活用を促進	[ごみ減量推進課] [清掃管理事務所]
・ 不要家具や自転車の修理再生・提供	[ごみ減量推進課] [清掃管理事務所]

(3) **リサイクル(再生利用)の推進**

施策の例・方向性	担当課
・ 製品プラスチックや雑がみ、家庭系木質ごみについて、事業者と連携したリサイクルを推進	[ごみ減量推進課] [清掃管理事務所]
・ 市民や事業者等との協働により、生ごみが地域の中で資源循環※するシステムの構築	[ごみ減量推進課]
・ 各リサイクル法の周知・啓発	[ごみ減量推進課] [清掃管理事務所]
・ 再資源化できるごみが、「燃やすごみ」や「燃やさないごみ」に混入しないよう、分別の徹底を呼びかけるとともに、分別ルールを分かりやすく周知	[ごみ減量推進課]

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● **市民**

- ・ 詰替えや充電、長期間の使用が可能な商品、またはリサイクル商品を積極的に購入し、使い捨て商品は極力購入を控えます。
- ・ 買い物際には、過剰包装を断るとともに、マイバッグを使用します。
- ・ 道具などは、修理や再使用により、長期間使用します。
- ・ リサイクルショップやフリーマーケットを利用します。
- ・ 食材購入は適量とし、食べきれない量だけ調理します。また生ごみの水切りを徹底し、なるべく堆肥化するとともに、地域で利用・循環できる仕組みづくりを検討します。
- ・ 古紙、ビン、プラスチック、廃油などの資源回収や分別収集に積極的に参加します。

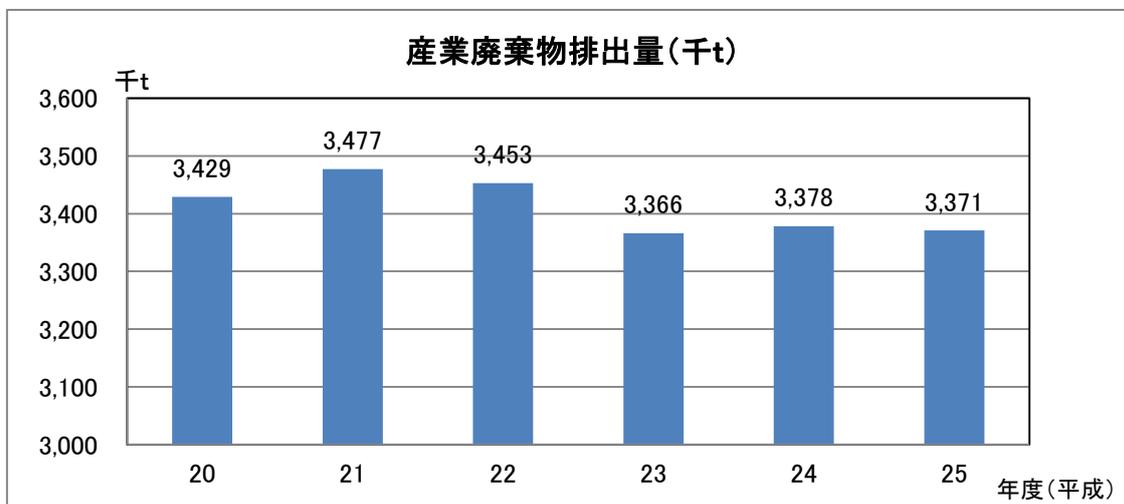
● **事業者**

- ・ 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、分別を徹底します。
- ・ 過剰包装を控えるとともに、マイバッグの利用を積極的に推奨します。
- ・ 備品などはできるだけ長く使用するとともに、購入する際は再使用や再生利用が可能なリサイクル商品を選びます。
- ・ 製品開発にあたっては、再使用や再生利用、分別処理を考慮するとともに、長期間の使用が可能となるよう修理体制を充実させます。
- ・ 業務上排出される生ごみなどの堆肥化などを検討します。

※巻末参考資料「用語集（93～109頁）」参照

2 発生した廃棄物の適正処理

現状と課題



- 廃棄物は不用品として放置や不十分な処理がされがちであり、各地で環境問題が発生してきました。
- 廃棄物の不適正処理は生活環境に悪影響を及ぼすため、廃棄物の適正処理や処理施設の適正運用が求められています。
- 不適正処理の未然防止や早期発見のため、立入検査における処理施設の適正な維持管理に関する指導や、不法投棄に対する監視体制の整備を継続していくことが重要です。

環境指標

環境指標	基準年度 (平成25年度)	目標年度 (平成31年度)	単位
産業廃棄物排出量(注1)	3,371	3,367	千t/年
産業廃棄物減量化・再生利用率(注1・注2)	95	94	%

(注1) 基準年度は平成25年度、目標年度は平成31年度

(注2) 産業廃棄物排出量のうち[焼却や脱水による減量化量+再生利用量]の重量割合

施策の展開

(1) 一般廃棄物の適正処理

施策の例・方向性	担当課
・人口減少やごみ減量リサイクル施策による廃棄物の減量とともに、清掃センターや最終処分場※など市処理施設の長寿命化や集約化等、収集運搬体制の再構築など効率的な処理体制への転換	[ごみ減量推進課] [清掃管理事務所]
・市内外の環境産業※と連携・協働し、地域循環圏※の考え方に基づいた適切な処理体制を構築	[ごみ減量推進課] [廃棄物対策課]
・産業廃棄物※と併せ、廃棄物の排出者責任の徹底や、拡大生産者責任の考え方の浸透	[ごみ減量推進課] [廃棄物対策課]

(2) 産業廃棄物の適正処理

施策の例・方向性	担当課
・自社処理施設の整備などにより、産業廃棄物の再利用や再生利用を促進	[廃棄物対策課]
・中間処理業者※については、今後、環境リスク又は耐用年数などを見据えた長期的な施設運用や更新を指導	[廃棄物対策課]
・循環型社会の形成に寄与する新技術の導入などを啓発し、環境負荷の低減を促進	[廃棄物対策課]
・産業廃棄物の適正処理と生活環境の保全を図るため、中間処理施設※や最終処分場への監督・指導を実施	[廃棄物対策課]
・処理施設の適切な跡地利用に関する助言や指導を実施	[廃棄物対策課]

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

- ・ ごみの分別を徹底します。
- ・ 大型ごみや家電リサイクル対象品は、決められた手続きに基づいて処理します。
- ・ 除草や剪定をした際には、なるべく堆肥化するなど再利用します。
- ・ 野外焼却は行いません。

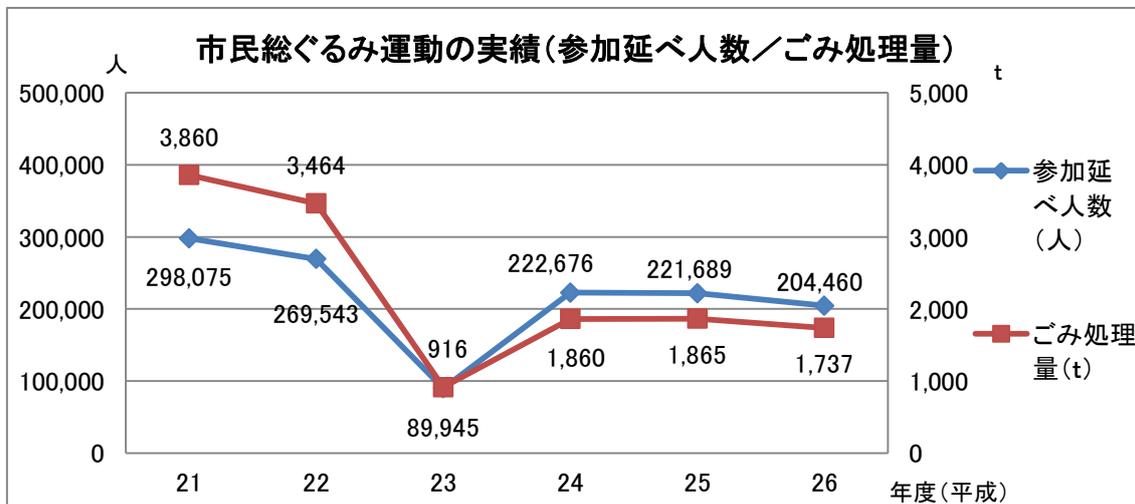
● 事業者

- ・ 廃棄物の処理は法令などを遵守し、野外焼却や不適切な保管は行いません。
- ・ 産業廃棄物の処理は産業廃棄物管理票制度※に基づき、処理経過を明確にします。
- ・ 処理施設は、耐用年数等を考慮し、適切な計画に基づいて運用します。

※巻末参考資料「用語集（93～109頁）」参照

3 まちの美化と不法投棄の防止

現状と課題



- 本市では、昭和57年に開始した「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動※」など、長年にわたり市民及び事業者による自主的な美化活動が続けられてきました。今回の市民アンケートでも、「周辺環境の美化」や「まちの清潔」を優先すべきという回答が多くなっています。
- 平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでは、市内での競技や合宿の誘致に向けた取組みが検討されており、それに伴う市外からの交流人口の増加が期待されるなか、市のイメージアップにつながることから、一層の環境美化にも取り組む必要があります。
- 散乱ごみのない、清潔で美しいまちづくりを進めるため、引き続き、市民の自主的な美化活動を支援し、観光地や公園などまちの美観向上を促進する必要があります。また、「市ポイ捨て防止による美化推進条例※」の適切な運用も続ける必要があります。
- 産業廃棄物※、一般廃棄物※を問わず、廃棄物の不法投棄は、後を絶たず、環境汚染の一つの要因として問題になっています。
- 関係機関と連携した産業廃棄物収集運搬車両路上調査やパトロールなどの実施により、不法投棄の防止に積極的に取り組む必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 (平成26年度)	目標年度 (平成32年度)	単位
クリンピー応援隊参加者数	5,440	5,600	人/年
不法投棄(通報)件数	488	410	件/年

施策の展開

(1) まちの美化

施策の例・方向性	担当課
・まちの美化や環境美化に対するモラルの向上を図るため、「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動※」の推進や「クリーンピー応援隊※」への支援を実施	[ごみ減量推進課]
・クリーンピー応援隊への支援などを通じて、美化活動の輪を広げるとともに、散乱ごみの防止などまちの美化を図り、ポイ捨てしない・させない環境づくりを推進	[ごみ減量推進課] [廃棄物対策課]
・利用者によるごみ集積所の適正な管理を促進	[ごみ減量推進課] [清掃管理事務所]

(2) 不法投棄の防止

施策の例・方向性	担当課
・不法投棄の未然防止を図るため、不法投棄監視員※によるパトロールの強化、関係機関との連携による産業廃棄物収集運搬車両路上調査やパトロールなどを実施	[廃棄物対策課]
・不法投棄に対する監視強化のため、関係機関との連携のほか、市民への啓発や不法投棄監視サポーター※による活動を推進	[ごみ減量推進課] [廃棄物対策課]
・環境へ及ぼす影響を最小限に留めるため、不法投棄者への不法投棄物の撤去指導を迅速化	[廃棄物対策課]

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

- ・ 市民総ぐるみ運動をはじめ、地域の美化活動等に積極的に参加します。
- ・ ポイ捨ては絶対にしません、させません。また、見つけたごみは拾い、ごみを捨てられない環境をつくります。
- ・ ごみ集積所の利用や管理を適正に行います。
- ・ 所有している山林や空き地には、不法投棄されないよう自衛手段を講じます。

● 事業者

- ・ 事業所周辺の美化活動などを積極的に行います。
- ・ 地域の美化活動などに積極的に参加し、連携を図ります。
- ・ 土地の管理は適正に行い、不法投棄されない環境づくりに努めます。

※巻末参考資料「用語集（93～109頁）」参照

第3章「施策（第2節:循環型社会づくり）」

第3節 自然共生社会づくり

いわき市生物多様性地域戦略

生物多様性・自然環境の保全

生物多様性の保全・持続可能な利用

森林・農地・河川等の保全

緑地の保全・緑化の推進

景観・天然記念物等の保全

動植物の保護及び管理

希少野生動植物の保護

鳥獣被害への対応

特定外来生物の移植・移入の回避

飼養動物の愛護及び管理

自然とのふれあいの推進

環境教育等行動計画

自然とふれあう場の維持管理及び活用

自然とふれあう機会の創出

大気、水等の保全

大気環境の保全

水環境の保全

土壌・地下水環境の保全

騒音・振動、悪臭の防止

化学物質対策の推進

1 生物多様性・自然環境の保全

現状と課題

- 「環境に関する市民・事業者アンケート調査」によると、本章「自然共生社会づくり」に関わる項目は、施策の優先度が低いと認識されているものが多く、また、市民・事業者自らの取組については、「今後の必要性」と「取組み度合」の乖離が大きい（＝自ら取り組む必要があると考えているが取組めていない）状況であり、生物多様性※の重要性が十分に理解されておらず、また、具体的な取組み方やきっかけがつかめないためではないかと考えられます。
- 海岸部は、小名浜港を除き、すべて「磐城海岸県立自然公園」及び「勿来県立自然公園」に指定されています。内陸部では、夏井川渓谷周辺や水石山、小玉川周辺が「夏井川渓谷県立自然公園」に、市北西端の矢大臣山周辺が「阿武隈高原中部県立自然公園」の一部に、市南部の仏具山、四時川渓谷周辺が「勿来県立自然公園」にそれぞれ指定されており、さらには、「高倉山」、「御斎所山」、「好間川渓谷」が「県自然環境保全地域」に指定されています。
- また、学術上価値の高いものとして「中釜戸のシダレモミジ」など37件が天然記念物に指定されているほか、長い歳月をかけた自然の営みにより形成された風致景観や、人々の生活及び風土によって支えられてきた文化的な景観が各地に点在しています。
- これらの優れた自然は、周囲の自然環境との調和のもと、地域の象徴となる景観を創出するとともに、生態系ネットワーク※の核として生物多様性の保全に寄与しています。
- また、自然環境を構成する森林、農地、里地里山※、都市緑地、河川、海などは、人との適度なかわりあいの中で、自然災害の防止、水源の涵養、二酸化炭素の吸収・貯蔵、野生生物の生息・生育空間や人と自然がふれあう場の提供など、さまざまな公益的機能※を発揮しています。環境負荷の少ない継続的なかわりあい（利用）を通じて、森林や緑地などの保全と創造を図っていく必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 (平成26年度)	目標年度 (平成32年度)	単位
中山間地域等直接支払交付対象面積	1,188	1,199	ha/年
エコファーマー認定者数	646	1,100	人/年
緑地協定面積	197.28	239.76	ha
保存樹林面積	6.04	6.00	ha

施策の展開

(1) 生物多様性の保全・持続可能な利用

施策の例・方向性	担当課
・生物多様性※に対する理解の促進	[環境企画課] など
・生物多様性を保全していくうえで前提となる動植物の生息状況等の調査及び情報収集	[環境企画課]
・自然とのふれあいの推進（「3自然とのふれあいの推進」の項参照）など生物多様性に対する学習機会の創出	[環境企画課] など
・開発行為における環境回復措置の実施など自然環境への配慮及び環境影響評価※の推進	[環境企画課] など
・地震・津波により影響を受けた自然環境及び生態系の状況把握と適切な保全に係る取組を支援・検討	[環境企画課] など

(2) 森林・農地・河川等の保全

施策の例・方向性	担当課
・森林の有する多面的機能を十分に発揮させるため、森林の機能区分に応じた森林施業や多岐にわたる森林整備を推進	[林務課]
・森林保全活動を行う団体などを支援し、森林整備を行うとともに、森林保全を担う人材を育成	[林務課]
・耕作放棄地※の発生防止と解消に向け、中山間地域等直接支払集落協定※の締結を促進しながら、耕作放棄地対策協議会など関係者・関係機関が連携して対策を検討	[農政課] [農業振興課]
・エコファーマー※認定に向けた誘導・支援を図るなど、環境にやさしい農業の実践者を増やす	[農業振興課]
・広域にわたり生態系に重大な影響を与える恐れのある河川や海の汚染については、関係機関や周辺自治体との連携のもと、発生源対策を徹底	[環境企画課] など
・ビオトープ※や水質調査などを行っている市民団体や学校等と連携を図り、生物の生息状況を把握し、環境教育への活用を検討	[環境企画課] [学校教育課] など

(3) 緑地の保全・緑化の推進

施策の例・方向性	担当課
・宅地分譲などの機会を捉えて、緑地協定※の設定を促進	[公園緑地課]
・健全で、かつ樹容が美観上特に優れた木や林を保存樹木※または保存樹林※として指定し、適切に保全するとともに、保存樹木等を活用し、緑の保護・育成	[公園緑地課]

(4) 景観・天然記念物等の保全

施策の例・方向性	担当課
・一定規模以上の開発行為に対し、近接する自然、生活及び歴史・文化的な景観を損ねることがないように配慮を求める	[都市計画課]
・学術上または鑑賞上価値の高い名勝地や動植物等並びに地域の生活や風土に根ざした文化的な景観を、文化財への指定などを通じ適切に保存	[文化・スポーツ課]

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

- ・ 地域の自然や公園等、身近な緑を大切にします。
- ・ 緑化活動等に積極的に参加します。
- ・ 地域の歴史、自然文化を学び、継承します。
- ・ 自然を楽しむ際には、マナーを守ります。

● 事業者

- ・ 化学肥料や農薬の使用をできるだけ減らすなど、土壌等への環境負荷を低減します。
- ・ 事故等による環境への影響を最小限に抑えるため、危機管理体制を充実させます。
- ・ 所有する林地等は、間伐等を行い、適切な管理に努めます。
- ・ 開発等は法令等の遵守はもとより、なるべく環境負荷の少ない工法等を選択します。
- ・ 身近な親水空間など自然環境保全活動への参加に努めます。

2 動植物の保護及び管理

現状と課題

- 市域面積の広さと相まって多種多様な動植物が生息・生育していましたが、中には、夏井川河口におけるコアジサシの営巣地のように、「レッドデータブックふくしま※」に掲載されている希少な種の生息地が津波被害にさらされました。
- 植生は、概観するとコナラなどのヤブツバキクラス域※の代償植生※、または植林地が大半を占めており、自然植生※は限られた地域に分布しています。また、植物種の中には、本市が南限、または北限となっている種や、絶滅が危惧されている種も見られます。
- 一方、人口減少や高齢化に加え原子力発電所事故による環境の汚染に伴う人間活動の縮小（狩猟者の減少、手入れの行き届かない森林や耕作放棄地※の増加など）により、イノシシやハクビシン、カワウなどの野生鳥獣による農業等被害が発生しています。特に、イノシシによる被害は拡大傾向にあり、山際の農地において被害が深刻化するとともに、市街地周辺まで出没する事案も発生しています。鳥獣被害に対しては、これまで、捕獲による個体数管理※を中心に実施してきましたが、対応しきれなくなっています。被害を低減するためには、捕獲による「個体数調整」、電気柵の設置等による「被害防除」、耕作放棄地の解消や間伐、草刈など緩衝帯の整備による「生息環境管理」の3つの被害防止対策を、総合的に取り組むことが、これまで以上に求められています。
- 海外由来の移入生物で、農作物や日本固有の生態系等に影響を与える特定外来生物※については、市内の生息・繁殖状況に関して、十分な知見の集積はされておりませんが、県の特定外来生物の目撃・被害に関するアンケート調査等により、アレチウリ※やオオキンケイギク※、ナルトサワギク※などが市内で確認されています。
- ペットの管理について、遺棄などによる特定外来生物の拡散や、ふん尿の不始末により、まちの美観が損なわれるなどの問題が生じています。特に、ペットに関してふん尿によるトラブルなどが「環境に関する市民アンケート調査」に意見が寄せられているところであり、「周辺環境の美化」の満足度が低い要因の一つになっていると考えられ、ペットを飼う人のマナー向上を図る必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 (平成26年度)	目標年度 (平成32年度)	単位
野生動植物等調査種類数(注1)	0	25	種
イノシシの推定生息数(注2)	10,290	1,092	頭

(注1)最終年度における計画期間中の累計値

(注2)目標とする安定生息数に向け、推定される生息数から捕獲頭数を除いた値

施策の展開

(1) 希少野生動植物の保護

施策の例・方向性	担当課
・市内の希少野生動植物の生息・生育状況に関する情報収集に努め、必要に応じ、生息地の保全などを検討	[環境企画課]
・河川や公園などの整備にあたっては、多自然型工法※を採用するなど、野生動植物の生息・生育環境の保全と創出に配慮	[河川課] [公園緑地課]
・民間事業者による開発行為に対し、環境影響評価法※など関連法令に基づき、希少野生動植物への配慮を促す	[環境企画課]

(2) 鳥獣被害への対応

施策の例・方向性	担当課
・個体数に留意しながら鳥獣被害対策を実施	[環境企画課] など
・特にイノシシについては、安定生息数を目途に、県、猟友会及び農業関連団体などとの連携のもと、対策を実施	[環境企画課] [農政課] など
・鳥獣の餌場や隠れ場所となる耕作放棄地※の解消や被害防止にかかる農家支援など、鳥獣被害予防に向けた農業施策を実施	[農業振興課]
・野生鳥獣の生態や鳥獣被害に対する自衛策の普及啓発	[農業振興課]

(3) 特定外来生物の移植・移入の回避

施策の例・方向性	担当課
・特定外来生物が生態系や農林水産業などに及ぼす影響などについて、市民への情報提供を行い、特定外来生物※の拡散を防止	[環境企画課]

(4) 飼養動物の愛護及び管理

施策の例・方向性	担当課
・動物の愛護及び周辺的生活環境に配慮した飼養のマナーなどについて啓発を行い、必要に応じ、飼い主に対し助言・指導	[保健所生活衛生課]

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

- ・身近な自然の動植物等に興味を持つとともに、むやみに採取したり傷をつけたりしません。
- ・ペットはマナーを守り、責任をもって飼います。
- ・外来生物等を遺棄したり、逃がしたりしません。
- ・野生鳥獣への自衛手段を積極的に講じます。

● 事業者

- ・ペット等を販売する際には、飼い方や逃げ出した場合のリスク等について、適切な情報提供を行います。
- ・販売者は、飼い主からの相談等には適切に対応します。
- ・敷地内の植栽等にあたっては、在来植物への影響を考慮します。
- ・管理する敷地内への鳥獣等の進入防止策を講じます。

※巻末参考資料「用語集（93～109頁）」参照

3 自然とのふれあいの推進

現状と課題

- 本市は、4つの県立自然公園と3つの県自然環境保全地域を有し、多様で美しい自然環境に恵まれています。市民はもとより、市外からも多くの方が本市の山や海に訪れ、いわきの自然に親しんでいます。
- 市では、「市フラワーセンター」や「いわきの里鬼ヶ城」、「石森山生活環境保全林」・「ときわ台生活環境保全林」など自然とふれあうことができる場の整備を行うとともに、「いわき市都市緑化まつり※」などのイベント開催、さらには「森林ボランティア活動支援事業※」や「環境アドバイザー※派遣事業」などを実施し、自然とのふれあいを通じて、自然に対する関心を高めるための諸施策を展開しています。
- さまざまな環境分野の中でも、自然体験を踏まえた環境保全活動や環境学習を行う、市民活動や学校教育が活発になってきています。また、美しい自然を活用したウォーキング大会なども市内各地で開催されています。
- 自然とのふれあい、心のやすらぎや感動を得ることは、自然に対する理解を深め、環境を大切にすることを育むうえで重要な意義を有しています。地域固有の生物相※や景観を正しく理解し、自然の恵みを将来に継承していくため、既存施設等の有効活用や活発な市民活動・学校などとの連携を図りながら、より多くの市民が自然とふれあうことができるような機会の創出に努めていく必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 (平成26年度)	目標年度 (平成32年度)	単位
海水浴場水質判定基準(注1)	100.0	100.0	%
環境アドバイザー派遣事業 の受講者数(注2)	8,687	20,000	人
自然体験型イベントの開催数	22	30	回/年

(注1)「水質A」以上の開設する海水浴場数の割合

(注2)最終年度における計画期間中の累計値

施策の展開

(1) 自然とふれあう場の維持管理及び活用

施策の例・方向性	担当課
・海辺におけるレクリエーションの安全・安心を確保するため、海水浴場の水質を継続的に調査	[環境監視センター] [観光振興課]
・公園や遊歩道などの既存施設が、自然とのふれあい空間として有効に機能するよう適切に維持管理	[林務課] [公園緑地課]
・「市フラワーセンター」など自然体験施設において、施設の立地や機能を活かした自然体験型学習メニューの充実化	[農政課] [農業振興課] [林務課]

(2) 自然とふれあう機会の創出

施策の例・方向性	担当課
・森林施業の実体験を通じて、森林の公益的機能※に対する理解と関心を高めるため、植栽や森林整備を行う市民団体などを支援	[林務課]
・自然に対する理解を深めるため、植樹や自然観察など自然体験型の啓発イベントを開催	[環境企画課]など
・自然とのふれあいを図るための市民の自主的な活動に対し、専門家（環境アドバイザー※）を派遣するとともに、活動に必要な情報を提供	[環境企画課]
・市民が身近な地域の状況を自ら調査し把握することによって、地域に対する関心と愛着が持てるよう、自然環境の調査の実施にあたっては、市民との協働による調査の仕組みを検討	[環境企画課]
・自然とふれあう機会の拡大を図るため、自然環境に関わる人材の確保と育成を検討	[環境企画課]

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

- ・ 地域、学校等を通じ、身近な環境について学びます。
- ・ 自然観察会、体験会等に積極的に参加し、山や河川、海岸等の自然との正しいつきあい方を学びます。
- ・ 自然体験施設等を積極的に利用します。

● 事業者

- ・ 従業員やその家族が自然に親しむ機会が得られるよう配慮します。

※巻末参考資料「用語集（93～109頁）」参照

4 大気、水等の保全

現状と課題

- 市では、11か所の一般環境大気測定局※と1か所の自動車排出ガス測定局※で大気汚染物質の濃度等を常時監視（24時間365日）しています。平成25年度は、環境基準※が設定されている物質は概ね基準を達成していますが、光化学オキシダント※が全測定局で未達成となっています。

光化学オキシダントは、気象状況によって市外から流入してくることが考えられますが、その他の大気汚染物質も含め、市内における原因物質の排出抑制対策を実施していく必要があります。

また、微小粒子状物質（PM2.5）※については環境基準を達成しましたが、平成25年度に福島県内で「PM2.5注意喚起情報※」が発令されました。

光化学オキシダントやPM2.5が環境基準※を超過した際の周知対応にも留意する必要があります。

- 市では、河川及び海域の水質汚濁の状況を常時監視しています。平成25年度は、河川の水質汚濁の代表的指標であるBOD※について、環境基準が設定されている全水域（8河川10水域）で環境基準を達成しています。また、海域は、COD※について、環境基準が設定されている全水域（9水域）で環境基準を達成しています。

BODについて、環境基準が設定されていない中小河川など、一部の水域においては、生活排水による環境負荷が未だに高い状況であり、今後も継続して水環境の保全に努めていく必要があります。

- 市では平成18年度に「市総合生活排水対策方針※」を策定し、これに沿って生活排水の適正な処理に向けた取組みを順次進めているところですが、広大な市域を有する本市においては、汚水処理人口普及率※が全国平均と比べ低い水準にあります（平成25年度：全国平均88.9%、本市79.6%）。一方で、人口減少が進む中、生活排水対策を持続させていくためには、法定計画である「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画※」等も踏まえながら、下水道の整備や合併処理浄化槽※の普及促進など、生活排水対策に係る施策を総合的に検討・実施していく必要があります。

- 自動車騒音の状況について、平成25年度は7路線11区間を調査した結果、昼夜間ともに環境基準を達成した住居の割合は97.2%であり、全国平均と比較すると高い水準にあります。しかし、市内には、未だ調査していない区間もあることから、引き続き市内の自動車騒音の状況を確認していく必要があります。

- ダイオキシン類※をはじめとする、環境基準が設定されている化学物質について、大気、水などを調査した結果、平成25年度はすべて基準を達成しています。

なお、現在、砒（ひ）素など新たに基準を設定する必要性が議論されている物質もあることから、今後も科学的・技術的知見の継続的な収集に努め、適切に対応していく必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 (平成26年度)	目標年度 (平成32年度)	単位
大気環境基準達成率	89.7	100.0	%
地下水環境基準達成率	100.0	100.0	%
水質（河川）環境基準達成率	100.0	100.0	%
水質（海域）環境基準達成率	100.0	100.0	%
騒音（一般）環境基準達成率	100.0	100.0	%
騒音（交通）環境基準達成率	98.1	100.0	%
ダイオキシン類環境基準達成率	100.0	100.0	%
汚水処理人口普及率	83.0	94.0	%

施策の展開

(1) 大気環境の保全

施策の例・方向性	担当課
・ 二酸化硫黄※、光化学オキシダント※、PM2.5※など、人の健康や生活環境に被害を及ぼす大気汚染物質を監視	[環境監視センター]
・ 固定発生源※に対しては、法令に基づく立入検査などを通じ、排出基準の遵守の徹底を指導	[環境監視センター]
・ 大規模大気発生源工場※（10か所）に対しては、排出ガス中の硫黄酸化物※や窒素酸化物※等の常時監視を実施	[環境監視センター]
・ 大規模及び中規模工場に対しては、公害防止協定※を締結し、環境負荷の低減を図る	[環境企画課]

※巻末参考資料「用語集（93～109頁）」参照

第3章「施策（第3節:自然共生社会づくり）」

(2) 水環境の保全

施策の例・方向性	担当課
・市内の河川、海域における水質汚濁の状況を把握するため、人の健康や生活環境に被害を及ぼす物質を監視	[環境監視センター]
・法令に基づく立入検査などを通じ、事業者に対して排水基準の遵守の徹底を指導	[環境監視センター]
・公共下水道※、合併処理浄化槽※及び農業集落排水※等の生活排水処理施設が有するそれぞれの特性などを十分に考慮しながら、効果的・効率的に生活排水対策を推進 特にその柱となる下水道事業については、経営健全化に資する企業会計など新たな仕組みも活用しながら、持続可能な下水道事業に向けた取組みを推進するとともに、合併処理浄化槽については、その普及促進や適正な維持管理水準の確保に向けた取組みなどを推進	[経営企画課] [下水道事業課]
・市民、事業者及び市などが一体となり、身近な水環境の維持・改善を図るという大きな目的に対する共通認識を持ち、それぞれの責任と役割分担の中で生活排水対策を推進できるよう、広報・広聴活動などによる情報の共有と問題意識の醸成を図る	[経営企画課] [下水道事業課]

(3) 土壌・地下水環境の保全

施策の例・方向性	担当課
・地下水質の状況を把握するため、人の健康に影響を及ぼす物質を監視し、汚染された地下水や土壌の早期発見に努める	[環境監視センター]
・化学物質を使用する工場などに対して排出水に係る立入検査を実施し、土壌汚染の未然防止を図るとともに、施設の廃止時には法に基づき適正に土壌調査を実施するよう事業者を指導	[環境監視センター]

(4) 騒音・振動、悪臭の防止

施策の例・方向性	担当課
・自動車騒音については、幹線道路に面する地域における騒音レベルを測定し、環境基準※の達成状況を監視 また、一般環境の騒音の状況についても同様に監視	[環境監視センター]
・高速道路からの騒音に対する苦情については、測定結果を踏まえて、道路管理者に騒音低減対策を要望	[環境企画課]
・工場等の騒音・振動、悪臭については、立入検査や指導などを通じ、事業者に対して規制基準遵守の徹底を指導	[環境監視センター]

(5) 化学物質対策の推進

施策の例・方向性	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類※をはじめとする、人の健康に被害を及ぼす化学物質について、環境中の濃度を監視 	[環境監視センター]
<ul style="list-style-type: none"> ・「ダイオキシン類対策特別措置法※」の適正な運用を図り、施設に対する立入検査や指導などを通じ、排出基準の遵守の徹底を図るとともに、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）※」に基づき、特定化学物質等の取扱い事業者に対し、自主的な管理の改善を促進するための措置を講ずることを求め、有害な化学物質による環境汚染の未然防止を図る 	[環境企画課] [環境監視センター]

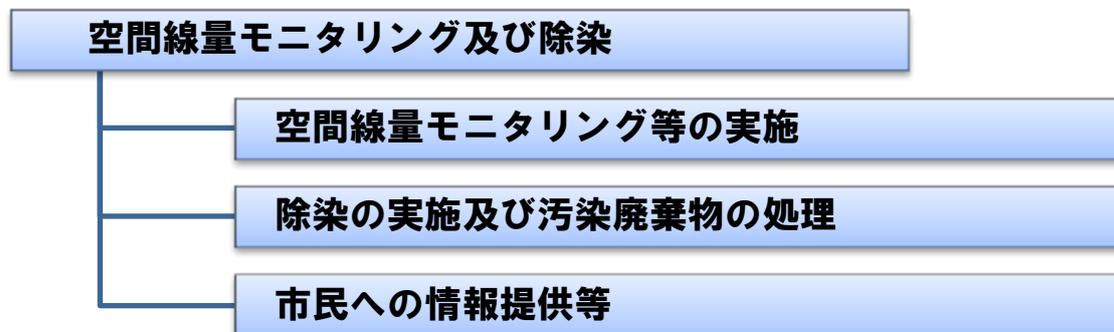
市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

- 市民
 - ・ 排水ネットの利用や合成洗剤の利用の削減、油汚れの拭き取りなど、生活排水の環境負荷低減に努めます。
 - ・ 下水道や農業集落排水※が整備されない地域では、合併処理浄化槽※を導入し、適切な管理を行うことにより、生活排水による水環境への負荷を減らします。
 - ・ 迷惑な騒音等を出さないように気をつけます。
- 事業者
 - ・ 汚染物質の関係法令等を遵守するとともに、処理施設等の適切な整備、管理を行います。
 - ・ 公害防止協定※等に基づき、汚染物質等の排出削減に努めます。

※巻末参考資料「用語集（93～109頁）」参照

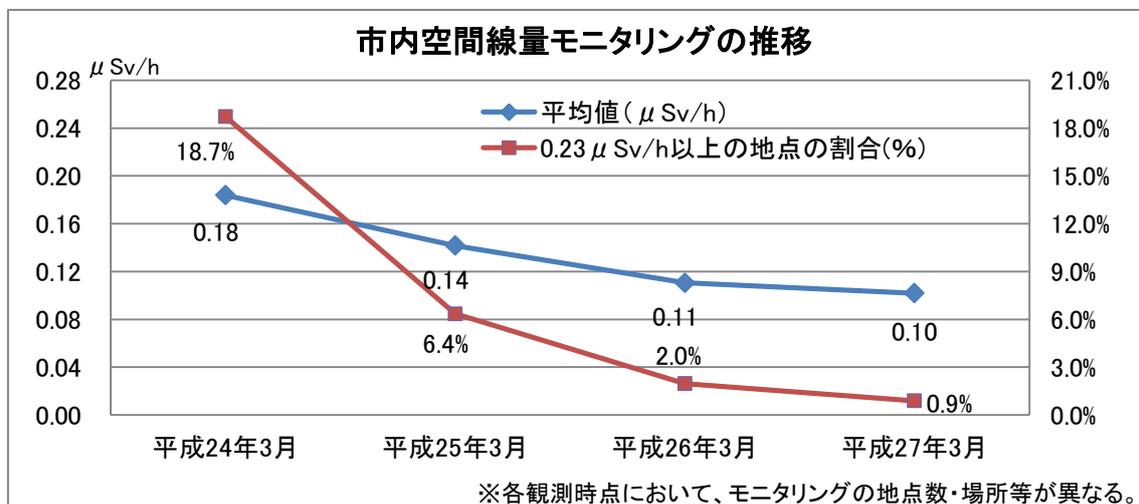
第3章「施策（第3節:自然共生社会づくり）」

第4節 原子力災害からの環境回復



1 空間線量モニタリング及び除染

現状と課題



- 東京電力福島第一原子力発電所事故により大量に放出・拡散した放射性物質※により、環境の汚染はもとより、市民の健康不安、農水産業への実被害、風評被害など、市民生活及び産業面において極めて深刻な影響が生じています。
- 本市は福島第一原子力発電所から、概ね30kmから70kmの範囲にあり、市域が広範なため、地域により放射線量は大きく異なります。このため、きめ細かいモニタリングとその結果に基づく除染※が求められます。
- 市内の空間線量は国が設置したモニタリングポスト※(479か所)によるものなどのほか、事故直後から市独自に約2,000か所で測定を実施し、市ホームページで公表しております。この結果、空間線量は、市の北部や山地で高く、市の南部や平地では低い傾向を示しています。
- 生活空間の除染により線量低減を図るため、「市除染実施計画※」に基づき、子どもの生活環境である保育施設、教育施設、公園等を優先的に除染を実施するとともに、住宅等については、比較的線量が高い市北部4地区から順次除染を進めてきました。
- 仮置場については、中間貯蔵施設※への除去土壌等の受け入れが一部開始されたものの、本格輸送の工程等は明確ではなく、仮置場での長期保管への懸念などから、除染の進捗に大きな影響が出ています。
- 道路側溝の汚泥については、本市としては、空間線量に関わらず、市域全体を対象とした除染の実施及び中間貯蔵施設への搬入が必要であると考えていますが、道路除染は、国の除染の目安では、国のモニタリングにより定められた除染実施区域内であって、かつ空間線量が0.23 μSv/h以上でなければ認められていない状況です。
- 福島第一原子力発電所事故に係る汚染水対策の遅れは、廃炉作業の全体工程の遅延に繋がるほか、風評被害の長期化や、市外で生活されている方々の帰還にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

環境指標

環境指標	基準年度 (平成26年度)	目標年度 (平成32年度)	単位
年間追加被ばく線量※が1 mSv以下となる地点の割合(注1)	98.2	100.0	%
住宅除染進捗率(注2・注3)	33.8	100.0	%

(注1) 国・県の環境放射線モニタリングデータにおける0.23 μSv/h以下の地点数の割合

(注2) 基準年度は平成27年3月末時点の進捗率。目標年度は平成28年度

(注3) いわき市除染実施区域のうち、小名浜、勿来、常磐地区を除く

施策の展開

(1) 空間線量モニタリング等の実施

施策の例・方向性	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 市内2,000か所の空間線量を年2回測定し、「iマップ」(いわき市放射線量測定マップ※)に公表するなど、きめ細かい空間線量モニタリングを実施 	[除染対策課]
<ul style="list-style-type: none"> 福島第一原子力発電所における確実な汚染水対策の早期実施及び地下水の海洋排出に伴うモニタリング体制の厳格化について、国等に対し、継続して要望を行う 	[原子力対策課] [行政経営課]
<ul style="list-style-type: none"> 国、県、原子力事業者及びその他防災関係機関との協力、連携体制を整備し、平常時及び緊急時における放射線量等に関する連絡・通報体制を構築 	[原子力対策課]

(2) 除染の実施及び汚染廃棄物の処理

施策の例・方向性	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 「市除染実施計画」に基づき、詳細モニタリングの結果を踏まえて順次除染を実施 	[除染対策課]
<ul style="list-style-type: none"> 除染を円滑に推進するため、除去土壌等の仮置場の設置、確保及び監視に引続き取り組む 	[除染対策課]
<ul style="list-style-type: none"> 屋外又は納屋に滞留する放射性物質※を含有する牛ふん堆肥及び牧草等を一時集積所へ運搬し、放射性物質の飛散及び流失の防止を図り、更に放射性セシウム濃度1,000Bq/kg以下の廃棄物については焼却により処理を加速させる 	[農業振興課]
<ul style="list-style-type: none"> 除去土壌等の受入れ体制の構築、ホットスポットの除染に伴い発生した土壌の処理、対象種別に応じた具体的な除染手法の確立等について、国の責任の下、安全かつ着実に推進されるよう、国等に対し、継続して要望を行う 	[除染対策課]

※巻末参考資料「用語集(93~109頁)」参照

第3章「施策（第4節:原子力災害からの環境回復）」

施策の例・方向性	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 道路（農道及び林道等を含む）側溝に堆積する汚泥等については、国等に対し、処分方針の明確化及び具体的な支援について継続して要望を行う。 	[除染対策課] [道路管理課] [農地課] [林務課] など

(3) 市民への情報提供等

施策の例・方向性	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 市内2,000か所の空間線量を年2回測定し、「iマップ」（いわき市放射線量測定マップ）に公表等（再掲） 	[除染対策課]
<ul style="list-style-type: none"> 「市放射線量低減アドバイザー[※]」を設置し、除染[※]に関する専門的技術支援をはじめ、市民相談や講演等を通じて、市民への放射線に関する情報提供に努める 	[除染対策課]
<ul style="list-style-type: none"> 生活環境における空間線量を市民自ら測定し把握できる環境を整備するため、線量計の貸出しを実施 	[除染対策課] [保健所放射線健康管理センター]
<ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人放射線医学総合研究所[※]と連携・協力し、同研究所が有する科学的知見を活用した情報発信等を実施 	[保健福祉課地域医療対策室]

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

- 市民
 - ・放射線に対する正しい理解に努めます。
- 事業者
 - ・放射線に対する正しい理解に努めます。

第4章 推進

第1節 計画推進の仕組み

- 1 協働による環境保全
- 2 環境配慮活動に対する支援
- 3 市の率先した環境配慮

第2節 目標達成の仕組み

- 1 目標達成の手法
- 2 環境指標による点検・公表
- 3 計画の見直し

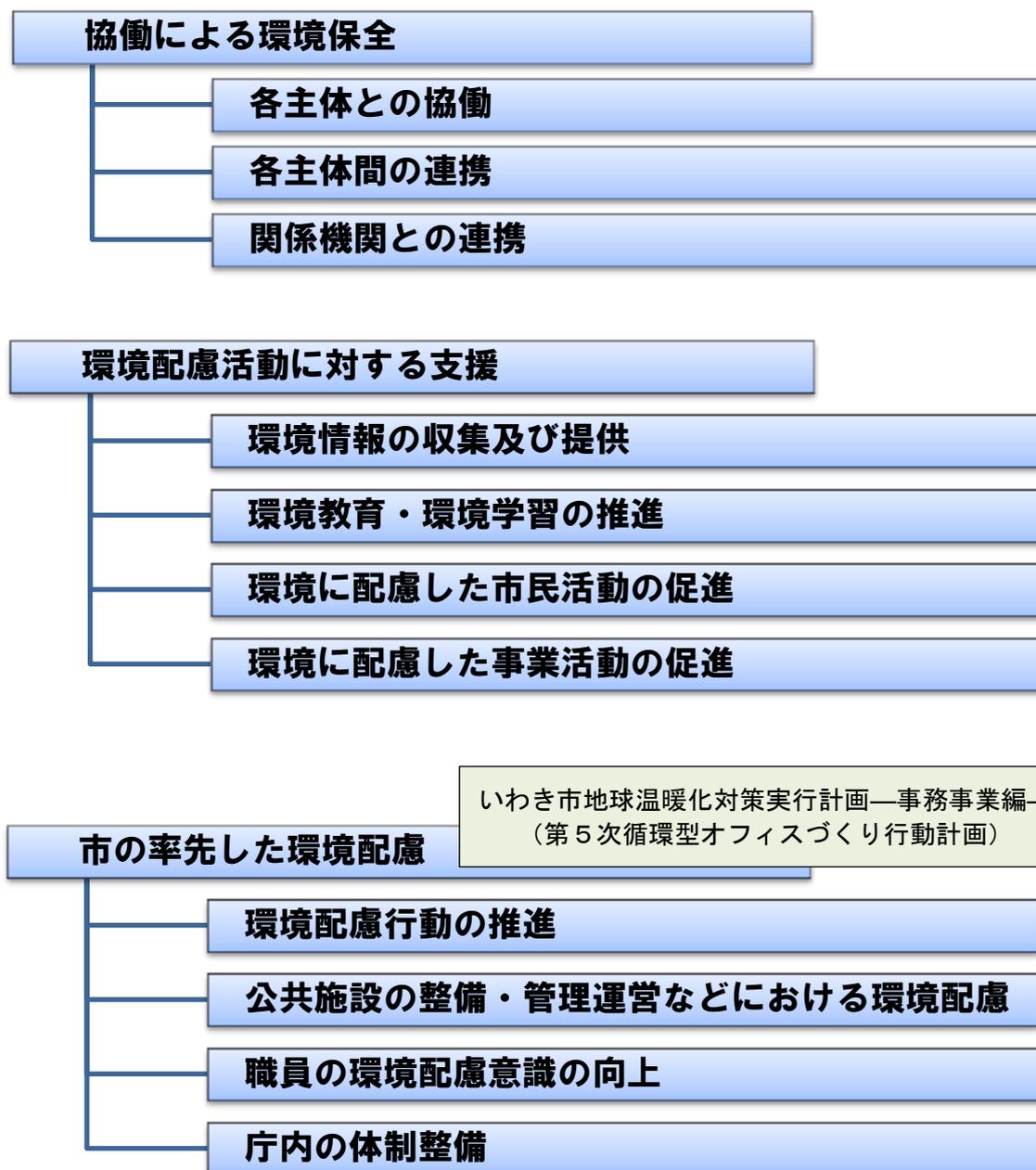
第1節 計画推進の仕組み

環境教育等行動計画

(いわき市の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画)

計画を着実に推進し、めざしていく環境都市像「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」の実現を図るためには、市民、事業者及び市などあらゆる主体が適正な役割分担の下、お互いに連携・協力しながら自主的かつ積極的に環境の保全に取り組んでいく必要があります。

市では、計画の実効性を高めるため、「協働」、「支援」、「率先」の観点から、各主体が自主的かつ積極的に活動していくための体制整備（仕組みづくり）を進めていきます。



1 協働による環境保全

現状と課題

さまざまな環境問題の解決に向けては、市民、事業者及び市がそれぞれの役割に応じ、主体的かつ積極的に行動していくことが重要ですが、お互いが協働することによって、より効果的な対策を講じることが可能となることや、あるいは協働しなければ解決できない問題もあります。

本市においては、市民、事業者及び市民団体が身近な単位で結集し、市内各地の美化清掃活動を一齐に行う「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動※」が、昭和57年度以降毎年欠かさず実施されています。総ぐるみ運動は、春と秋のわずかな期間で、毎年、延べ3千団体強、30万人強が参加する他地域に誇るべき協働の仕組みとして根付いています。

また、このほかにも、事業者による環境産業※への参入や環境保全に関する社会貢献活動、民間団体によるリサイクル活動や森林整備、大学による環境人材の養成や地域住民に対する普及啓発など、さまざまな主体による環境保全活動が活発になってきており、協働による取組みを進めていくための下地が形成されつつあると言えます。

これらの各主体が、適正な役割分担のもと、お互いの得意分野で力を発揮し、また他の主体にはできない役割を理解し、協働しながら環境保全に取り組んでいくことが重要です。

市では、各主体との連携を密にし、地域における主体的な取組みを把握し、繋ぐことによって、それぞれの取組みの充実とより多くの市民の参加と協力を促し、自発的な環境保全活動の輪をさらに広げる取組みを進めていきます。

環境指標

環境指標	基準年度 (平成26年度)	目標年度 (平成32年度)	単位
ISO14001※・エコアクション21※ 認証取得事業所数	75	85	件

施策の展開

(1) 各主体との協働

計画推進の方向性	担当課
・事業者、市民団体及び教育機関などが実施する環境保全活動に対しても積極的に参画・後援	[環境企画課] など
・啓発イベントなどの開催にあたっては、企画段階から事業者、市民団体及び教育機関などとの連携を図るとともに、各主体の人材や経験などを活用	[環境企画課] など
・市民団体や教育機関との連携を図り、環境教育・環境学習の担い手を育成	[環境企画課] [学校教育課] など
・「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動※」による地域の美化活動を継続して実施	[ごみ減量推進課] など
・クリーンピー応援隊※や不法投棄監視員※と連携し、地域と一丸となったまちの美化及び不法投棄の防止を図る	[ごみ減量推進課] [廃棄物対策課] など
・市民団体や学校などとの連携を図り、地域における動植物の生育・生息状況の把握に努め、その内容を環境教育に活用	[環境企画課]

(2) 各主体間の連携

計画推進の方向性	担当課
・環境教育・環境学習に携わる指導者や人材育成を行う大学などとの連携を深め、人材のネットワーク化を図り、市内で行われている環境保全活動とのマッチングを図る	[環境企画課]
・篤志家と環境保全活動の担い手を繋ぐ仕組みとして「環境まちづくり推進基金※」を運用	[環境企画課]

(3) 関係機関との連携

計画推進の方向性	担当課
・大気汚染や水質汚濁など広域的な対応が必要な環境問題については、周辺市町村、県、国及びその他関係機関と連携して取り組む	[環境企画課]
・環境課題への対応、事業展開にあたっては、地球温暖化防止活動推進センター※や鳥獣保護管理員※等、各分野における専門関係機関・専門職との連携・活用を図る	[全部局]

※巻末参考資料「用語集（93～109頁）」参照

2 環境配慮活動に対する支援

現状と課題

環境問題は、行政の取組みだけでは解決できません。市民、事業者及び民間団体などあらゆる主体の参加と協力が不可欠です。

市民及び事業者は、市環境基本条例に定める「市民の責務」、「事業者の責務」にのっとり、第3章各節に掲げる「市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）」などに、自主的かつ積極的に取り組むことが期待されます。

国及び本市のアンケート調査結果によると、環境保全に最も重要な役割を担う主体を『国民』と回答した人の割合が45.5%と最も多く（以下、『国』29.8%、『事業者』14.8%、『地方公共団体』2.4%）、また、地球温暖化問題に対しては、72.6%の人が『大切な問題であり、自分の生活様式を無駄のないものに変えていく必要がある』と回答しており、環境保全に対する責任感と意欲の高さが伺われます。

市では、環境情報の受発信強化や環境教育・環境学習の推進を図るなど、市民一人ひとりや事業者の環境に対する関心と理解を深め、意欲を具体的な行動につなげるための支援を行っていきます。

環境指標

環境指標	基準年度 (平成26年度)	目標年度 (平成32年度)	単位
こどもエコクラブ会員数(注)	847	2,700	人
森林ボランティア活動等参加者数	626	1,000	人/年

(注)最終年度における計画期間中の累計値

施策の展開

(1) 環境情報の収集及び提供

計画推進の方向性	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー※や省エネルギー、ごみの減量やリサイクル及び自然保護など、さまざまな環境情報及びそれに対する市の取組みについて、ホームページや広報物のほか、講座・講演会・見学会・体験学習会などの機会を創出し、積極的かつ分かりやすい情報の提供に努める 	[環境企画課] [ごみ減量推進課] など
<ul style="list-style-type: none"> 国・県の制度、事業者・市民団体の取組みなどの情報収集に努め、環境活動及び環境情報のネットワーク化を図る 	[環境企画課] [ごみ減量推進課] など
<ul style="list-style-type: none"> 市環境基本計画等の進捗状況や環境測定の結果などを公表 	[環境企画課] [ごみ減量推進課]
<ul style="list-style-type: none"> 環境の日（6月5日）または環境月間（6月）等に合わせ、環境保全についての関心と理解を深め、環境保全活動を行う意欲を高めるための普及啓発を実施 	[環境企画課] [ごみ減量推進課] [廃棄物対策課]

(2) 環境教育・環境学習の推進

計画推進の方向性	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 「こどもエコクラブ※」、「星空観察会※」、「せせらぎスクール※」の普及を図り、体験型環境学習の機会を拡大 	[環境企画課]
<ul style="list-style-type: none"> 「市役所出前講座事業※」により、さまざまな環境問題や市の取組や対応などの情報を紹介 また、「出前講座」のメニューは、意欲ある市民などの活動を支援するため、要望に応じ、適宜、内容の充実化を図る 	[環境企画課] [ごみ減量推進課] [環境監視センター] [保健所生活衛生課] [除染対策課] など
<ul style="list-style-type: none"> 教育機関との連携を強化し、子どもに対しても理解しやすい環境教育・環境学習が積極的に展開されるよう努める 	[環境企画課] [学校教育課] など
<ul style="list-style-type: none"> 「市リサイクルプラザクリンピーの家」をごみ減量やリサイクルに関する環境教育・環境学習拠点として、また、「市フラワーセンター」を自然環境や再生可能エネルギー※に関する環境教育・環境学習拠点として、視察や社会科見学などの受入れや環境教育・環境学習教材の充実を図る 	[環境企画課] [ごみ減量推進課] [農業振興課] など

※巻末参考資料「用語集（93～109頁）」参照

第4章「推進」

(3) 環境に配慮した市民活動の促進

計画推進の方向性	担当課
・「環境まちづくり推進基金※」を活用し、市民団体などの主体的な環境保全活動を支援	[環境企画課] など
・良好な環境資源の発掘・PR、NPO法人の活動基盤の整備及び環境にやさしいまちづくりを担う人材育成などに対する支援	[環境企画課] [市民協働課]
・市民活動団体間の連携・交流促進を図る「市民活動ガイド」による情報提供	[市民協働課]
・「環境ラベル※」を活用した環境にやさしい製品・サービスの選択を促進する情報を提供	[環境企画課] など

(4) 環境に配慮した事業活動の促進

計画推進の方向性	担当課
・環境と経済の調和融合を図るため、環境産業※を育成・支援	[産業・港湾振興課]
・「ISO14001※」や「エコアクション21※」といった環境マネジメントシステムの構築や「グリーン購入※」など環境にやさしい事業活動を促進	[環境企画課]
・スマートグリッド※や次世代電池などの環境・エネルギー分野の新技术の開発や導入などによる新たな産業の創出に向けた取組みを支援	[環境企画課] [産業・港湾振興課]
・産学官民連携による、地域の風土に見合った循環型社会形成に向けた取組みを支援	[環境企画課] [産業・港湾振興課]

コラム

<環境保全意欲の増進に向けた市の主な取組み>

事業	内容
環境アドバイザー派遣	市民の自主的な環境学習講座などへの専門家の派遣
市役所出前講座	市民の自主的な環境学習講座などへの市職員の派遣
省エネアドバイザー派遣	市内事業者に対する省エネ診断などへの専門家の派遣
緑のカーテンコンクール	家庭・事業者・学校における緑のカーテンの取組への表彰
いわき子ども環境賞コンクール	小・中学生を対象とした環境保全に関する標語等の表彰
リサイクルフェア	事業者との連携による環境展
クンペーの家親子体験DAY	親子で参加するリサイクル施設の見学及びリサイクル製品づくり
街頭啓発	「環境月間」・「環境の日」における街頭啓発及び横断幕掲示
イベント出展	市内で開催されるイベントでの再エネルギーやリサイクルの普及啓発
自然体験型環境教育	星空観察会、こどもエコクラブ、せせらぎスクールなど



3 市の率先した環境配慮

現状と課題

市は、他の主体の自主的かつ積極的な取組みを促していくため、自らが一事業者・一消費者として率先した環境配慮に努めます。

「環境に配慮する」ということは、「環境に配慮しない」場合に比べ、一般的にコストが高くなる傾向にありますが、一時的な経済コストの比較だけでなく、長期的な視野に立った環境保全効果、環境リスク及び経済コストを適切に評価するなど、環境価値の追求を優先し、「新・市総合計画基本構想」に掲げる「将来世代に責任の持てるまちづくり」、「市環境基本条例」に掲げる「健全で恵み豊かな環境の確保と将来世代への継承」を目指します。

また、同条例では、「あらゆる活動において地球環境保全が図られるように積極的に行われなければならない」とも規定しています。「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」の実現に向け、市のすべてのセクションが、“計画（立案）・実行・評価・改善”のあらゆる場面において、「環境優先」・「環境管理」の考え方に沿って、自らの施策や事務事業を主体的に構築・展開していきます。

環境指標

環境指標	基準年度 (平成26年度)	目標年度 (平成32年度)	単位
市役所等における電気使用量	93,779	89,091	千kWh/年
再生可能エネルギー率先導入件数	73	増加を目指す	件
紙（コピー用紙）の使用量	230	219	t/年
市役所からのごみ排出量（注）	201	191	t/年

（注）市役所本庁舎及び東分庁舎からのごみ排出量（缶・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装を含む）

※巻末参考資料「用語集（93～109頁）」参照

第4章「推進」

施策の展開

(1) 環境配慮行動の推進

計画推進の方向性	担当課
・電気・ガスなどのエネルギー及び事務用品等の使用量の削減、節水、適正な室温管理、クールビズ※・ウォームビズ※及び緑のカーテン※の実施などにより、エネルギー消費を抑制	[環境企画課] [各施設所管課]
・公用車のエコドライブ※、職員のノーマイカー通勤※を推進	[管財課] [都市計画課]
・物品調達において、グリーン購入※を推進	[環境企画課]
・市有施設から排出される廃棄物について、排出量の継続的な把握と徹底した3R（リデュース・リユース・リサイクル）に努め、庁内ゼロエミッションを継続	[ごみ減量推進課] など
・電気や公用車の購入などに係る契約について、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）※」に基づき、価格に加え、温室効果ガス※などによる環境への負荷についても適切に評価する仕組みと可能性について検討	[総務課] [管財課] [契約課] [各施設所管課]

(2) 公共施設の整備・管理運営などにおける環境配慮

計画推進の方向性	担当課
・公共施設の管理等における継続的なエネルギー使用量の把握と抑制	[環境企画課] [各施設所管課]
・公共施設への再生可能エネルギー利用機器の導入は、費用対効果などの検証も行うとともに、施設の改修等の機会を捉えながら推進	[環境企画課] [各施設所管課]
・公共施設等の整備にあたっては、計画の立案段階から、再生可能エネルギー※及び省エネルギーの設備や環境負荷の少ない工法・資材の採用など、施設のライフサイクルアセスメント※の視点からの環境配慮に努める	[営繕課]
・公用車に低公害車※を導入	[管財課]
・地域情報化の推進にあたっては、ICT（情報通信技術）機器の省エネ化に取り組む	[情報政策課]
・公共施設の緑化	[各施設所管課]
・一般廃棄物※や行政から排出される廃棄物（汚泥や生ごみなど）について、環境産業※を行う事業者などへの委託を検討	[ごみ減量推進課] [各施設所管課]

(3) 職員の環境配慮意識の向上

計画推進の方向性	担当課
・電力使用や紙（コピー用紙）の使用、ごみの排出などに対する環境配慮を庁内掲示などにより意識啓発	[環境企画課]
・再生可能エネルギー利用機器や省エネルギー設備の導入に関する国・県等の支援策を情報提供	[環境企画課] など

(4) 庁内の体制整備

計画推進の方向性	担当課
・本計画の総合的かつ効果的な推進を図るため設置するいわき市環境調整会議における本計画の進捗管理を実施	[環境企画課]
・環境保全施策の推進にあたっては、国や県の補助制度を積極的に活用し財源の確保に努める	[全部局]
・他の行政計画の策定にあたっては、市環境調整会議（幹事会）を活用しながら、市環境基本条例及び本計画の趣旨が十分に反映されたものとなるよう、整合性を図る	[全部局]
・環境産業※の育成や農産物の鳥獣被害など、部局間にまたがる環境課題に対しては、各関係部課等の連携を密に対応する	[全部局]
・市環境基本条例の理念に基づき、自然環境への影響や環境保全に配慮して各施策を展開する	[全部局]

第4章第1節3 市の率先した環境配慮

いわき市地球温暖化対策実行計画—事務事業編—
 <関連事項・資料編>

(第5次循環型オフィスづくり行動計画)

- ・市役所等からの温室効果ガス排出量
- ・物品やサービスの購入（レンタル・リース含む）にあたっての取組み
- ・物品やサービスの使用にあたっての取組み
- ・建築物の建築及び維持管理にあたっての取組み
- ・やむをえず廃棄する場合にあたっての取組み

参考指標	平成26年度	平成32年度	単位
市役所等から温室効果ガス排出量	121.8	115.8	千t-CO ₂ /年

物品やサービスの購入（レンタル・リース含む）にあたっての取組み		
区分	具体的な取組みの内容	
電気製品	省エネ型機器等の導入 省電力照明の採用	・利用場所や利用形態に応じた適切な能力の機器を選択 ・「環境物品等調達方針」に適合したLED照明等の省エネ製品を導入
	リサイクル配慮機器の選択	・コピー機やプリンターの購入に際しては、使用済みカートリッジの再生利用システムがあり、両面印刷可能なものを選択
公用車	低公害車等の導入	・「公用車更新基準」に基づく更新 ・原則として、「低公害車導入方針」及び「環境物品等調達方針」に適合する車種を選択
用紙類・事務用品等	必要最低限の購入	・在庫管理を徹底し、事務用品・機器等を購入する際は、その必要性を考慮し適切な量を購入する。
	簡易包装の推奨 グリーン購入の推進	・商品等の購入にあたっては、簡易包装された商品を選択 ・「環境物品等調達方針」に基づく、環境配慮製品調達の徹底
	使い捨て製品の購入自粛	・紙皿、紙コップ、ペーパータオル等の購入自粛
その他	再利用・再使用の励行	・環境配慮物品の積極的導入 ・詰め替え可能商品利用の励行 ・マイボトル・マイカップ・マイ箸の励行 ・再生資源等活用の励行

物品やサービスの使用にあたっての取組み		
区分	具体的な取組みの内容	
エネルギー(電気・燃料)	照明機器の電力消費削減	<ul style="list-style-type: none"> ・照明点灯箇所の削減 ・始業前及び昼休み消灯の徹底 ・蛍光灯本数の削減 ・時間外勤務の縮減 ・定時退庁促進日の励行 ・会議室、資料室、更衣室等の不要な照明消灯の徹底
	空調設備の電力・燃料消費削減	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房温度の適温管理〔冷房28℃、暖房20℃(職員執務室においては19℃)〕の徹底 ・クールビズ(さわやか軽装デー)、ウォームビズの実施 ・カーテン、ブラインド等の活用 ・窓、出入り口の開放禁止の徹底
	電気機器の電力消費削減	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな電源オフの徹底 ・予熱機能、節電・待機モードの活用徹底 ・不用なコピー及びミスコピーの防止によるコピー機使用の抑制 ・軽印刷機の利用
	エレベーター使用の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・階段使用の励行 ・利用者の少ない時間帯等の使用基数制限
	公用車燃料の節減	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車等の優先的利用 ・相乗りの励行 ・不用物の不積載、走行ルートの合理化、急発進・急加速しないなど、省エネ運転の徹底 ・アイドリングストップの徹底 ・こまめな点検・整備の徹底 ・公共交通機関、自転車利用、徒歩移動の励行
	電気及び燃料使用量の把握・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、石油燃料等の使用量把握 ・事業手法の見直し、効率化の徹底
	コピー・印刷の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷・両面コピーの励行 ・軽印刷機の利用 ・不用なコピー、ミスコピーの防止
水資源	節水、水道水の適正利用	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面、食器洗いなどにおける水の流し放しの自粛など、日常的な節水の励行 ・節水コマなど節水機器の活用 ・公用車洗車回数の見直し、バケツ利用など洗車方法見直し
用紙類	用紙類使用量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・資料・事務手続きの簡素化の検討 ・書類作成部数は最小限とするほか、両面印刷の徹底による資料のスリム化 ・要約版、概要版の活用 ・電子メール、電子掲示板活用によるペーパーレス化の推進
	用紙類廃棄の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み用紙の裏面をFAX用紙・メモ用紙等に活用 ・使用済みポスター、カレンダー等の再利用の励行 ・使用済みの封筒、付箋紙等再使用の励行 ・紙製容器包装等の再使用の励行 ・使い捨て製品の使用自粛
備品等	備品等廃棄の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・事務機器や電気機器は、修理により長期間使用 ・不要な備品等は、機関相互の所管換えを進め、有効活用を徹底

第4章「推進」

建築物の建築及び維持管理にあたっての取組み		
区分	具体的な取組みの内容	
設計・施工	省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・照明、冷暖房効率を考慮した構造、配置の検討 ・複層ガラス、熱反射ガラスの採用 ・より環境負荷の低い燃焼設備の導入
	太陽光等、自然エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光、バイオマス、コージェネレーションシステム等、再生可能エネルギー・未利用エネルギーを活用した環境負荷の少ない設備の導入検討 ・自然光に配慮した照明機器の配置
	施設等の節水の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の規模、用途に応じて、雨水利用や排水利用設備の導入を検討 ・水循環設備等、環境負荷の少ない設備の導入 ・感知式洗浄弁、自動水栓導入の検討
	設計監理・施工監理における要請	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負業者に対する、適切な運搬車両台数、運行時間、走行ルート等の事前検討及び排出対策型建設機械の導入を要請 ・代替型枠の使用や型枠の反復使用などにより、熱帯材や温帯・北方材の使用抑制に努めるとともに、国産材の使用を促進 ・施設の建築にあたっては、国産材の使用を促進
	空調設備の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時に、廃棄の際の冷媒回収まで含めた見積りの徹底
	建設副産物等の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・建設副産物の発生抑制や適正処理の徹底に努めるとともに、利用可能な建設副産物や下水汚泥等の再資源化を行ない、再利用を促進
	再生品等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施にあたっては、再生品等環境負荷の少ない資材を選択
維持管理	廃棄物等の減量	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等の排出量把握 ・組成調査の実施 ・再資源化に取り組む事業者等の活用
	緑化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の整備にあたっては、敷地や建物等の緑化に配慮 ・公共工事の実施にあたっては、自然環境に与える影響を最小限に抑制 ・現場周辺の環境への配慮
	水利用の合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・水漏れ点検の徹底 ・使用量の把握・管理
	雨水利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水利用、排水利用設備の維持管理適正化 ・透水性舗装、浸透枡の設置
	省エネルギー対策	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率診断等実施の検討 ・未利用エネルギー活用の検討
	再生品等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施にあたっては、再生品等環境負荷の少ない資材を選択

やむをえず廃棄する場合にあたっての取組み		
区分	具体的な取組みの内容	
発生の抑制	リサイクルの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済みコピー用紙、新聞紙、雑誌、紙製容器包装等古紙類の分別を徹底 ・缶、ペットボトル、ビン、容器包装プラスチック等、資源化可能な不用物の分別を徹底 ・ペーパーシュレッダーの使用抑制
	減量・減容化等	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機等の活用 ・廃棄物等の排出量把握 ・組成調査の実施 ・再資源化に取り組む事業者等の活用

第2節 目標達成の仕組み

計画の実効性を確保し、施策の継続的な改善を図っていくため、環境マネジメントシステムの考えを取り入れ、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

1 目標達成の手法

「市環境審議会」及び「市環境調整会議」の2つの組織を軸として、PDCAサイクルに基づく進行管理を行い、施策の継続的な改善を図ります。

主に、市環境審議会がCheck機能を、市環境調整会議がAction機能を担います。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）の頭文字をとったもので、この手順の繰り返しによって、施策の継続的な改善を図る手法。

2 環境指標による点検・公表

基本目標の達成に向けた施策の取り組み状況や、施策を実施することによって生み出される成果を「環境指標」として、その点検・評価を実施します。環境指標は、明確な点検・評価を行うため、できる限り定量的かつ継続的に把握できるデータを用います。

また、透明性のある点検・評価を行うため、施策の取り組み状況については、毎年、報告書にとりまとめ、公表します。

3 計画の見直し

計画期間（平成28年度～平成32年度）内であっても、環境の状況、社会経済情勢、科学的技術の進歩及び科学的知見の集積、さらには、基本目標の達成度合いや環境指標の状況などを踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを図ります。

市環境審議会

環境審議会は、環境基本法第44条及び市環境基本条例第23条に基づき設置され、学識経験者や、市民、民間団体及び事業者の代表等で構成する組織で、計画の策定及び見直しについて、市長の諮問に応じ、公正かつ専門的な立場から審議し、答申を行うとともに、計画に基づく施策の進捗状況や目標の達成状況などに対し意見を述べるなど、環境の保全に関する基本的事項について調査審議を行います。

PDCAサイクルによる進行管理上では、特に Check（点検・評価）機能を有します。

市環境調整会議

環境調整会議は、本会議設置要綱に基づき設置され、副市長（生活環境部担任）を委員長、副市長（生活環境部担任以外）を副委員長とし、教育部長、消防長、水道局長、総合磐城共立病院事務局長及び部等の長で構成する庁内組織で、計画に基づく施策や事業の実施と推進方策のあり方、計画の進捗状況の把握と年次報告書の作成など、市の環境政策に関する推進事項について全庁的な総合調整を行います。

PDCAサイクルによる進行管理上では、特に Action（対策の検討・見直し）機能を有します。

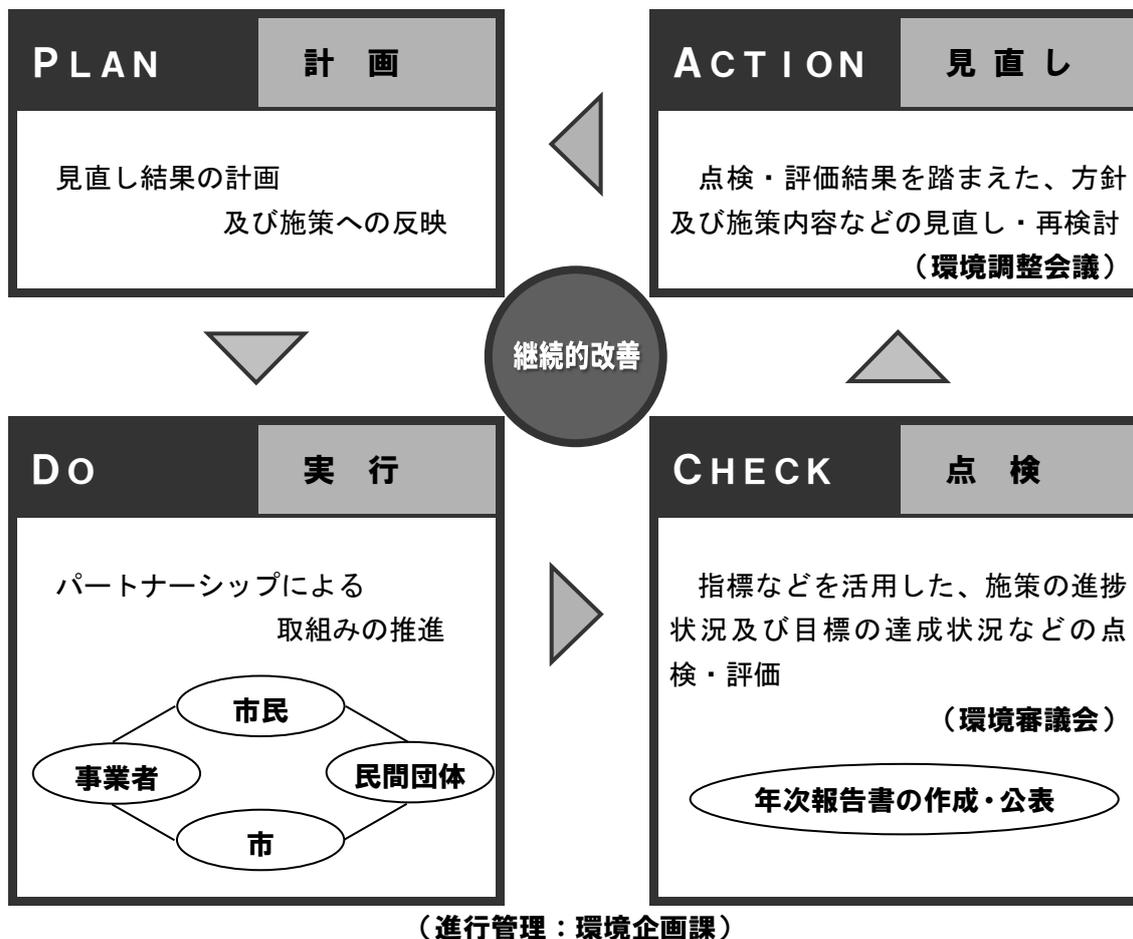
市環境調整会議幹事会

幹事会は、環境調整会議設置要綱に基づき、課等の長で構成され、生活環境部長を議長とする庁内組織で、計画の推進に必要な具体的な事項についての庁内調整を行うなど、環境調整会議の所掌する事務全般に関する庁内の連絡調整機能等の充実を図ります。

市環境調整会議研究会

研究会は、環境調整会議設置要綱に基づき、委員長が指名する原則係長職以下の職員で構成され、環境企画課長を議長とする庁内組織で、計画の推進に必要な具体的な事項についての資料の収集や先進事例等の調査を行うなど、幹事会の所掌する事務について詳細な研究を行います。

○ 計画の進行体制及び進行管理のフロー



環境指標一覧

大項目	中項目	No.	環境指標	基準値 (H26)	目標値 (H32)	単位	備考
低炭素社会づくり	再生可能エネルギー利用の推進	1	太陽光発電導入量	15,221	28,000	kW	累計値
		2	木質バイオマス熱利用導入量	10,549	11,570	GJ	
		3	化石エネルギー消費削減量(原油換算時)	16,184	19,577	kl	
	省エネルギー対策の推進	4	家庭から排出される市民一人あたりの温室効果ガス排出量	1.77	1.75	t-CO ₂ /年	基準値はH17
		5	自家用車利用に伴う温室効果ガス排出量	390.0	390.0	千t-CO ₂ /年	
	環境負荷の少ない都市空間の形成	6	一人当たりの都市公園面積	15.63	16.97	m ²	
		7	造林事業実施面積	15,007.70	17,289.80	ha	累計値
循環型社会づくり	発生抑制を主眼とした3Rの推進	8	一人一日当たりのごみ排出量	1,067	950	g/人・日	
		9	リサイクル率	18.7	24.0	%	
	発生した廃棄物の適正処理	10	産業廃棄物排出量	3,371	3,367	千t/年	現状値はH25 目標値はH31
		11	産業廃棄物減量化・再生利用率	95	94	%	
	まちの美化と不法投棄の防止	12	クリーンピー応援隊参加者数	5,440	5,600	人/年	
13		不法投棄(通報)件数	488	410	件/年		
自然共生社会づくり	生物多様性・自然環境の保全	14	中山間地域等直接支払交付対象面積	1,188	1,199	ha/年	
		15	エコファーマー認定者数	646	1,100	人/年	
		16	緑地協定面積	197.28	239.76	ha	
		17	保存樹林面積	6.04	6.00	ha	
	動植物の保護及び管理	18	野生動植物等調査種類数	0	25	種	累計値
		19	イノシシの推定生息数	10,290	1,092	頭	
	自然とのふれあいの推進	20	海水浴場水質判定基準	100.0	100.0	%	
		21	環境アドバイザー派遣事業の受講者数	8,687	20,000	人	累計値
		22	自然体験型イベントの開催数	22	30	回/年	
	大気・水等の保全	23	大気環境基準達成率	89.7	100.0	%	
		24	地下水環境基準達成率	100.0	100.0	%	
		25	水質(河川)環境基準達成率	100.0	100.0	%	
		26	水質(海域)環境基準達成率	100.0	100.0	%	
27		騒音(一般)環境基準達成率	100.0	100.0	%		
28		騒音(交通)環境基準達成率	98.1	100.0	%		
29		ダイオキシン類環境基準達成率	100.0	100.0	%		
30		汚水処理人口普及率	83.0	94.0	%		
原子力災害からの環境回復	空間線量モニタリング及び除染	31	年間追加被ばく線量が1mSv以下となる地点の割合	98.2	100.0	%	
		32	住宅除染進捗率	33.8	100.0	%	目標値はH28
推進	協働による環境保全	33	ISO14001・エコアクション21認証取得事業所数	75	85	件	
	環境配慮活動に対する支援	34	こどもエコクラブ会員数	847	2,700	人	累計値
		35	森林ボランティア活動等参加者数	626	1,000	人/年	
	市の率先した環境配慮	36	市役所等における電気使用量	93,779	89,091	千kWh/年	
		37	再生可能エネルギー率先導入件数	73	増加を目指す	件	累計値
		38	紙(コピー用紙)の使用量	230	219	t/年	
[参考指標]		1	市内全体からの温室効果ガス排出量	3,664.4	3,545.7	千t-CO ₂ /年	基準値はH17
		2	市役所等からの温室効果ガス排出量	121.8	115.8	千t-CO ₂ /年	

参考資料

- 1 いわき市の概況
- 2 市環境基本条例
- 3 計画策定の検討体制
- 4 計画策定の検討経過
- 5 市民意見（パブリックコメント）等の概要
- 6 用語集

1 いわき市の概況

(1) 位置・面積

ア 位置

福島県の東南端、東北地方と関東地方との接点に位置し、東は約60kmの海岸線で太平洋に面しており、西は阿武隈高地を介して県の中央部に接しています。

本市の北側から地図上反時計回りに、広野町、檜葉町、川内村、田村市、小野町、平田村、古殿町、鮫川村及び茨城県北茨城市の各自治体と隣接しています。

(いわき市役所の位置：北緯37° 02′ 51″ 東経140° 53′ 29″)

イ 面積

東西に39.0km、南北に51.5km、面積は1,232.02km²に及ぶ広大な市域を有しています。

(2) 自然の営み

ア 地形・地質

西部の山地と東部の丘陵地・低地に大別され、山地は最高海拔965mの矢大臣山をはじめとして、平均700m前後の山々が連なっています。これらの山々は、6,500万年前に形成されたとみられる深成岩と、それよりも古い時代の岩石から成る変成岩とで成り立っており、その多くは、風化作用を受けて、なだらかな地形となっています。

東部の大部分を占める丘陵地や低地は、標高200m以下となっています。丘陵地は、砂岩や礫岩、泥岩などの堆積岩類から成り立っており、多くの動植物の化石が発掘されています。丘陵地の裾野や河川沿いの微高地には、山が浸食され、川が運んできた砂礫が溜まっているところがあり、他の低地に比べて地盤が安定しているため、昔から居住地や田畑として利用されています。

段丘を含む低地は、砂や礫の堆積物で成り立っています。海岸に近い地域では、河川の下流部に沖積平野や三角州が形成されており、堆積物は最大で約70mの厚さに達しており、軟弱な地盤となっています。

阿武隈高地から市域を貫流し、太平洋に至る夏井川や鮫川などの河川は、川床勾配が大きく急流を作っており、とりわけ、東縁部では隆起量が大きいため、三森溪谷や夏井川溪谷、四時川溪谷などの深い谷を形成しています。これらの溪谷では、四季折々の景観を楽しむことができ、夏井川溪谷は夏井川溪谷県立自然公園に、四時川溪谷は勿来県立自然公園に指定されています。

海岸線は延長約60kmに及び、砂浜と礫が交互に現れる景観は変化に富むもので、小名浜港を除きすべて磐城海岸県立自然公園及び勿来県立自然公園に指定され、薄磯や勿来などの浜は、東日本大震災以前は関東から東北にかけて有数の海水浴場として、市内だけでなく、県内外からの観光客に親しまれていました。

イ 水系・流域

二級河川が11水系64河川、準用河川が8水系30河川、普通河川が18水系228河川の計22水系322河川があり（水系数は重複）、市内総延長は約968kmに及びます。

夏井川、鮫川及び木戸川の各水系は、市域外にも流域を持っており、夏井川水系は田村市、小野町及び平田村を、鮫川水系は古殿町、塙町、鮫川村及び茨城県北茨城市を、木戸川水系は檜葉町、広野町及び川内村を、それぞれの流域に含んでいます。夏井川及び鮫川の各水系については、本市が下流部に、木戸川水系については本市が上流部に位置しています。

夏井川、鮫川などの大きな河川の流域においては、市街化の進展や宅地造成などの大規模な地形改変により、森林面積の減少や汚濁負荷発生源の増加が進んでいます。特に、夏井川流域は、面積が大きく、河川の水量も豊富ですが、上流域まで土地利用が進んでいるため、流域内の汚濁負荷が増大しています。

また、藤原川流域や仁井田川・大久川流域は、面積が小さく、河川流量が少ないた

め、今後、大規模な地形改変などにより、汚濁負荷の影響が大きくなることが考えられます。

ウ 気候

太平洋の影響を受けて温暖で、年平均気温は12～14℃前後、また、積雪は年1～2度見られる程度で、年間降水量は1,200～1,700mm、年間の日照時間も2,000時間を超え、県内で最も過ごしやすい地域となっています。

【気象データ（小名浜）】

要素	平年値	最高（最大）	最低（最小）
年平均気温 （℃）	13.4(*1)	14.5(*2) (1990年)	11.1(*2) (1945年)
年降水量 (mm)	1,408.9(*1)	1989.5(*2) (2006年)	813.0(*2) (1984年)
年日照時間 (時間)	2,042.5(*1)	2,546.1(*2) (1939年)	1,683.8(*2) (1998年)
日最高・最低気温 (℃)	—	37.7(*3) (1994年8月3日)	-10.7(*3) (1952年2月5日)
日降水量 (mm)	—	227.2(*3) (1966年6月28日)	—

※ 統計期間：(*1)1981年～2010年、(*2)1911年～2014年、(*3)1910年5月～2014年

出典：気象庁ホームページ

エ 自然現象

地震や集中豪雨、崖崩れ・地滑りなどの自然現象は、私たちの生命や財産、社会的基盤及び生態系などを脅かす危険な災害である一方で、地盤の変動や浸食により、現在の本市の地形や河川の流れ、歴史・文化を形成してきたという一面も持っており、自然環境の一つであると言えます。

地震の大きなものでは、昭和元年（1926年）以降、計23回「震度5弱」が観測されています。昭和13年（1938年）は大きな地震が頻発し、5月に茨城県沖を震源とし、また11月には塩屋崎沖を震源とする「震度5弱」の地震が余震も含め計4回観測されています。計測震度計による観測開始（平成8年）以降では、平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」、同4月11日及び12日には、ともに「震度6弱」の揺れを観測し、同年9月までに「震度5弱」の地震が計12回観測されています。

台風や低気圧による崖崩れや地滑りなどをともなう風水害は、近年では、毎年2～5回程度発生しています。災害救助法が適用された風水害としては、昭和61年（1986年）8月の台風10号、平成元年（1989年）8月の台風13号及び平成5年（1993年）11月の大雨が記録されています。急傾斜地の崩壊や地滑りは、好間、内郷及び常磐から小名浜にかけての丘陵地に集中しており、また、土石流についても、河川上流域において危険溪流が指定されており、それぞれ対策が講じられています。

(3) 人の営み

ア 沿革

昭和37年、新産業都市建設促進法の施行に伴い、常磐地方の市町村が合併して新産業都市を建設することを約し、昭和39年に常磐・郡山地区として指定を受け、昭和41年10月1日に5市4町5村が合併し、「いわき市」が誕生しました。

平成11年には、中核市に移行しています。

イ 歴史・文化

平成27年5月1日現在、指定文化財として国指定が25件、県指定が63件、市指定が182件指定されています。そのうち、自然環境と一体をなしている史跡名勝天然記念物や文化的な景観については、史跡（・名勝）が21件、天然記念物が37件指定されています。

史跡は、国指定が「甲塚古墳」、「白水阿弥陀堂境域」、「中田横穴」及び「根岸官衙遺跡群」の4件、県指定が「専称寺境域」の史跡・名勝を含む4件、市指定が13件となっています。

天然記念物は、国指定が「中釜戸のシダレモミジ」、「賢沼ウナギ生息地」、「照島ウ生息地」、「沢尻の大ヒノキ（サワラ）」の4件、県指定が「上平窪のシイノキ群」、「石森のカリン」など8件、市指定が25件となっています。

また、古生代から新生代にかけての地層の一部からは、三葉虫や昆虫、恐竜、爬虫類、魚類、哺乳類など、さまざまな種類の化石が数多く発見されており、その中には、「フタバスズキリュウ」や「いわきくじら」など学術的にも価値が高い化石も含まれています。

ウ 人口

平成27年10月1日現在、人口は324,279人で福島県全体の約17%を占め、東北地方では仙台市、郡山市に次ぐ人口となっています。世帯数は131,038世帯、人口密度は263人/km²となっています。

人口の年齢別割合は、平成7年10月1日現在、15歳未満が17.3%、65歳以上が16.9%であったのに対し、平成22年10月1日現在、それぞれ13.7%、25.0%となっており、少子高齢化が進んでいます。人口は、平成11年1月の362,140人をピークに減少に転じ、近年では毎年約2,000人減少しています。一方、世帯数は、毎年約1,000世帯増加しており、核家族化が進行している状況を示しています。

また、市の人口の78.2%が市街化区域（平成22年10月1日現在）に集中しており、中山間地域の人口は大きく減少しています。

【人口・世帯数・人口密度（各年10月1日現在）】

区 分	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年	増減率 (平成7年→ 平成27年)
人口（人）	360,598	354,492	342,249	324,279	△10.1%
15歳未満（%）	17.3	14.7	13.7	—	—
15～64歳（%）	65.7	62.8	60.1	—	—
65歳以上（%）	16.9	22.4	25.0	—	—
世帯数（世帯）	117,488	128,584	128,722	131,038	11.5%
人口密度（人/km ² ）	293	288	278	263	△10.2%

出典：「市統計書」、「いわき市の人口」

エ 土地利用

平成21年度における土地利用の状況は、地目別にみると山林が最も多く市域の約7割を占めています。平成10年度の状況と比較すると、牧場・原野及びそのほかが減少し、宅地及び雑種地を中心に増加しています。

都市計画区域は、376.17km²となっており、市域面積の30.5%を占めています。その内訳は、市街化区域が100.48km²（8.2%）、市街化調整区域が275.69km²（22.4%）となっています。

【土地利用状況】

地目	平成10年度 (km ² (%))	平成26年度 (km ² (%))	増減率 (%)
田	73.283 (6.0)	74.273 (6.0)	1.4
畑	44.375 (3.6)	43.236 (3.5)	△2.6
宅地	67.648 (5.5)	76.809 (6.2)	13.5
鉱泉池・池沼	0.670 (0.1)	0.703 (0.1)	4.9
山林	796.897 (64.7)	857.766 (69.7)	7.6
牧場・原野	59.175 (4.8)	51.028 (4.1)	△13.8
雑種地	28.516 (2.3)	41.035 (3.3)	43.9
その他	160.565 (13.0)	86.500 (7.0)	△46.1
計	1,231.130 (100.0)	1,231.35 (100.0)	0.0

出典：「市統計書」

【都市計画区域面積（平成27年3月31日現在）】

区分		面積 (km ²)	割合 (%)
行政区域		1,231.35	100.0
	都市計画区域	376.17	30.5
	市街化区域	100.48	8.2
	住居系地域	63.04	5.1
	工業系地域	32.13	2.6
	商業系地域	5.31	0.4
市街化調整区域		275.69	22.4

出典：市都市計画課

オ 産業

就業者数は、平成17年時点で160,757人となっており、平成7年と比較して8.4%減少しています。内訳としては、第1次産業で23.0%減、第2次産業で22.5%減、第3次産業で1.3%増加しています。

経営耕地は6,354haとなっており、市域の5.2%を占めています。

製造業については、事業者数が昭和61年（1986年）をピークに、従業者数が平成3年をピークに減少傾向にあります。製造品出荷額等は、平成7年に東北第一位となり、平成8年に1兆円を超え、以降、堅調に推移していましたが、リーマンショック及び東日本大震災により大きく落ち込み、平成25年には8,800億円まで減少しています。製造品出荷額等ベースの業種割合は、「情報」が最も多く19.7%、以下「化学」16.2%、「輸送」13.1%となっています。広域都市である本市には、現在15の工業団地が整備されています。このほか、小名浜から勿来にかけての臨海部には、大規模な工場が立地していますが、これらは、かつての新産業都市「常磐・郡山地区」の中核を成してきました。

【産業別就業者数】

区分	平成7年 (人)	平成22年 (人)	増減率 (%)
総数	175,449	153,886	△12.3
第1次産業	8,680	4,736	△45.4
農業・林業	7,408	4,132	△44.2
漁業	1,272	604	△52.5
第2次産業	66,327	46,002	△30.6
鉱業	440	122	△72.3
建設業	23,050	15,658	△32.1
製造業	42,837	30,222	△29.5
第3次産業	100,317	96,852	△3.5
電気・ガス・熱供給・水道業	1,480	1,340	△9.5
情報通信業	—	1,655	—
運輸郵便業	—	8,467	—
卸売業、小売業	—	23,742	—
金融業、保険業	4,285	3,001	—
不動産業、物品賃貸業	—	1,709	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	3,706	—
宿泊業、飲食サービス業	—	9,016	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	6,973	—
教育、学習支援業	—	6,519	—
医療、福祉	—	17,802	—
複合サービス事業	—	901	—
サービス業(他に分類されないもの)	—	8,752	—
公務(他に分類されるものを除く)	3,637	3,269	△10.1
分類不能	125	6,296	4,936.8

出典：「市統計書」

【経営耕地面積】

区分	平成7年 (a)	平成22年 (a)	増減率 (%)
総面積	757,661	635,354	△16.1
田	601,424	498,124	△17.2
畑	141,982	128,089	△9.8
樹園地	14,255	9,141	△35.9

出典：「農林業センサス」「市統計書」

【林野面積】

区分	平成8年 (ha)	平成24年度 (ha)	増減率 (%)
総面積	90,385	89,057	△1.5
国有林	30,983	30,716	△0.9
民有林	59,403	58,341	△1.8

出典：「福島県森林・林業統計書」「市統計書」

【製造業事業者数・従業者数・製造品出荷額等】

区分	平成9年	平成25年	増減率（％）
事業所数（社）	1,020	597	△41.5
従業者数（人）	33,807	22,891	△32.3
製造品出荷額等（万円）	107,553,860	88,368,109	△17.8

出典：「市統計書」

カ 交通

いわき市内には、高速自動車国道が2路線、一般国道が5路線、県道が41路線、市道が8,740路線あります（平成26年4月1日現在）。このうち、高速自動車国道は、東京と仙台を結ぶ常磐自動車道、いわきと新潟を結ぶ東北横断自動車道いわき新潟線（磐越自動車道）が開通し、1つのジャンクションと5つのインターチェンジがあります。常磐自動車道は、平成27年3月1日に全線開通しました。

市内の鉄道は、JR常磐線、JR磐越東線、貨物のみを扱う福島臨海鉄道があり、JRの旅客駅は、常磐線と磐越東線あわせて14駅あります。

市内の路線バスは、122路線（平成27年10月1日現在）が運行されており、高速バスについても14路線運行されています。また、乗合タクシーについても、1路線が運行されています。この他、市内各地区において復興支援バスが運行されています。

福島空港がいわき中央ICから車で約60kmの距離にあり、札幌（新千歳空港）、大阪（伊丹空港）などへの空路が運行されています。

港湾は、9つの港が整備されています。その中でも小名浜港は重要港湾に指定され、外貿コンテナ航路や内航フィーダー航路により、ワールドワイドな輸出入が可能な国際貿易港として港勢を増してきています。また、平成23年5月には、国際バルク戦略港湾（石炭部門）の指定を受け、国際物流ターミナルの整備が進められています。さらには、平成25年12月には、特定貨物輸入拠点港湾（石炭）に指定され、港湾施設の整備や港湾の効果的な利用が図られることとなります。

2 市環境基本条例

平成9年3月31日
いわき市条例第4号

改正 平成12年8月25日いわき市条例第89号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全に関する施策の基本指針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全のための基本的施策（第10条—第22条）

第4章 環境審議会（第23条—第29条）

附則

わたしたちのふるさと「いわき」は、広大な市域面積を有し、西に阿武隈高地、そこに源を發するいくつもの河川、東に太平洋、白砂青松の海岸線など、豊かで多様な自然資源に恵まれている。わたしたちは、これらの自然の恵みの中で生活を営み、それぞれの地域の特性に応じた伝統や文化を育んできた。

しかしながら、近年の都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本市においても従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型や生活型の公害などの問題が顕在化してきており、さらに、わたしたち一人ひとりの営みが直接又は間接に地球環境に影響を与えるまでに拡大してきていることから、新たな対応が求められている。

健全で恵み豊かな環境の下に健康で文化的な生活を営むことは、市民の権利であり、わたしたちは、この環境を保全し、将来の世代に引き継いでいかなければならない。

わたしたちは、環境に限られた資源であることを深く認識し、市、事業者及び市民が相互に協力し合い、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然とが健全に共生できるふるさと「いわき」の実現を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承できるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、本市の多様な自然環境において、それぞれの地域特性に配慮し、人と自然と

が健全に共生できるように適切に行われなければならない。

- 3 環境の保全は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接な関係にあることを考慮し、あらゆる活動において地球環境保全が図られるように積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、自ら環境についての理解を深め、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自主的かつ積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 豊かな緑及び清らかな水に恵まれた生活環境の確保、地域の特性が活かされた良好な景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保全が図られること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、いわき市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、いわき市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮するものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第12条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全のための適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備の推進)

第13条 市は、下水道等の環境への負荷の低減のための施設及び公園、緑地等の快適な生活環境の確保のための施設の整備を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理等に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(恵まれた生活環境の確保等)

第15条 市は、生物の多様性等の確保に配慮しつつ、快適かつ良好な生活環境を確保するため、森林及び緑地並びに水環境の維持及び形成に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(良好な景観の形成等)

第16条 市は、地域の特性が生かされた快適な生活環境を確保するため、良好な景観の形成及び歴史的又は文化的遺産の保全に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第17条 市は、関係機関等と協力して、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともにその自発的な環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第18条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、第17条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進を図るため、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施等)

第20条 市は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な調査を実施し、及び監視、測定等の体制の整備を図るよう努めるとともに、国、他の地方公共団体、民間の調査研究機関等と連携し、環境の保全に関する情報の収集等に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、環境の保全に関する施策であって、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第22条 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第23条 環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する等のため、いわき市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第24条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第28条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第29条 第23条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(いわき市環境審議会条例の廃止)

2 いわき市環境審議会条例（平成7年いわき市条例第4号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前のいわき市環境審議会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者は、第25条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

4 前項の委員の任期は、旧条例第3条第2項の規定により委嘱又は任命された日から起算する。

附 則（平成12年8月25日いわき市条例第89号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

3 計画策定の検討体制

(1) 市環境審議会

市環境審議会、市環境基本条例第23条に基づき、環境基本計画に関することや、その他環境の保全に関する基本的な事項について調査審議するために設置された市長の諮問機関です。学識経験者、各種団体の代表者、関係行政機関の職員及びその他市長が必要と認めるものから構成されています。

第10期 委嘱期間 平成25年11月1日から平成27年10月31日まで

氏名	所属	選出区分
秋山 慶	いわき市地域婦人会連絡協議会	各種団体の代表者
井上 久美子	夏井川流域住民による川づくり連絡会	各種団体の代表者
北見 正伸	東日本国際大学	学識経験者
櫛田 正行	福島県植物研究会	各種団体の代表者
駒木根 登志男	元いわき市職員（元環境部長）	学識経験者
佐藤 健二	いわき明星大学	学識経験者
佐藤 純一	公募委員	市長が必要と認める者
佐野 健	いわき商工会議所	各種団体の代表者
志賀 厚子	いわき市農業協同組合	各種団体の代表者
◎ 原田 正光	福島工業高等専門学校	学識経験者
平川 英人	いわき地域環境科学会	各種団体の代表者
星 蔦雄	いわき市放射線量低減アドバイザー	学識経験者
三浦 康子	いわき地域学会	各種団体の代表者
武藤 忠晴	いわき市小・中学校長会連絡協議会	関係行政機関の職員
森 克正	公募委員	市長が必要と認める者
山野 安清	いわき市行政嘱託員（区長）連合協議会	各種団体の代表者
○ 和田 佳代子	生活協同組合パルシステム福島	各種団体の代表者

◎：会長 ○：副会長

（五十音順、敬称略）

第11期 委嘱期間 平成27年11月1日から平成29年10月31日まで

氏名	所属	選出区分
石井 多津子	いわき市農業協同組合	各種団体の代表者
井上 久美子	夏井川流域住民による川づくり連絡会	各種団体の代表者
北見 正伸	東日本国際大学	学識経験者
櫛田 正行	福島県植物研究会	各種団体の代表者
斎藤 七重	いわき市地域婦人会連絡協議会	各種団体の代表者
佐藤 烈	公募委員	市長が必要と認める者
鈴木 孝一	いわき商工会議所	各種団体の代表者
鈴木 秀幸	元いわき市職員（元生活環境部長）	学識経験者
永山 重昌	いわき市行政嘱託員（区長）連合協議会	各種団体の代表者
◎ 原田 正光	福島工業高等専門学校	学識経験者
平川 英人	いわき地域環境科学会	各種団体の代表者
星 蔦雄	いわき市放射線量低減アドバイザー	学識経験者
三浦 康子	いわき地域学会	各種団体の代表者
武藤 忠晴	いわき市小・中学校長会連絡協議会	関係行政機関の職員
山崎 勝弘	いわき明星大学	学識経験者
吉田 正明	公募委員	市長が必要と認める者
○ 和田 佳代子	生活協同組合パルシステム福島	各種団体の代表者

◎：会長 ○：副会長

(五十音順、敬称略)

(2) 市環境調整会議

市環境調整会議は、市環境調整会議設置要綱第1条に基づき、環境基本計画の総合的かつ効果的な推進を図るために設置された庁内組織です。環境調整会議の下部組織として、連絡調整や調査・研究などを行う幹事会及び研究会があります。

会議名	職名	構成員
環境調整会議	委員長	副市長（生活環境部担任）
	副委員長	副市長（生活環境部担任以外）
	委員	行政経営部長、総務部長、財政部長、市民協働部長、生活環境部長、保健福祉部長、こどもみらい部長、農林水産部長、商工観光部長、土木部長、都市建設部長、教育部長、消防長、水道局長、総合磐城共立病院事務局長 ＜平成28年1月現在＞
環境調整会議 幹事会	議長	生活環境部長
	委員	行政経営部行政経営課長、総務部総務課長、財政部財政課長、市民協働部市民協働課長、生活環境部環境企画課長、保健福祉部保健福祉課長、こどもみらい部こどもみらい課長、農林水産部農政課長、商工観光部商工労政課長、土木部土木課長、都市建設部都市計画課長、教育委員会事務局教育政策課長、消防本部総務課長、水道局総務課長、総合磐城共立病院事務局経営企画課長 ＜平成28年1月現在＞
環境調整会議 研究会	議長	生活環境部環境企画課長
	委員	生活環境部環境企画課（2名）、環境監視センター（1名）、環境整備課（4名）、廃棄物対策課（2名）、生活排水対策室排水対策課（2名）、下水道施設課（1名）、下水道建設課（1名） 行政経営部除染対策課（2名） 農林水産部林務課（1名） 商工観光部産業・港湾振興課（1名） ＜平成27年3月現在＞

事務局は、いずれも生活環境部環境企画課

4 計画策定の検討経過

年月日	内容
平成26年 5月 8日	第1回 市環境調整会議研究会
平成26年 5月21日	第2回 市環境調整会議研究会
平成26年 5月26日	第1回 市環境調整会議幹事会
平成26年 6月25日	第1回 市環境審議会
平成26年 7月18日	第3回 市環境調整会議研究会
平成26年 8月26日	第2回 市環境審議会
平成26年 9月 1日 (25日まで)	「環境に関する市民アンケート」 「環境に関する事業者アンケート」
平成26年10月30日	第4回 市環境調整会議研究会
平成26年11月12日	第2回 市環境調整会議幹事会
平成26年11月19日	第3回 市環境審議会
平成26年12月12日	第1回 市環境調整会議
平成26年12月25日	第4回 市環境審議会
平成27年 1月29日	第5回 市環境調整会議研究会
平成27年 2月 9日	第6回 市環境調整会議研究会
平成27年 2月18日	第5回 市環境審議会
平成27年 3月18日	第2回 市環境調整会議
平成27年 3月26日	第7回 市環境調整会議研究会
平成27年 3月31日	「市環境基本計画（第二次）改定方針」策定
平成27年 4月30日	第1回 市環境審議会 「市環境基本計画」の諮問
平成27年 6月22日 (7月8日まで)	環境関連団体等ヒアリング
平成27年 7月 2日	第1回 市環境調整会議幹事会
平成27年 7月10日	第1回 市環境調整会議
平成27年 7月14日	第2回 市環境審議会
平成27年 8月24日	第3回 市環境審議会
平成27年 9月18日	第2回 市環境調整会議幹事会
平成27年 9月24日	第2回 市環境調整会議
平成27年10月14日 (10月28日まで)	市民意見募集（パブリックコメント）
平成27年11月9日	市民意見募集（パブリックコメント）結果の公表
平成27年11月24日	第3回 市環境調整会議幹事会
平成27年11月25日	第4回 市環境審議会
平成27年12月28日	「市環境基本計画」の答申
平成28年 1月15日	第3回 市環境調整会議

5 市民意見（パブリックコメント）等の概要

(1) 市民アンケート・事業者アンケートの実施概要

ア 目的

市環境基本計画等の見直しにあたり、市民及び事業者の皆様の意向や環境保全に向けた取り組みなどを把握するため、アンケート調査を実施した。

イ 実施期間

平成26年9月1日から平成26年9月26日まで（26日間）

ウ 調査対象及び調査項目数等

	調査対象			調査項目数
	対象者数	回答者数	回収率	
市民アンケート	3,000 人	852 人	28.4 %	27 項目
事業者アンケート	500 社	179 社	35.8 %	16 項目
参考：合計	3,500 件	1,031 件	29.5 %	—

(2) 環境関連団体ヒアリング

ア 目的

市環境基本計画等の見直しにあたり、環境保全活動に取り組む事業者・民間団体の意向やその活動内容などを把握するため、ヒアリング調査を実施した。

イ 実施日及び調査対象

年月日	調査対象
平成27年6月22日	福島ミドリ安全株式会社、株式会社エナジア
平成27年6月24日	公益財団法人日本野鳥の会いわき支部
平成27年6月26日	株式会社イトーヨーカ堂平店
平成27年6月30日	磐城通運株式会社
平成27年7月2日	共栄株式会社
平成27年7月8日	いわき明星大学

(3) 市民意見募集（パブリックコメント）

ア 意見募集期間

平成27年10月14日（水）～28日（水）【15日間】

イ 公開方法

- ・環境企画課（市役所本庁舎6階）における資料提供
- ・市役所本庁舎1階市民ホール及び各支所情報公開コーナーへの資料の備付け
- ・市ホームページへの資料掲載

ウ 結果

意見の提出なし

6 用語集

あ

I SO14001

スイスに本部を置く民間の国際標準化機構（I SO : International Organization for Standardization）が1996年（平成8年）9月に発行した環境マネジメント規格。I SO14001（環境マネジメントシステム規格）が認証登録制度となっており、この認証は、環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れ、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明になる。語源はギリシャ語で平等・標準を意味する isosである。

アイドリングストップ

自動車が走行していない時にエンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）を、やめようということ。自動車の騒音防止のほか、燃料の節約や、排ガスの削減が期待できる。

アレチウリ

特定外来生物の一つ。北アメリカ原産のウリ科の一年生草本で、生育速度が非常に速いつる性植物で、長さ数～十数mになる。群生することが多く、果実には鋭い棘を密生する。1952年に静岡県清水港で確認された。アメリカやカナダからの輸入大豆に種子が混入し、豆腐屋を中心に拡大したといわれるが、近年では全国の飼料畑や河川敷で多くみられる。

平成18年度の福島県調査により、本市において生育が確認されている。

い

硫黄酸化物

一酸化硫黄、二酸化硫黄などの硫黄の酸化物の総称。石油や石炭等の硫黄分を含む化石燃料を燃やしたときに発生する。大気汚染の原因物質として、人の呼吸器系に障害を与えたり、植物を枯らしたり、酸性雨の原因にもなる。

一般環境大気測定局

大気汚染防止法第22条の規定に基づき、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を常時監視するため設置された測定局。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の下では、地方自治体が収集・運搬・処分（再生含む）の責任を負う。発生源別に、生活系と事業系の2つに区分される。

一般廃棄物（生活排水）処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により一般廃棄物（生活排水）の適正な処理を総合的・計画的に推進するために定めた市の計画。

いわき市除染実施計画

放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染状況重点調査地域においては、除染等の措置等の実施に関して、市町村の長が除染実施計画を定めることとされているが、本市では、平成23年12月、「いわき市除染実施計画（第1版）」を策定し、その後、放射性物質汚染対処特措法の全面施行や除染方法などの改訂などを行い、現行の「いわき市除染実施計画（第3版）」は平成26年10月に策定。

いわき市総合生活排水対策方針

人口減少や厳しい財政状況下での污水处理人口普及率の向上に向け、平成18年度に策定した方針であり、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水といった排水処理施設の整備について、全市的・総合的な視点で、今後の全体的な方針を取りまとめたもので、平成32年度までに

巻末「参考資料」

汚水処理人口普及率の概ね100%を目指すこととしている。

いわき市ポイ捨て防止による美化推進条例

市、事業者、市民等及び土地所有者が一体となって、空き缶や吸い殻等をみだりに定められた場所以外に捨てる「ポイ捨て」を防止するとともに、美化活動を充実することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し快適な生活環境を確保することを目的として、平成12年に制定された条例。

いわき市放射線量測定マップ

市内の空間線量の状況を把握するため、市が独自に公共施設や事業所など市内約2,000箇所を測定し、その結果を市ホームページのいわきiマップにおいて公開。

いわき市放射線量低減アドバイザー

放射性物質に対する不安を取り除くため、放射線に関する相談や講演等を行うとともに、放射線量の低減に向けたモニタリングや除染に関する正しい知識の普及や提言・助言を行うことを目的に、放射線の専門家として、市が平成23年11月から委嘱。

いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動

毎年、春、秋の2回「環境美化運動期間」を設定し、市民一人ひとりが家族ぐるみ、地域ぐるみ、団体でこの運動に参加し、自らの手でまちをきれいにするにより、環境美化に対するモラルの向上を図るために実施する運動（＝地区清掃）。

う

ウォームビズ

地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度の20℃にし、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、ここでは暖房に頼りすぎず、暖かく効率的に働くことができる新しいビジネススタイルの意味が盛り込ま

れている。

2005年に大きな話題を呼んだ「クールビズ」の冬版として、環境省によって提唱された。

え

エコアクション21

中小事業者にとってISO14001の認証の取得は必ずしも容易ではないことから、幅広い事業者向けに環境省が普及を推進する簡易な環境マネジメントの方法。この方法を実践することにより、事業者自らが「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動する」ことができる。

エコドライブ

大気汚染や騒音・振動などの自動車公害の防止や、資源・エネルギーの消費の抑制など、環境に配慮した自動車走行。

エコファーマー

堆肥等による土づくりと、化学肥料及び化学合成農薬の双方を、基準量より20%以上削減するという栽培方法の導入計画を作成し、県知事より認定を受けた農業者。

エネルギー基本計画

エネルギー政策基本法に基づき、国が策定する計画で、概ね3年に一度見直されている。現在の計画は、「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針に則り、エネルギー政策の基本的な方向性を示すものとして、平成26年4月に策定された。

LED

発光ダイオード（Light Emitting Diode）をいい、電気を流すと発光する半導体の一種。エネルギー効率がよく、寿命が長いことなどの特徴がある。電球形や直管型などが製品化されており、省エネルギーの照明器具として利用拡大が期待されている。

お

オオキンケイギク

特定外来生物の一つ。北アメリカ原産のキク科の多年生草本で、高さは0.3～0.7m程度である。開花期は5～7月で頭状花をつける。路傍、河川敷、線路際、海岸などに生育する。1880年代観賞用、緑化用に導入され、全国的に逸出している。また、強靱な性質のため全国的に野生化し、河川敷や道路にしばしば大群落を作っており、在来生態系への影響が危惧されている。

平成18年度の福島県調査により、本市において生育が確認されている。

汚水処理人口普及率

住民基本台帳人口のうち、公共下水道・農業集落排水施設が供用されている区域内人口と地域汚水処理施設・合併処理浄化槽を利用している人口を合わせた割合であり、生活排水処理がどの程度普及しているかを示すもの。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持ち、地球温暖化の原因ともなる大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスを温室効果ガスと呼ぶ。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素を削減対象の温室効果ガスとして定められている。

温室効果ガス排出係数

単位質量の温室効果ガスが大気中に放出されたときに、一定時間内に地球に与える放射エネルギーの積算値(地球温暖化への影響)を、二酸化炭素に対する比率として表した数値。

か

化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。石油はプランクトンなどが高圧によって変化したもの、

石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に堆積して生成されたものというのが定説である。

化石燃料は、輸送や貯蔵が容易であることや大量のエネルギーが取り出せることなどから使用量が急増している。

しかし、化石燃料の燃焼にもなって発生する硫黄酸化物や窒素酸化物は大気汚染や酸性雨の主な原因となっているほか、二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、資源の有限性の観点からも、環境問題解決の観点からも、化石燃料使用量の削減、化石燃料に頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっている。

合併処理浄化槽

し尿(トイレ)と生活雑排水(台所、風呂、洗面所等)を併せて処理することができる浄化槽。

家庭用エネルギー管理システム(HEMS)

住宅のエアコンや照明器具などのエネルギー消費機器と太陽光発電システムや蓄電池などの機器をネットワーク化し、居住者の快適性の向上やエネルギー消費量の削減を目的にエネルギーを管理する「ホームエネルギーマネジメントシステム」(Home Energy Management System)であり、エネルギーの見える化やエネルギー使用量を調整する制御ができるため、省エネ住宅の普及とともに普及が期待されている。

環境アドバイザー

市民等が、環境保全に関する講演会や自然観察会等を催す際に、主催者の申請に応じて、市が派遣する専門的知識を有する者。講演内容等は大別して自然環境、生活環境、都市環境、広域環境の4分野。

環境影響評価

開発事業の内容を決定するに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共

巻末「参考資料」

団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度のこと。

環境影響評価法

環境に大きな影響を及ぼす事業について、その事業の実施に当たり、予め、その事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うことについて定めた法律。

なお、平成23年に法改正がなされ、対象事業に「風力発電事業」が追加されるとともに、事業実施段階前の手続きとして「配慮書」に係る手続きが追加された。

環境家計簿

日々の家庭生活などにおける電気、ガス、水道、ガソリン、灯油等の使用量やごみの排出量などを記録・集計したデータをもとに、地球温暖化などの原因となる二酸化炭素排出量に換算し、日常の生活行動などにおける環境配慮を自ら採点できるチェックリスト。省資源・省エネルギー、低環境負荷型のライフスタイルへの改善を図ることが目的。

環境基準

健康の保護及び生活環境の保全上、維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさなどの行政目標値として数値を定めたもの。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などの項目について、環境基本法やダイオキシン類対策特別措置法に基づき設定され、告示されている。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」は、持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、人材の育成等について一定の役割を果たしたが、その後の、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の「協働」の重要性の拡大、環境教育のさらなる充実を図

る必要が高まったことから、法改正がなされ、平成23年6月15日に公布された。

環境産業

環境の保全に資する新たな技術やアイデアを生み出し、または、それを活かし、自然共生、循環型社会形成、地球温暖化防止などに寄与する産業。ごみを例にすると、ごみの減量・リサイクルに携わる産業や、環境にやさしい製品を製造・販売する産業、処理技術やリサイクル技術を研究・開発する産業、地域でのごみの減量化をコンサルティングする産業などが挙げられる。

環境まちづくり推進基金

市、事業者、市民が相互に協力し合い、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が健全に共生できるまちづくりの推進に資するため、平成21年6月30日に創設した基金。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」または「環境管理」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い組織や事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されている。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001のほか、エコステージ、KES（環境マネジメントシステムスタンダード）などがある。

環境ラベル

製品やサービスの環境側面について、製品や包装ラベル、製品説明書、技術報告、広告、広報などに書かれた文言、シンボル又は図形・図表を通じて購入者に伝達するもの。環境ラベルの種類は、「エコマーク」や「再生紙使用マーク」、

「燃費基準達成車ステッカー」など多種多様である。環境ラベルが付いている商品は、そのラベル制度の認定基準を満たしていることを表すが、どの程度基準を満たしているかを示していないものや、実質的に基準を満たしていても環境ラベルがついていないものもあるため、より環境に配慮しようとした場合は、その製品等について詳細に調べる必要がある。

き

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

国連環境計画と世界気象機関によって設置された、各国の研究者が地球温暖化問題について議論を行なう公式の場。地球温暖化に関する最新の自然科学的および社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としている。概ね5～6年おきに世界中の科学者・専門家が参加・検討して評価報告書をまとめ、信頼できる科学的な知識を提供している。

気候変動の影響への適応計画

国の気候変動の影響への適応を計画的かつ総合的に進めるため、平成27年11月に策定。気候変動の影響への適応策の推進により、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会を構築するため、「農業、森林・林業、水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7分野の施策と、基盤となる観測の実施や開発途上国への国際支援等を取りまとめた。

京都議定書

1997年12月京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択。2005年2月に発効。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標や排出量取引などの仕組みが合意された。

日本における京都議定書第一約束期間中の平均の総排出量は基準年度比で1.4%の増加。総排

出量に森林等吸収源及び排出量取引などを加味すると、基準年比8.4%減となり、目標（基準年比6%減）を達成した。

く

クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28℃にし、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、ここでは涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着といった新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）

国全体の温室効果ガスの排出量削減に向けて、政府が率先的に目標を達成するため、庁舎で使用する電気の購入や庁舎の改修事業等について、環境負荷の配慮等を適切に評価した上で契約先を選定するため、平成19年5月に制定された法律。

電力や公用車の購入、ESCO事業、庁舎の設計などに関する契約を対象に、価格以外に温室効果ガス排出削減効果を考慮しながら、公正な契約を行うことを国などの責務として定めているほか、国が温室効果ガス排出削減を考慮した契約を推進するための基本方針を作成・閣議決定し、同方針に基づいた契約を進めていくこと、各省庁や独立行政法人などの長が毎会計年度終了後に、これらの契約の締結実績を環境大臣に通知するとともに公表することも規定している。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体が環境に配慮することが期待できる。

巻末「参考資料」

クリンピー応援隊

「自主的な美化活動支援制度」の愛称として、本制度の一層の普及を図るため、市民からの一般公募を募り決定した。駅前や道路などの公共空間において、年間を通じて自主的な美化活動を行う市民に対して、清掃用具等の支給や損害保険加入の支援を行っている。

こ

公益的機能

人間の生活や健全な生態系の維持などに恩恵をもたらす様々な働きのこと。

公害防止協定

いわき市公害防止条例第12条の規定に基づき、市と公害の発生源を有する企業との間で、公害の規制基準や、生産設備の新增設時の協議義務など、主に法律等で規定されていない公害の防止に関する措置について協議し、双方合意の上で締結する協定。

光化学オキシダント

工場・事業場、自動車などから発生する窒素酸化物や炭化水素系物質（主に非メタン炭化水素）が、太陽の紫外線を受けて複雑な化学反応を起こすことにより発生する。光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。光化学スモッグ注意報は、大気中の光化学オキシダント濃度が0.12ppmを超えると発令される。

公共下水道

一般家庭や工場などから排出される汚水を衛生的に処理する施設で、汚水が流れる管渠、ポンプ場、処理場から成る。雨水まで一緒に処理する合流式、汚水のみを処理する分流式がある。

高効率給湯機

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯器に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面

で優れている。潜熱回収型（エコジョーズ、エコフィール）・ガスエンジン型（エコウィル）・CO₂冷媒ヒートポンプ型（エコキュート）などがある。

耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地。（現況が森林原野となっている土地は含めない。）

耕作放棄は様々な要因によって全国的に進行しているが、中でも、中山間地域では、過疎化、高齢化が進み、農業従事者の減少や集落の機能低下などにより著しい。

コージェネレーション

コージェネレーションシステムは原動機等により電気と熱を供給するシステムであり、電気と廃熱を有効利用することで省エネルギーによる経済性向上が期待できる。また、電力負荷平準化への対応や、商用系統の停電など非常時にも電気や熱を供給することができることから、ホテルや病院など電気と熱の需要が高い施設等での導入が期待される。

国立研究開発法人放射線医学総合研究所

放射線と人々の健康に関わる総合的な研究開発に取り組む研究機関。平成27年8月、浜通り地域における調査・研究業務の推進、効率化及び情報発信等の相互支援を目的に本市と協定して、出張所を市内へ設置した。

個体数管理

ある地域に生息する野生鳥獣の長期にわたる安定的な維持と被害の低減を図るために、当該鳥獣の個体数、生息密度、分布域又は群れの構造などを適切に管理すること。

固定発生源

大気汚染物質を発生させる施設のうち発生位置の移動しないものであり、工場や事業場などに設置されている。

大気汚染防止法により、一定規模以上のもの

は届出が義務付けられている。

これに対し、自動車、船舶、航空機などは移動発生源と呼ばれる。

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブのこと。

子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としており、公益財団法人日本環境協会が運営している。

さ

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を最終処分（埋立処分）するのに必要な場所、設備の総体。産業廃棄物の最終処分には、廃棄物の性状に応じて安定型（廃プラスチック類等）、管理型（汚泥類等）、遮断型（有害物質の溶出が埋立処分に係る判定基準を超える廃棄物）の3つのタイプがある。

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源とする。

里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック

ク、金属くずなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の処理基準や委託基準に基づき、排出事業者が責任を持ってその適正な処理を図る必要がある。

産業廃棄物管理票制度

排出事業者が処理業者に委託した産業廃棄物が委託契約書どおりに引き渡され、適正な処理が確保されているかの確認を目的とした制度。

し

COD

(Chemical Oxygen Demand : 化学的酸素要求量)

水中の汚物を化学的に酸化し、安定させるのに必要な酸素の量。海域の水質汚濁指標で値が大きいほど水質汚濁は著しい。

事業系廃棄物

事業者が排出する廃棄物であり、発生量やその物の性質から法令で定める産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック、金属くず等の20種類）と、これに該当しない事業系一般廃棄物に分類される。

なお、事業者とは、必ずしも営利を目的として事業を営む者のみとは限らず、地方公共団体等の公共公益事業を営む者も含まれる。

また、事業系廃棄物は、産業廃棄物か事業系一般廃棄物かを問わず、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないと廃棄物処理法で定められている。

時差通勤

通勤等の混雑を緩和するため、出勤時間を相互にずらすこと。自動車交通における渋滞時に伴う排出ガスの抑制や燃料の節約効果が期待できる。

自然植生

本来その土地に生育している植生区分。

自動車排出ガス測定局

巻末「参考資料」

交差点、道路、道路端付近など、自動車走行による排出ガスに起因する大気汚染の影響を受けやすい区域において、大気状況を常時監視するため設置される測定局。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成に関する基本原則、関係主体の責務、施策の基本となる事項などを規定した法律。

本法律では、循環型社会を形成する上で対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的に捉え、その発生の抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」として捉え直し、その循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収）を図るべきことを規定している。

循環資源

循環型社会形成推進基本法において、「廃棄物等のうち有用なもの」として定義されている。

なお、「廃棄物等」と「循環資源」との関係については、可能性という点ではすべての「廃棄物等」が有用性を有していることにかんがみれば、「循環資源」と「廃棄物等」とは実態的には同じものであるといえる。

小水力発電

水の落差と流量を利用した発電方式。「流れ込み式」または「水路式」があり、昼夜、年間を通じて安定した発電が可能で、一般河川、農業用水、砂防ダム、上下水道などで利用できる。設備容量10,000kW以下が小水力とされていますが、「1,000kW以下」をミニ水力、「100kW以下」をマイクロ水力と分類されることがある。

除染

放射性物質による汚染が生じた地域の生活空間において、放射線による人の被ばく線量を低減するため、放射性物質により汚染された土壌、草木、及び落枝等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置。

本計画では、福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質に対する除去等の措

置をいう。

除染関係ガイドライン

放射性物質汚染対処特措法に基づき、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることをめざし、除染を進めていくうえで、これらの過程を具体的にわかりやすく説明するため、環境省が策定するガイドライン。

除染廃棄物

除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物。

森林ボランティア活動支援事業

森林の保全を図り、森林のもつ公益的機能を高めるため、広葉樹の植栽や森林整備を自主的に行うボランティア団体の活動に対し、森林整備活動にかかる経費（苗木代、器具損料など）を補助するもの。

す

水素社会

水素を日常生活や産業活動で利活用する社会。国内に資源が乏しく、化石燃料に依存している日本にとって、水素は、エネルギー供給源の多様化や環境負荷の低減、非常時対応などの観点から、水素エネルギーの活用が期待されている。水素社会の実現に向けて、様々な要素技術の研究開発や実証事業が多く主体によって取り組まれてきているが、技術面、コスト面、制度面、インフラ面で多くの課題が存在し、多様な技術開発や低コスト化を推進するとともに、戦略的に制度やインフラの整備を進める必要がある。

スマートグリッド

情報通信技術によって電力供給者と消費者を結びつけることで従来の集中型電力供給システムの課題を解決することをめざす、次世代送配電システム。「賢い送電網」や「賢い送配電網」「次世代エネルギー供給網」などとも呼ばれる。

従来のような供給側から消費側への一方通行的な中央集中型の電力管理とは異なり、供給側・集中型の発電技術に加えて消費側の分散型エネルギー技術（自然エネルギー、蓄電池、エネルギー需要管理など）をインターネットなどITの最新技術を活かして取り込んでいくことで、エネルギー源の分散化、双方向化、オープン化を実現するもの。こうしたシステムを活用することによって、自然エネルギーの導入を最適かつ低コストで達成することができるとも期待されている。

3R

循環型社会を構築していくためのキーワードであり、「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース (Reuse=再使用)」「リサイクル (Recycle=再資源化)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

循環型社会形成推進基本法では、環境負荷をできるだけ低減するという観点から、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を (1) リデュース、(2) リユース、(3) リサイクル、(4) 熱回収 (サーマルリサイクル)、(5) 適正処分 と定めており、それぞれの詳細は次のとおり。

(1) リデュース: 廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース・リサイクルに優先される。事業者は、製品設計から販売にいたる全ての段階において取組みが必要であり、消費者もライフスタイル全般にわたって取り組まなければならない。

(2) リユース: いったん使用された製品や部品、容器を再使用すること。製品をそのままあるいは修理して使用する製品リユース、容器等を繰り返し使用するリターナブル、製品から使用可能な部品を選別しそのままあるいは修理して再度使用する部品リユースなどがある。

(3) リサイクル ((4) 熱回収): 廃棄物等を原材料として再利用すること。製品の材料としてそのまま利用するマテリアルリサイクル、化学的に処理して利用するケミカルリサイクル、燃焼し

熱を得るために利用するサーマルリサイクルがある。

(5) 適正処分: 法令で定める基準等に従い、環境にできるだけ負荷をかけずに廃棄すること。

せ

生態系ネットワーク

優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワークを形成することが重要でず。原始的な森林生態系や希少な野生動植物を保護する観点から保護林や保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等を進められている。

生物相

特定の地域に生息・生育する生物の種類組成のこと。

日本は数千の島々からなり、気候や地形が変化に富んでいるため、固有で多彩な生物相が形成されている。

生物多様性

生息する生物の多様さとその生息環境の多様さを「生物多様性」という。生態系は地域の環境に合った多様な生物種が生息するほど健全であり、安定している。

生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として策定された法律。平成20年5月に成立し、同年6月に施行。生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき13の基本的施策など、国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示された。また、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力

巻末「参考資料」

義務などが規定されている。

生物多様性国家戦略2012-2020

平成22年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標の達成に向けたロードマップを示すとともに、東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すために、平成24年9月に策定された国の計画。

なお、生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画であり、日本では、平成7年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに4度の見直しを行っている。

生物多様性地域戦略

生物多様性基本法第13条の規定により、都道府県及び市町村が定めるよう努めなければならない、都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画のこと。

せせらぎスクール

身近な水辺環境を見直し、水質保全への関心を一層高めるため、福島県が募集している水生生物による水質調査参加団体のこと。

ゼロエミッション

社会を構成する様々な主体が相互連携することにより、廃棄物を出さない経済社会、地域社会、企業経営の実現を目指す幅広い理念であり、資源循環型社会を構築するための有効的な手段。平成6年に国連大学がゼロエミッション研究構想(ZERI:Zero Emissions Research Initiative)として提唱し、異業種産業(企業)連携により廃棄物を出さない経済社会を築くことを基本的な考え方としている。具体的には、「A社から排出された廃棄物をB社が原材料として使用し、B社から排出された廃棄物をC社が原材料として利用する」というような廃棄物の資源化を可能にする新しい産業連鎖システムを創設し、最終処分(埋立処分)される廃棄物を限りなくゼロに近づけていこうとするもの。

た

ダイオキシン類

非常に強い毒性を持つ有機塩素化合物。ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をまとめてダイオキシン類という。炭素、酸素、水素、塩素を含む物質が燃焼される過程で非意図的に生成される物質で、主にごみの焼却などにより発生し、その猛毒性(発がん性、催奇形性等)が問題となっている。

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量及び環境基準)の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められた法律。平成11年に成立。

待機消費電力

家電製品などで、時刻・温度・時間などのモニター表示や内蔵時計、各種設定のメモリーの維持などのために常時消費されるスタンバイ電力をいう。

待機消費電力は、家電製品では、リモコンではなく直接主電源の電源を切るか、もしくは徹底するならばコンセントを抜くことにより不必要な電力消費を抑えることができる。

大規模大気発生源工場

ばい煙を多量に排出する工場・事業場の総称。二酸化硫黄等について常時監視を行っている。

第三次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた国の計画。

第三次循環型基本計画は平成25年5月に策定

され、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、「リデュース・リユースの取組強化」、「有用金属の回収」、「安心・安全の取組強化」、「3R国際協力の推進」等を新たな政策の柱に位置づけている。

代償植生

人間活動の影響によって置き換えられた植生。

第四次環境基本計画

環境基本法に基づき、環境の保全に関する国の施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたもので、平成24年4月に策定。環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけ、東日本大震災からの復旧・復興に係る施策及び放射性物質による環境汚染対策について、それぞれ「章」として取り上げた。

多自然型工法

人間の利便性追求型社会から地球環境や自然生態系に配慮した社会（環境保全型社会）に変えていくことを基本的な考えとして生まれたのが近自然工学である。これを技術的側面から捉えたものが近自然工法であり、多自然型川づくりやエコロード事業は、この考えに基づき国土交通省が推進している事業である。

近自然工法と多自然型工法は理念的には同一であるが、西欧で用いられていた近自然工法という言葉が日本に導入された際に「近自然」ではわかりにくいということで「多自然型」という言葉が用いられた。

炭素循環

化石燃料の燃焼による二酸化炭素の大気中への排出のほか、海洋、森林、土壌などによる吸収・排出を総合的に捕らえた地球上の炭素の移動。

ち

地域循環圏

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環圏を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の輪を広域化させていくという考え方。

循環の輪の大きさにより、コミュニティ循環、地域循環（複数のコミュニティや市町村）、ブロック内循環（複数の都道府県）、国内循環、国際循環などがある。

地球温暖化対策の推進に関する法律

総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、施策等について定める地球温暖化対策計画の策定や、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者にその排出量を報告することを義務付けた「算定・報告・公表制度」等について定めた、地球温暖化対策を推進するための法律。

地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする法人で、全国地球温暖化防止活動推進センターは環境大臣が、都道府県の地域地球温暖化防止活動推進センターは都道府県知事が指定する。

地産地消

「地域生産地域消費」の略語で、地域で生産された農作物や水産物を、その地域で消費すること。

旬のものを新鮮なうちに食べられること、地域の伝統的食文化の維持・継承、輸送コストの削減などのメリットがあり、食料自給率の向上などの長期的な効果も期待される。

地中熱

昼夜間又は季節間の温度変化の小さい地中の熱的特性を活用したエネルギー。深さ10mくらいの地中の温度は、年平均気温にほぼ等しく、温度が一定である地中は冬には温かく夏は冷た

巻末「参考資料」

いとされている。

窒素酸化物

窒素と酸素の反応により生成された物質の総称。このうち、主に大気中に存在するのは一酸化窒素と二酸化窒素で、光化学スモッグの原因の一つになっている。主な発生源は、自動車、工場、家庭の暖房等である。

地熱バイナリー発電

マグマの熱で高温になった地下深部（地下1,000～3,000m程度）の熱を水蒸気として取り出し、タービンを回転させて発電する地熱発電（フラッシュ方式）に対して、熱水や蒸気の温度が低い場合にペントランなど沸点が低い液体を利用して地下の熱を取り出し、タービンを回転させるバイナリー方式による発電。

地方公共団体実行計画（区域施策編及び事務事業編）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての自治体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等を定めた計画の策定、及び都道府県並びに政令指定都市、中核市及び特別市は、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を策定することとされている。

中間処理業者

廃棄物を再生利用又は最終処分（埋立処分）するために、排出事業者から廃棄物を受け入れて、破碎、選別、脱水、中和及び焼却等の処理を行う業者のこと。

なお、中間処理業を行う業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受ける必要がある。

中間処理施設

廃棄物の中間処理を行う施設。中間処理とは、廃棄物を無害化、安定化、減量化するために行う焼却、脱水、乾燥、破碎、圧縮、中和、コンクリート固形化、選別などの処理をいう。

中間貯蔵施設

福島県内の除染で生じた除去土壌等を国が責任をもって安全に集中的に管理する施設。

中山間地域等直接支払集落協定

中山間地域などの農業生産条件が不利な地域での農業生産活動を継続するため、農業者等の間で取組み内容等を取り決めたもの。市は、農業がもつ水源かん養、洪水防止等の多面的な働きを促進するため、協定を締結した集落が営農を継続できるよう支援を行っている。

長期エネルギー需給見通し

平成26年4月に策定されたエネルギー基本計画を踏まえ、エネルギー政策の基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達成すべき政策目標を想定した上で、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現されるであろう将来のエネルギー需給構造の見通しであり、あるべき姿を示すものとして、平成27年7月に決定された。

鳥獣保護管理員

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により、鳥獣保護区の管理、鳥獣に関する各種調査など鳥獣保護管理事業の実施に関する業務を補助する職員のこと。なお、鳥獣保護管理員は都道府県の非常勤職員となっている。

て

低公害車

窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、または燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。現在は、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などがある。

電気自動車

蓄電池に蓄えた電気でモーターを回転させて走行する自動車。走行時の排出ガスがなく、走行騒音も少ないなど利点がある。エネルギー源

が発電所等で作られる電気の場合でも、従来の自動車よりも二酸化炭素や窒素酸化物の排出量が少ない。

と

特定外来生物

特定外来生物とは、海外起源の外来生物で、日本固有の生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める生物をいう。

なお、セイタカアワダチソウやミシシッピアカミミガメなどは、外来生物ではあるが、特定外来生物には指定されていない。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置（PRTR制度）、並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置（MSDS制度）などを講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律。平成11年に成立。

◆ PRTR制度：Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）

◆ MSDS制度：Material Safety Data Sheet（化学物質等安全性データシート）

な

ナルトサワギク

特定外来生物の一つ。マダガスカル原産のキク科の一年生または多年生草本で、高さは0.3～0.7m程度である。開花は周年で頭状花をつける。1976年に徳島県鳴門市で確認された。埋立地の緑化に使われたアメリカのケンタッキー州から輸入されたシロツメクサやシナダレスズメガヤの種子に混入していたと考えられている。侵入して間もないにもかかわらず急速に分布を拡大しており、在来種と競合するおそれがある。

平成18年度の福島県調査により、本市におい

て生育が確認され、福島県による防除対策が行われている。

に

二酸化硫黄

石炭や石油などの燃焼時に発生するほか、火山活動など自然界からも発生する。主要大気汚染物質の一つとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。

二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として、1961年頃より発生した四日市ぜんそくがあげられる。

ね

熱回収

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、施設内の暖房・給湯、温水プールや地域暖房等に利用している例がある。

年間追加被ばく線量

事故由来の放射性物質による放射線から追加的に受ける年間の被ばく線量。

放射線には、事故由来の放射性物質による放射線に加え、大地からの自然由来の放射線（毎時0.04マイクロシーベルト）が含まれる。国では、年間追加被ばく線量（事故由来の放射性物質による放射線被ばく線量）を年間1ミリシーベルトになることを長期的な目標としており、1時間あたりの放射線量に換算すると、毎時0.19マイクロシーベルトにあたる。

燃料電池

水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電気をつくる発電装置。すでに家庭用のエネファームや燃料電池自動車として実用化されている。燃料となる水素は、天然ガスなどを改質して作るのが一般的だが、太陽光などの再生可能エネルギーで水の電気分解をするなどして水素を作ることもでき、純水素

巻末「参考資料」

型発電設備が実証段階にきている。

燃料電池は、エネルギー効率が高く、発電時に生じる熱で給湯や暖房も利用できることから、地球温暖化問題の解決策として期待される。

の

農業集落排水

農業集落に設置され、複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理する、公共下水道とほぼ同様の機能を持つ地域し尿処理施設。農村の水環境や農作物の生産条件の改善とともに、農村の快適な生活環境の創出などを目的とし、農業振興関連の事業として整備される。

ノーマイカー通勤

一人ひとりがマイカー利用による通勤を、公共交通や、自転車、徒歩、相乗りによる通勤に切り替えるようとする取組み。

は

ハイブリッド自動車

エンジンと電気モーターなどの複数の動力を組み合わせて、排出ガス抑制や燃費向上を実現する自動車。

ひ

BOD

(Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量)

水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量。河川の水質汚濁指標で値が大きいほど水質汚濁は著しい。

PM2.5注意喚起情報

PM2.5濃度が高くなると予測される日の国民に対する注意喚起を指す。

「微小粒子状物質 (PM2.5) に関する専門家会合」において作成された、「注意喚起のための暫定的な指針」を基に、都道府県等による運用がなされている。

なお、暫定的な指針値は日平均値70 μ g/m³となっている。

ヒートアイランド現象

都市域において、人口物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、気温が郊外に比べて高くなる現象。

ヒートポンプ

気体に圧力がかかると温度が上がり、圧力を緩めると温度が下がるという原理 (ボイル・シャルルの法則) を利用し、大気中、地中等から熱を得る装置。

ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われる。近年、都市的な土地利用が急速に進行し、池沼、湿地、草地、雑木林などの身近な自然が消失していることから、各地にビオトープ整備が導入されている。

微小粒子状物質 (PM2.5)

浮遊粉じんのうち、粒径2.5 μ m以下の小さな粒子状物質のことをいい、ディーゼルエンジンや工場・事業場での燃料の燃焼で大気中に排出される一次粒子と、排出ガス中の化学物質が大気中で反応生成してできる二次粒子とがある。

ぜん息、気管支炎あるいはせき、ぜん鳴などの症状や動悸、呼吸数の増加、不整脈、心臓発作などの症状の原因とされているほか、発がん性も懸念されている。微小粒子状物質は、粒径がより小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

砒 (ひ) 素

自然環境中に広く存在する元素。

地殻中に分布しており、火山活動や森林火災、鉱物の風化などの自然現象によって環境中に放出されるため、土壌や水中に天然由来のヒ素が含まれる。また、環境中に存在するヒ素には天然由来のほか、火力発電、金属精錬、廃棄物の処理といった産業活動に伴って環境中に放出されたものもある。

ふ

福島県環境基本計画（第四次）

福島県の環境の保全・回復に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画として、平成25年3月に策定。施策展開に当たっては、新たな柱立てとして除染や災害廃棄物処理などの「環境回復の推進」に最優先で取り組むとともに、これまで取り組んできた循環型社会・自然共生社会の形成などの「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」についても更なる推進を図る。

福島県環境教育等行動計画

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条の規定に基づき、環境教育等を推進するための施策をまとめた行動計画として、福島県が平成26年8月に策定。

福島県再生可能エネルギー推進ビジョン

福島県が環境にやさしい安全で持続可能な再生可能エネルギーの導入を掲げ、平成23年3月に策定。その後、再生可能エネルギーの飛躍的な推進を復興に向けた主要施策に位置付けたことに伴い、「再生可能エネルギーの先駆けの地」の実現をめざし、平成24年3月に改定。再生可能エネルギーの導入目標を、「2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指す」とした。

福島県循環型社会形成推進計画

福島県が、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「福島県循環

型社会形成に関する条例」に基づき策定した計画。

循環型社会の実現を目指して、「自然循環の保全」、「心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式」、「適正な資源循環の確保」の3つのビジョンを掲げて取組を進めることとしている。

福島県地球温暖化対策推進計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、福島県の「地方公共団体実行計画」として平成25年3月に策定。温室効果ガス排出量削減について、中期目標は、平成32年度に平成2年度比で10～15%の削減、長期目標は、平成52年度に平成2年度比で80%の削減を掲げた。

福島県水資源総合計画

長期的な展望のもと、福島県の水資源関連施設及び水環境の復興・再生、健全な水循環や安全で安定的な水供給の確保、水資源の有効利用等について総合的な施策の方向性を示すものであり、福島県の水に関する諸施策の指針となる計画。福島県が平成25年3月に策定した計画。

福島県廃棄物処理計画

福島県が、第4次福島県環境基本計画に掲げた「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」を図り、廃棄物の排出抑制等による減量と適正処理を推進するため、県の廃棄物対策の基本となる計画として廃棄物処理法に基づき策定した計画。

ふくしま生物多様性推進計画【第二次】

生物多様性基本法第13条に基づく、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）として、福島県が平成23年3月に策定。

なお、東日本大震災後の状況と生物多様性国家戦略2012-2020の内容を反映するために、平成26年3月に改定された。

複層ガラス

動かない空気が熱を伝えにくい性質を利用して2枚のガラスの内側に空気を閉じ込めたガラ

巻末「参考資料」

ス窓。断熱性能が高く、省エネ効果に優れる。

不法投棄監視員

いわき市不法投棄等の防止に関する要綱第3条第1項第1号に基づき設置しているものであり、不法投棄を未然に防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に市長が委嘱した者をいう。監視員の職務は、不法投棄の監視活動や市への通報、指導勧告などである。

不法投棄サポーター

いわき市不法投棄監視サポーター制度設置要綱に基づき、廃棄物の不法投棄等の監視について協力できるとして申し出があり、「不法投棄監視サポーター台帳」に登録した者をいう。市民の自発的な活動を促進し、不法投棄等の早期発見及び未然防止を図り、生活環境の保全に資するための制度であり、その活動内容は、不法投棄等に対する監視の目の強化のためのパトロールや市への通報などである。

ほ

放射性物質

放射線を放出する物質で、原子番号が同じで質量数が異なる同位元素を含む物質。カリウム40、炭素14など自然界にもともと存在するものや、ヨウ素131、セシウム134、セシウム137など自然界に存在しないものもある。

放射性物質汚染対処特措法

正式名称は「平成二十三年三月三十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」。福島第一原発事故に伴う放射性物質の拡散による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに軽減することを目的とする。平成24年1月、全面施行。

星空観察会

星空観察という身近な方法による大気環境の調査活動を通じて、大気環境保全に関する意識を高めることを目的として、昭和63年度から当時の環境庁の事業として実施されていた。

平成25年度以降、システム運営が困難な状況になったという理由により環境省の事業は休止しているが、本市の独自事業として、現在も当該観察会を行っている。

保存樹木

「自然環境と美観風致の維持確保」、「潤いのある市民生活」、「緑化推進と緑化意識の啓発」、「巨木・古木を後世に残す」、これらを目的として「いわき市緑の保護及び緑の育成に関する条例」に基づき、所有者の同意を得て指定した樹木を保存樹木と呼ぶ。

指定基準は次のいずれかに該当し、健全で、かつ樹容が美観上特にすぐれていること。①1.5mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上であること。②高さが10m以上であること。③株立ちした樹木で、高さが2.5m以上であること。④はん登(つる)性樹木で、枝葉面積が25㎡以上であること。

保存樹林

「自然環境と美観風致の維持確保」、「潤いのある市民生活」、「緑化推進と緑化意識の啓発」、「巨木・古木を後世に残す」、これらを目的として「いわき市緑の保護及び緑の育成に関する条例」に基づき、所有者の同意を得て指定した樹木の集団を保存樹林と呼ぶ。

指定基準は、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれていること。①その集団の存する土地の面積が300㎡以上であること。②生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが30m以上であること。

み

水循環基本計画

水循環基本法に基づき、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が策

定する計画として、平成27年7月に策定。

水循環基本法

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的に制定された法律。広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、8月1日を水の日としている。

緑のカーテン

ゴーヤやアサガオなどのツル性植物を、ネットにはわせて窓の外をおおって作る自然のカーテンのこと。窓の外にはわせることにより、日射をさえぎり室温の上昇を抑えてくれる。また、葉から蒸散した水分が周りの熱を奪ってくれるので、涼しさをもたらしてくれる。

これは、エアコンの使用を抑えることにつながるため、電気代の節約と地球温暖化の防止にもつながるとされている。

も

モニタリングポスト

放射線の連続的な監視測定に用いる装置。

や

ヤブツバキクラス域

日本の常緑広葉樹林域は、体系上の最上級単位であるヤブツバキクラスの名をとって、ヤブツバキクラス域と呼ばれている。ヤブツバキクラス域は関東以西の標高700～800m以下で発達し、北にいくほど高度を下げ、東北地方北部では海岸寄りに北上している。逆に南にいくほど高度は上がり、九州の霧島では1,000mが上限となる。ヤブツバキクラス域は、本州、四国、九州までの地域と、常緑植物の豊富な奄美大島以南の琉球及び小笠原の亜熱帯域に大きく2分される。

よ

容器包装系ごみ

商品の容器及び包装（商品の容器および包装自体が有償である場合を含む）であり、商品が消費されたり、または商品と分離された場合に不要となるものをさす。容器の栓、キャップ、中仕切り、緩衝材などが該当する。

ら

ライフサイクルアセスメント

原材料採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品の一生涯で、環境に与える影響を分析し、総合評価する手法。製品の環境分析を定量的・総合的に行う点に特徴がある。

り

緑地協定

都市計画区域または準都市計画区域内における相当程度の土地において、良好な環境を確保するため、土地所有者全員の合意に基づき、現在ある緑地の保全や新たな緑化の推進を図ることを目的に結ぶもの。協定には、樹木の種類、生垣の構造、維持管理のほか、協定違反者に対する取組みなどが定められている。

いわき市環境基本計画（第二次）一部改定版

平成28年2月

いわき市生活環境部環境企画課

〒970 - 8686 福島県いわき市平字梅本21番地

電話 0246-22-1111（代）

0246-22-7528（直通）

ホームページ <http://www.city.iwaki.lg.jp>

E-mail kankyokikaku@city.iwaki.fukushima.jp
